

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原本部発第249号

令和7年10月3日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 高松市丸の内2番5号

氏名 四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

宮本 喜弘

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和47年11月29日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	令和7年10月2日
協議した都道府県知事及び市町村長	愛媛県知事 中村時広 伊方町長 高門清彦 山口県知事 村岡嗣政
予定される要旨の公表の方法	当社ホームページへの掲載 伊方ビジターズハウスでの閲覧

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

伊 方 発 電 所

原子力事業者防災業務計画

令和7年10月

四国電力株式会社

修 正 来 歴

回	年 月 日	修 正 内 容	備 考
0	平成 12 年 6 月 16 日	新規制定	
1	平成 13 年 6 月 15 日	中央省庁再編および愛媛県原子力防災計画修正（平成12年10月）に伴う修正	
2	平成 14 年 7 月 24 日	当社（本店）組織整備に伴う修正	
3	平成 15 年 6 月 9 日	「防災基本計画」（平成14年4月）の修正および指定行政機関、指定地方行政機関、四国経済産業局の組織整備に伴う修正	
4	平成 16 年 7 月 9 日	「原子炉施設等の防災対策について」の改訂（平成14年4月、11月）、愛媛県原子力防災計画の修正（平成16年3月）および指定地方行政機関、当社（伊方発電所）組織整備に伴う修正	
5	平成 17 年 7 月 4 日	周辺市町村の合併、官公庁の組織変更、設備の位置変更等、および通報連絡に係る様式の追加に伴う修正	
6	平成 18 年 7 月 6 日	官公庁の組織変更、原子力防災資機材以外の資機材の変更に伴う修正	
7	平成 19 年 7 月 6 日	官公庁、愛媛県、伊方町の組織変更、八幡浜市への通報手順の変更に伴う修正および関係機関への情報連絡様式の修正	
8	平成 20 年 7 月 16 日	官公庁の組織変更及び当社組織整備（愛媛原子力総合対策室の設置）に伴う修正	
9	平成 21 年 8 月 5 日	原子力防災組織の業務分掌見直し、原子力保安検査官（原子力防災専門官）について通報連絡先の記載の適正化、原子力防災資機材の変更、当社組織（本店連絡総本部）の記載の適正化に伴う修正	
10	平成 22 年 8 月 10 日	副原子力防災管理者の選任の見直し、緊急時対策支援システムの運用変更に伴う見直し、雑固体処理建屋の設置に伴う見直し、および記載の適正化に伴う修正	
11	平成 23 年 12 月 1 日	愛媛県、八幡浜市、当社の組織変更および指定行政機関への消費者庁の追加に伴う修正	
12	平成 25 年 3 月 6 日	原子力災害対策特別措置法の改正に伴う修正、および当社防災体制見直しに伴う修正	
13	平成 25 年 4 月 4 日	当社からの通報連絡先等に山口県（関係周辺都道府県）を追加したことに伴う修正	

修 正 来 歴

回	年 月 日	修 正 内 容	備 考
1 4	平成 25 年 9 月 30 日	愛媛県地域防災計画改正に伴う修正および記載の適正化に伴う修正	
1 5	平成 25 年 11 月 29 日	原子力災害対策特別措置法省令および規制庁規則の改正に伴う修正	
1 6	平成 27 年 3 月 30 日	副原子力防災管理者の見直しに伴う修正、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う修正、防災体制見直しに伴う修正、放射線量・放射性物質放出に係る E A L 解釈の追加、原子力災害時における原子力事業者間協力協定改正に伴う修正、原子力規制委員会組織規則改正に伴う修正および記載の適正化	
1 7	平成 28 年 3 月 30 日	緊急被ばく線量限度変更に伴う原子力防災要員対象者および防災資機材数の修正、当社防災体制見直しに伴う修正、山口県地域防災計画改正に伴う修正、地方放射線モニタリング対策官設置に伴う修正、緊急時対策所 (EL. 32m) 運用開始に伴う修正、緊急時対応に必要な主な資機材の記載の適正化、原子力防災組織業務を一部委託する業務の記載の適正化、原災法第 25 条第 2 項の規定に基づく報告様式および記載事項の修正	
1 8	平成 29 年 3 月 24 日	伊方地域原子力防災協議会において取りまとめられた「伊方地域の緊急時対応」の記載内容の反映に伴う修正、緊急時対応に必要な主な資機材の整理に伴う修正、原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴う修正、伊方町の組織変更に伴う修正および記載の適正化	
1 9	平成 29 年 10 月 27 日	原子力規制庁の組織改編に伴う修正、事業者間での通報連絡様式の統一に伴う修正、資源エネルギー庁および中国経済産業局からの要請に基づく「原災法第 10 条第 1 項に基づく通報連絡経路」等へ「中国経済産業局」の追加、「原子力災害対策指針」および「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」の改正に伴う E A L 事象の判断基準等の修正、伊方 1 号機について廃止措置計画が認可されるとともに「新規制基準に適合しないプラント」に該当することによる防災資機材および緊急時対策支援システムへの伝送項目の修正、および記載の適正化	

修 正 来 歴

回	年 月 日	修 正 内 容	備 考
20	平成 31 年 3 月 18 日	「原子力規制委員会告示第 3 号」に伴う修正、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の改正に伴う修正、当社組織整備に伴う組織名称の修正、通報連絡経路および情報連絡経路に愛媛労働局および八幡浜労働基準監督署を追加、原子力緊急事態支援組織の資機材数見直しに伴う修正、および記載の適正化	
21	令和 2 年 3 月 27 日	原子力規制委員会規則および告示の変更に係る様式の修正、非常用ガスタービン発電機の設置に伴う修正、送配電部門の分社化等の当社組織整備に伴う修正、および記載の適正化	
22	令和 2 年 8 月 18 日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」の改正に伴う修正、防災基本計画との整合に伴う変更、発電所敷地内の避難場所の追加、および記載の適正化	
23	令和 3 年 9 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正 ・緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合（令和 2 年 9 月 1 日）を踏まえた修正 ・「原子力規制委員会告示第三号（伊方 2 号機冷却告示）」に伴う修正 ・防災要員追加による原子力防災体制の充実 ・伊方 3 号機について原子力規制庁からの依頼文書「緊急時対策支援システムへの伝送項目の追加について（依頼）」（原規総発第1909255）に基づく緊急時対策支援システム伝送項目の追加 ・伊方 2 号機の廃止措置計画認可に伴う防災資機材および緊急時対策支援システム伝送項目の修正 ・伊方 1 号機について廃止措置計画に基づく使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了しディーゼル発電機の廃止に伴う緊急時対策支援システムへの伝送項目の修正 ・原子力災害対策指針との整合 ・記載の適正化 	

修 正 来 歴

回	年 月 日	修 正 内 容	備 考
2 4	令和 4年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療の体制等の充実反映 ・国土交通省、伊方町の組織名称変更に伴う修正 ・記載の適正化 	
2 5	令和 5年12月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療活動の充実に係る修正 ・緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を踏まえた修正 ・伊方1号機廃止措置計画に伴う修正 ・伊方3号機非常用電源系統運用見直しによる修正 ・国土交通省の組織名称変更に伴う修正 ・通報様式への地震加速度の追記 ・記載の適正化 	
2 6	令和 6年 12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の改正に伴う修正 ・原子力災害対策指針等の改正に伴う修正 ・原子力防災資機材以外の資機材に関する記載の明確化 ・被災者支援活動に関する記載の明確化 ・当社および四国電力送配電株式会社の組織整備に伴う修正 ・使用済燃料乾式貯蔵施設に関する保安規定変更認可申請に伴う修正 ・記載の適正化 	
2 7	令和 7年10月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針との整合 ・原子力事業所災害対策支援拠点の記載の拡充 ・原子力防災組織業務の一部を委託する組織追加に伴う修正 ・モニタリングポスト設置場所変更に伴う修正 ・記載の適正化 	

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 防災体制	6
1. 非常体制の区分および連携	6
2. 原子力防災組織	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	8
第2節 原子力災害対策組織の運営	10
1. 通報の実施	10
2. 非常体制の発令および解除	10
3. 原子力防災要員等の非常招集	13
4. 災害対策本部および災害対策総本部の設置および廃止	13
5. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置および廃止	15
6. 権限の行使	15
7. 災害対策本部および災害対策総本部設置後の情報連絡経路	16
第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備	16
1. 放射線測定設備の設置および検査等	16
2. 原子力防災資機材の整備	17
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備	17
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	18
1. オフサイトセンターに備え付ける資料	18
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	18
3. 発電所、本店および松山原子力本部等に備え付ける資料	18
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検	19
1. 緊急時対策所	19
2. 原子力事業所災害対策支援拠点	19
3. 本店非常災害対策室	19
4. 松山原子力本部非常災害対策室	20
5. 屋内退避場所および屋外退避場所	20
6. 応急処置施設	20
7. 気象観測設備	20
8. 運転指令装置および所内放送装置	21

第6節 防災教育の実施	2 1
1. 原子力防災要員に対する教育	2 1
2. 災害対策要員に対する教育	2 1
第7節 訓練の実施	2 2
1. 社内における訓練	2 2
2. 国または地方公共団体が主催する訓練	2 2
第8節 関係機関との連携	2 3
1. 国との連携	2 3
2. 地方公共団体との連携	2 3
3. 防災関係機関等との連携	2 3
4. 原子力緊急事態支援組織の整備	2 4
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	2 4
第3章 非常体制発令時の措置の実施	2 5
第1節 通報および連絡	2 5
1. 通報および連絡の実施	2 5
2. 非常体制発令時の対応	2 5
3. 情報の収集と提供	2 6
4. 通話制限	2 7
第2節 応急措置の実施	2 8
1. 警告および避難誘導	2 8
2. 放射能影響範囲の推定	2 8
3. 原子力災害医療	2 8
4. 消火活動	2 9
5. 汚染拡大の防止	3 0
6. 線量評価	3 0
7. 広報活動	3 0
8. 応急復旧	3 0
9. 原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置	3 1
10. 資機材の調達および輸送	3 1
11. 応急措置の実施報告	3 1
12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	3 2
13. 原子力防災要員等の派遣	3 2
14. 他の原子力事業者の協力の要請等	3 3
15. 原子力緊急事態支援組織の協力の要請等	3 3
16. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣	3 3
17. 伊方地域の緊急時対応への協力	3 4
18. 被災者の相談窓口の設置	3 4

第3節 緊急事態応急対策	3 4
1. 第2種非常体制の発令	3 4
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡方法	3 5
3. 応急措置の継続実施	3 5
4. 事業所外運搬事故における対策	3 5
第4章 原子力災害事後対策	3 6
第1節 発電所内の対策	3 6
1. 復旧対策	3 6
2. 原因究明と再発防止対策の実施	3 6
3. メンタルヘルス対策の実施	3 6
第2節 原子力防災要員の派遣等	3 7
1. 広報活動に関する事項	3 7
2. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項	3 7
第5章 その他	3 8
第1節 他の原子力事業者への協力	3 8

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下、「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下、「原災法」という。）第7条第1項の規定ならびに原子力災害対策指針等に基づき、伊方発電所（以下、「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、被災者支援活動を含めた原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質または放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下、「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制および資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 原子力事業所災害対策

緊急事態応急対策および原子力災害事後対策をいう。

7. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関および同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、災害対策基本法第2条第3号の規定に基づき内閣総理大臣が指定するものをいう。

8. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支部分局（国家行政組織法第9条の地方支部分局をいう。）その他の国の地方行政機関で、災害対策基本法第2条第4号の規定に基づき内閣総理大臣が指定するものをいう。

9. 原子力災害対策活動

原子力災害の発生または拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

10. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力災害対策活動を行う要員をいう。具体的には、原子力防災管理者および副原子力防災管理者を除く発電所員および原子力防災組織の業務の一部を受託した会社の作業者、ならびに原子力災害発生時に発電所の原子力防災組織に入り支援等を行う可能性のある本店および松山原子力本部の原子力関係社員をいう。

原子力防災要員は、別表1-1に定める業務を行う。

11. 災害対策要員

本店、松山原子力本部、東京支社において、各組織における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される原子力災害対策活動を支援する要員（ただし、原子力防災要員を除く。）をいう。

12. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織を統括する業務を行う者をいう。

13. 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する業務を行う者をいう。

14. 原子力緊急事態支援組織

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下、「防災業務計画命令」という。）第2条第2項7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

1 5. 緊急時対策所

防災業務計画命令第2条第2項1号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設をいう。

1 6. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画命令第2条第2項2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

1 7. 本店非常災害対策室および松山原子力本部非常災害対策室

防災業務計画命令第2条第2項3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下、「原子力施設事態即応センター」という。）をいう。

1 8. 安全パラメータ伝送システム（以下、「S P D S」という。）

防災業務計画命令第2条第2項4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

1 9. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）、関係機関ならびに原子力事業者の原子力施設事態即応センターおよび緊急時対策所を接続する情報通信ネットワークをいう。

2 0. 緊急時活動レベル（Emergency Action Level 以下、「E A L」という。）

原子力施設の状況に応じて「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3つの区分とし、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下、「原子炉等規制法」という。）等に基づき、その設計、建設および運転の各段階および事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理および燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に基づき、活動を行う。

また、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画および山口県地域防災計画では、発電所の敷地境界付近の放射線量が、原災法第10条第1項に定められた通報基準より低いレベルから災害対策本部の設置の準備を始めるとしていることから、これに対応するための措置を盛り込むこととする。

これらを踏まえて、この計画では、次に掲げる各段階における諸施策について定める。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育および訓練の実施等

2. 非常体制発令時の措置の実施

警戒事象の発生もしくは、発電所敷地境界の放射線量が、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画および山口県地域防災計画に定められた災害対策本部設置の準備基準に至ったときから、または原災法第10条第1項に基づく通報基準に至ったときから、原子力緊急事態解除宣言されるまでの間に実施する通報、非常体制の確立、放射線測定等の措置、緊急事態応急対策の実施および関係機関への原子力防災要員の派遣等

3. 原子力災害事後対策の実施

原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員の派遣等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員および災害対策要員は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策について理解しておくとともに、この計画に従い円滑かつ適切に遂行する。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおり行う。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画および山口県地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導および助言を受け、社長にその旨を具申する。また、修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導および助言を受け、社長にその旨を具申する。
2. 社長は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ愛媛県知事、伊方町長および山口県知事と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、修正しようとする日を明らかにして、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事にこの計画の案を提出して行う。
3. 社長は、この計画を修正した場合、すみやかに様式1に定める届出書に必要事項を記入し、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、この計画の作成または修正に関する事項について報告できるよう、作成および修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 非常体制の区分および連携

(1) 非常体制の区分

原子力災害が発生するおそれのある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて非常体制を区分する。

表 非常体制の区分

原子力災害の情勢	非常体制の区分
別表2－1の事象が発生したときから、第1種非常体制が発令されるまでの間または事象が収束し非常準備体制をとる必要がなくなったときまでの間	非常準備体制
別表2－2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2種非常体制が発令されるまでの間または事象が収束し第1種非常体制をとる必要がなくなったときまでの間	第1種非常体制
別表2－3の事象が発生したとき、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	第2種非常体制

(2) 四国電力送配電株式会社との連携

非常体制発令時は、この計画を基に、四国電力送配電株式会社と一体となって対応する。

2. 原子力防災組織

(1) 発電所の原子力防災組織

- a. 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。
- b. 発電所の原子力防災組織は、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員を定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - (a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - (c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- d. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災組織および原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- e. 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）は、原子炉施設の保安上必要な場合、原子力防災管理者および副原子力防災管理者等へ助言および指示する。

(2) 本店および松山原子力本部の原子力防災組織

- a. この計画における松山原子力本部は、原子力本部直轄（松山）、原子力保安研修所および愛媛支店をいう。
- b. 社長は、本店に別図2-2に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に原子力防災要員および災害対策要員を置く。
- c. 原子力本部長は、松山原子力本部に別図2-3に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に原子力防災要員および災害対策要員を置く。
- d. 本店および松山原子力本部の原子力防災組織は、別図2-2および別図2-3に定める業務分掌に基づき原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整、資機材の整備、点検、調達および輸送など発電所において実施される原子力災害対策活動を支援する。

e. 社長は、第2種非常体制を発令した場合、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、全社が一体となり緊急事態応急対策および原子力災害事後対策に取り組む。

(3) 東京支社の原子力防災組織

- a. 東京支社長は、東京支社に別図2-4に定める原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災組織に災害対策要員を置く。
- b. 東京支社の原子力防災組織は、別図2-4に定める業務分掌に基づき、東京支社における原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整および広報活動など、発電所において実施される原子力災害対策活動を支援する。

(4) 原子力防災要員の届出

社長は、原子力防災要員を置いた場合または変更した場合、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に様式2の届出書により原子力防災要員を置いた日または変更した日から7日以内に届け出る。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに次に掲げる職務を行う。

なお、原子力防災管理者は、旅行または疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から代行者を指定する。

- a. 別表2-1に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、直ちに別図2-5に示す箇所へ通報する。
- b. 別表2-1に該当する事象が発生した場合、直ちに発電所の原子力防災要員を招集し、速やかに状況の把握に努める。
- c. 別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、直ちに別図2-6に示す箇所へ通報する。
- d. 別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、直ちに発電所の原子力防災要員に、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。
- e. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備（以下、「モニタリングポスト」という。）を設置および維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材または機材を備え付け、隨時、保守点検する。

f. 発電所の原子力防災要員に、原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は発電所所長代理（技術系）、安全管理部長、保修部長、品質保証部長および発電部長とし、次に掲げる職務を行う。

a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。

b. 原子力防災管理者が不在のときは、発電所所長代理（技術系）、安全管理部長、保修部長、品質保証部長、発電部長の順位により、その職務を代行する。ただし、原子炉主任技術者と兼務とならないよう調整する。

(3) 社長は、原子力防災管理者または副原子力防災管理者を選任または解任した場合、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式3の届出書により届け出る。

なお、社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災管理者および副原子力防災管理者の選任状況について報告を求められたときはこれを行う。

第2節 原子力災害対策組織の運営

1. 通報の実施

(1) 非常準備体制の発令基準に至った場合の通報

原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図2-5に定める通報連絡経路を使用して通報する。

また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、非常準備体制発令の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。

(2) 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図2-6に定める通報連絡経路を使用して通報する。

また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原災法第10条第1項等の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。

(3) 通報等の運用

事象確認においては、発電所の特性や地域状況を踏まえて、EAL事象判断の解釈をまとめた別表2-13を参照する。

緊急事態区分に該当する事象となる「警戒事象」、「施設敷地緊急事象」、「全面緊急事象」がそれぞれ別表2-1、別表2-2、別表2-3と対応し、EALNoで別表2-13と連携している。

なお、防災上の安全上重要な構築物、系統または機器（以下、「安全機器等」という。）および安全機器等を設置する区域（以下、「重要区域」という。）の一覧を別表2-14のとおり設定する。

また、発生した事象が複数の通報等の基準にまたがる場合、住民防護の早期実施の観点から、「全面緊急事象」、「施設敷地緊急事象」、「警戒事象」の順に通報を行う。

なお、可能な限り発生事象の通報を網羅的に行うが、発生事象について通報等を行った後、同レベルの緊急事態区分に該当する事象、または、下位レベルの緊急事態区分に該当する事象を認識した場合は、その段階において直ちに通報を行う。

2. 非常体制の発令および解除

(1) 非常体制の発令

a. 発電所

原子力防災管理者は、別表2-1、別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、その情勢に応じて直ちに非常準備体制、第1種非常体制または第2種非常体制（以下、合わせて「非常体制」という。）を発令する。

原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに原子力部発電管理部長（以下、「発電管理部長」という。）に報告する。

b. 本店

発電管理部長は、原子力防災管理者から発電所における非常体制の発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告する。

この場合、社長は、本店における非常体制を発令する。この際、発電所において発令された非常体制の区分を適用する。

本店において非常体制が発令された場合、社長は、東京支社長に非常体制の発令を指示する。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、発電管理部長から発電所における非常体制の発令の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制を発令する。

この際、発電所において発令した非常体制の区分を適用する。

d. 東京支社

東京支社長は、社長から非常体制の発令を指示された場合、東京支社における非常体制を発令する。この際、発電所において発令した非常体制の区分を適用する。

(2) 非常体制の区分の変更

a. 発電所

原子力防災管理者は、非常体制の区分を変更したときは、発電管理部長にその旨を報告する。

b. 本店

発電管理部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の区分の変更の報告を受けたときは、その旨を社長および原子力本部長に報告する。

この場合、社長は、本店における非常体制の区分を変更するとともに、東京支社長に非常体制の区分の変更を指示する。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、発電管理部長から発電所における非常体制の区分の変更の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制の区分を変更する。

d. 東京支社

東京支社長は、社長から非常体制の区分の変更を指示された場合、東京支社における非常体制の区分を変更する。

(3) 非常体制の解除

a. 発電所

原子力防災管理者は次に掲げるいずれかの状態となった場合、社長、原子力本部長および関係機関と協議し非常体制を解除する。

(a) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合

(b) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合

(c) 原災法第10条第1項に基づく通報基準に至らず、原子力災害の原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合

原子力防災管理者は、発電所の非常体制を解除した場合、発電管理部長に報告する。

b. 本店

発電管理部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の解除の報告を受けたときは、その旨を社長および原子力本部長に報告する。この場合、社長は、本店における非常体制を解除する。

社長は、本店の非常体制を解除した場合、東京支社長に非常体制の解除を指示する。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、発電管理部長から発電所における非常体制の解除の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制を解除する。

d. 東京支社

東京支社長は、社長から非常体制の解除を指示された場合、東京支社における非常体制を解除する。

3. 原子力防災要員等の非常招集

(1) 非常体制発令時の非常招集

a. 発電所

原子力防災管理者は、非常体制発令時、別図2-7に示す連絡経路により、発電所の原子力防災要員を緊急時対策所に非常招集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所の原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

b. 本店

発電管理部長は、本店における非常体制発令時、本店の原子力防災要員および災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により本店非常災害対策室に非常招集する。

なお、本店関係各部の部長は、あらかじめ各部の原子力防災要員および災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

c. 松山原子力本部

原子力本部長は、松山原子力本部における非常体制発令時、松山原子力本部の原子力防災要員および災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により松山原子力本部非常災害対策室に非常招集する。

なお、原子力本部長は、あらかじめ松山原子力本部の原子力防災要員および災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

d. 東京支社

東京支社長は、東京支社における非常体制発令時、東京支社の災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により東京支社に非常招集する。

なお、東京支社長は、あらかじめ東京支社の災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。

4. 災害対策本部および災害対策総本部の設置および廃止

各災害対策本部の組織全体図を別図2-9に示す。

(1) 災害対策本部および災害対策総本部の設置

a. 発電所

(a) 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に別図2-10に示す災害対策本部を設置する。

(b) 発電所の災害対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、発電所の原子力防災要員で構成する。

(c) 発電所の災害対策本部長は、原子力防災管理者とする。

b. 本店

(a) 社長は、本店に非常体制を発令した場合、速やかに本店非常災害対策室に別図2-1-1に示す災害対策本部（高松）を設置する。

(b) 災害対策本部（高松）は、本店の原子力防災要員および災害対策要員で構成する。

(c) 災害対策本部（高松）の本部長は、社長とし、災害対策総本部長と兼務とする。

ただし、第1種非常体制または第2種非常体制発令時は、社長は松山原子力本部非常災害対策室へ移動し、災害対策総本部長として指揮するため、災害対策本部（高松）の本部長は、副社長（原子力本部長を除く。）とする。

c. 松山原子力本部

(a) 原子力本部長は、松山原子力本部に非常体制を発令した場合、速やかに松山原子力本部非常災害対策室に別図2-1-2に示す災害対策本部（松山）を設置する。

(b) 災害対策本部（松山）は、松山原子力本部の原子力防災要員および災害対策要員で構成する。

(c) 災害対策本部（松山）の本部長は、原子力本部長とする。

d. 東京支社

(a) 東京支社長は、東京支社に非常体制を発令した場合、速やかに別図2-1-3に示す災害対策本部を設置する。

(b) 東京支社の災害対策本部は、東京支社の災害対策要員で構成する。

(c) 東京支社の災害対策本部長は、東京支社長とする。

e. 災害対策総本部

(a) 災害対策総本部は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）から構成され、災害対策総本部の本部長は社長とする。

(b) 社長は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）の設置をもって、災害対策総本部を設置する。

(c) 社長は、第1種非常体制または第2種非常体制を発令した場合は、松山原子力本部非常災害対策室に移動し、指揮を執る。

（2）災害対策本部および災害対策総本部の廃止

- a. 発電所の災害対策本部長、災害対策本部（高松）の本部長、災害対策本部（松山）の本部長および東京支社の災害対策本部長は、非常体制を解除した場合、それぞれの災害対策本部を廃止する。
- b. 社長は、災害対策本部（高松）または災害対策本部（松山）の廃止をもって、災害対策総本部を廃止する。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置および廃止

- （1）災害対策本部（高松）の本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、事故復旧作業の支援を行う。
- （2）災害対策本部（高松）の本部長は、非常体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

6. 権限の行使

（1）非常体制発令時の活動

a. 発電所

（a）非常体制が発令された場合、発電所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、発電所の災害対策本部のもとで行う。

（b）原子力防災管理者は、非常体制が発令された場合、発電所の災害対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。

ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとる。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとる。

b. 本店

非常体制が発令された場合、本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、災害対策本部（高松）のもとで行う。

c. 松山原子力本部

非常体制が発令された場合、松山原子力本部の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、災害対策本部（松山）のもとで行う。

d. 東京支社

非常体制が発令された場合、東京支社の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、東京支社の災害対策本部のもとで行う。

7. 災害対策本部および災害対策総本部設置後の情報連絡経路

- (1) 災害対策本部および災害対策総本部設置後の社外関係機関への情報連絡経路は、別図2-14または別図2-15に示すとおりとする。
- (2) 災害対策本部および災害対策総本部設置後の社内の体制および情報連絡経路は、別図2-16に示すとおりとする。

第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の設置および検査等

原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づく発電所の敷地境界付近の放射線測定設備（以下、「モニタリングポスト」という。）を、別図2-17に定めるとおり設置し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示および記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようとする。
- (3) 毎年1回以上定期に較正等の点検を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに、他のモニタリングポストを監視する等の代替手段を講じる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、社長から内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を、社長から原子力規制委員会に提出する。
 - a. 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b. 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称および所在地
 - c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数およびその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量は、記録計または電子媒体により記録し1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量は、テレメータ等により公表する。

(8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、モニタリングポストの状況またはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録もしくは公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定された原子力防災資機材を別表2-4に示すとおり配備するとともに、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に故障等が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式5に定める届出書により届け出る。
また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

(1) 発電管理部長は、前項に定める原子力防災資機材以外の資機材のうち、原子力事業所災害対策支援に必要な主な資機材について、別表2-5に示すとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

なお、発電管理部長は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。

(2) 原子力防災管理者、原子力本部長および発電管理部長は、(1)を除く原子力防災資機材以外の資機材について別表2-5(このうち緊急時対応に必要な主な資機材の配置を別図2-18)に示すとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

なお、原子力防災管理者、原子力本部長および発電管理部長は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策に必要となる資料のうち、別表2-7に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。これらの資料のうち、原災法第12条第4項に基づき提出すべき資料については、内容の変更があった場合も同様とする。また、その他の資料についても、定期的に見直しを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

発電管理部長は、別表2-7に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）に備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。また、発電管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 災害対策本部等に備え付ける資料

（1）発電所

原子力防災管理者は別表2-7に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

（2）本店

発電管理部長は別表2-7に定める資料を、本店に備え付ける。また、発電管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

（3）松山原子力本部

原子力本部長は別表2-7に定める資料を、松山原子力本部に備え付ける。また、原子力本部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

（4）東京支社

東京支社長は別表2-7に定める資料を、東京支社に備え付ける。また、東京支社長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

（5）原子力事業所災害対策支援拠点

発電管理部長は別表2-7に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点用として発電所構外の保管場所（原子力保安研修所）に備え付ける。また発電管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-19および別表2-8に示す緊急時対策所を設置する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所およびSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所およびSPDSに供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。
原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。
 - a. 非常用通信機器
 - b. テレビ会議システム
 - c. SPDS

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 発電管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2-8に示す施設をあらかじめ選定しておく。なお、汚染検査および除染等の活動場所については、警戒区域の設定範囲に応じて当社および当社グループ会社の所有施設を使用するほか、公共施設等を所管する施設管理者と協議したうえで当該施設を使用するなど柔軟に対応する。
- (2) 発電管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。
- (3) 発電管理部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。

3. 本店非常災害対策室

- (1) 発電管理部長は、別表2-8に示す本店非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 発電管理部長は、本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。

(3) 発電管理部長は、非常用電源を本店非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。

(4) 発電管理部長は、本店非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

発電管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。

- a. 非常用通信機器
- b. テレビ会議システム

4. 松山原子力本部非常災害対策室

(1) 原子力本部長は、別表2-8に示す松山原子力本部非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。

(2) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。

(3) 原子力本部長は、非常用電源を松山原子力本部非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。

(4) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

原子力本部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。

- a. 非常用通信機器
- b. テレビ会議システム

5. 屋内退避場所および屋外退避場所

原子力防災管理者は、別図2-20に定める屋内退避場所および屋外退避場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が屋内退避場所もしくは屋外退避場所であることを掲示する。

また、原子力防災管理者は、屋内退避場所もしくは屋外退避場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。

6. 応急処置施設

原子力防災管理者は、別図2-19に示す応急処置室を整備する。

7. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図2-19に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

8. 運転指令装置および所内放送装置

原子力防災管理者は、発電所における運転指令装置および所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、運転指令装置または所内放送装置に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

1. 発電所の原子力防災要員に対する教育

原子力防災管理者は、発電所の原子力防災要員に対し、原子力災害に対する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

(1) 原子力防災組織および活動に関する知識

(2) 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識

(3) 放射線防護に関する知識

(4) 放射線および放射性物質の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

また、原子力防災管理者は、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、発電所に出入りする協力会社等も含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行う。

2. 発電所以外の原子力防災要員および災害対策要員に対する教育

発電管理部長は、本店および松山原子力本部の原子力防災要員ならびに災害対策要員に対し、活動内容に応じて原子力災害に対する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

(1) 原子力防災組織および活動に関する知識

第7節 訓練の実施

1. 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者、発電管理部長、原子力本部長および東京支社長は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、次に掲げる項目について別表2-9に示すとおり訓練を実施し評価する。

訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。また、評価にあたっては、社内および社外による評価の実施体制を明確にする。

なお、別途定める訓練の中期計画に基づき、原災法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に至らない想定の防災訓練を実施する場合は、原子力緊急事態の発生を想定した通報および体制構築に係る訓練を、当該訓練と組み合わせて実施する。

- a. 防災訓練
- b. AM訓練
- c. 緊急時対応訓練
- d. 緊急事態支援組織対応訓練
- e. 通報訓練
- f. 原子力災害医療訓練
- g. モニタリング訓練
- h. 避難誘導訓練

(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。

なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定めておく。

(3) 社長は、訓練の評価結果を、原子力規制委員会に様式6に定める報告書により報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国または地方公共団体が主催する訓練

原子力防災要員および災害対策要員は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、緊急時においてこの計画に基づき、関係機関と連携を取りながら、原子力事業所災害対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり連携を図る。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会およびその他関係省庁）および原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、これを行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第32条に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正および原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導および助言があった場合、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 愛媛県知事、伊方町長および山口県知事とは、平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、これを行う。
- (4) 愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から原災法第32条に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。

3. 防災関係機関等との連携

防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から別表2-6に示す資機材を維持管理するとともに、別表2-10に示す公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の整備

(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-11に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。

- a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等
- b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保守要領、点検記録の保管
- c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保管方法、保管場所

(2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得して、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行う。

- 1. 放射性物質および放射線の特性
- 2. 原子力事業所の概要
- 3. 原子力災害とその特殊性
- 4. 原子力防災への取り組み
- 5. 発電所の状況に応じた緊急事態の考え方

第3章 非常体制発令時の措置の実施

第1節 通報および連絡

1. 通報および連絡の実施

(1) 原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象が発生した場合、15分以内を目途として、様式7に定められた通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事およびその他別図2-5に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。

なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式7に掲げる事項を可能な限り早く到達する手段を用いて連絡する。

(2) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式9に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事およびその他別図2-6に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信した上で記録として保存し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。

なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式9に掲げる事項を可能な限り早く到達する手段を用いて連絡する。

(3) 別表2-2または別表2-3に定める事象のうち、事業所外運搬に係る事象の発生について、原子力防災管理者は、通報を受けまたは自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式10に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長およびその他別図2-6に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信した上で記録として保存し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。

なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式10に掲げる事項を可能な限り早く到達する手段を用いて連絡する。

(4) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の通報を行った場合は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を報道機関へ発表する。

2. 非常体制発令時の対応

(1) 原子力防災管理者は、別表2-1、別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、直ちに非常体制を発令するとともに、発電所の原子力防災要員を非常招集し、災害対策本部を設置する。

(2) 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに発電管理部長に報告する。

- (3) 発電管理部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の発令の連絡を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。
- (4) 社長は、発電管理部長から発電所の非常体制発令の報告を受けたときは、本店に非常体制を発令するとともに、東京支社長に非常体制の発令を指示する。
- (5) 社長は、本店に災害対策本部（高松）を設置する。
災害対策本部（高松）は、本店の原子力防災要員および災害対策要員で構成され、非常体制発令時に発電管理部長が非常招集する。
- (6) 原子力本部長は、発電管理部長から発電所の非常体制発令の報告を受けた場合、松山原子力本部に非常体制を発令するとともに、松山原子力本部の原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、災害対策本部（松山）を設置する。
- (7) 東京支社長は、社長から非常体制発令の指示を受けた場合、東京支社に非常体制を発令するとともに、東京支社の災害対策要員を非常招集し、災害対策本部を設置する。
- (8) 社長は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）の設置をもって、災害対策総本部を設置する。
- (9) 原子力防災管理者は、発電所の災害対策本部の本部長となり活動を開始する。
- (10) 社長は、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策総本部の本部長となり活動を開始する。ただし、第1種非常体制または第2種非常体制発令時は、社長は松山原子力本部非常災害対策室へ移動し、災害対策総本部長として活動する。その際の災害対策本部（高松）の本部長は、副社長（原子力本部長を除く。）が対応し活動を開始する。
- (11) 原子力本部長は、災害対策本部（松山）の本部長となり活動を開始する。
- (12) 東京支社長は、東京支社の災害対策本部の本部長となり活動を開始する。
- (13) 各災害対策本部および災害対策総本部の本部長は、別図2-16に定める情報連絡経路に従い連絡する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所の災害対策本部の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項の実施、または事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所の災害対策本部長に報告する。

- a. 事故の発生時刻および場所
- b. 事故原因、状況および事故の拡大防止措置
- c. 被ばくおよび傷害等人身災害にかかる状況
- d. 発電所敷地周辺における放射線ならびに放射能の測定結果
- e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況
- f. 気象状況
- g. 収束の見通し
- h. 別表2-12に示す伝送項目が緊急時対策支援システム(ERSS)に伝送されていることの確認
- i. テレビ会議システムの起動
- j. その他必要と認める事項

(2) 発電所の災害対策本部の各班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を、様式8、様式11または様式12に記載し、別図2-14または別図2-15に示す情報連絡経路に従い、社外関係機関にファクシミリ装置を用いて送信し、記録として保存する。

(3) 災害対策本部(高松)の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を実施し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部(高松)の本部長に報告する。

- a. テレビ会議システムの起動
- b. その他必要と認める事項

(4) 災害対策本部(松山)の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項を実施し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部(松山)の本部長に報告する。

- a. テレビ会議システムの起動
- b. その他必要と認める事項

4. 通話制限

発電所の災害対策本部総務班長、災害対策本部(高松)総務班長および災害対策本部(松山)総務班長は、原子力災害対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

第2節 応急措置の実施

1. 警告および避難誘導

(1) 退避場所等の指定

発電所の災害対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る非常体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等（以下、「発電所避難者」という。）に対して退避場所および避難経路等の必要な事項を指示する。また、各退避場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員（以下、「避難誘導員」という。）を配置する。

(2) 避難の周知

発電所の災害対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送・運転指令装置等により指定する退避場所への避難および避難の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、バス等による輸送もしくは、避難誘導員による誘導案内等を行い、退避場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所の災害対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。

また、この際、災害対策本部総務班長は、情報連絡班長および報道班長を経由してその旨を直ちに愛媛県知事、伊方町長、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。

なお、発電所の災害対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

(4) 発電所敷地内への入域制限等

発電所の災害対策本部総務班長は、非常体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止するよう関係者に周知する。

2. 放射能影響範囲の推定

発電所の災害対策本部技術支援班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データおよび緊急時モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

3. 原子力災害医療

(1) 救助活動

発電所の災害対策本部総務班長は、負傷者および放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者（以下、「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班長および関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 応急処置

発電所の災害対策本部総務班長は、負傷者等について各班長および関係者と協力して応急処置ならびに汚染の状況を確認するとともに、場合によっては発電所内の応急処置施設を使用するなど、除染を含むできる限りの汚染拡大防止措置を講じた後、医療機関に搬送する。

(3) 二次災害防止に関する措置

発電所の災害対策本部総務班長は、救急・救助隊員および医療関係者の被ばく防止のため、救出・搬送および治療の依頼を行う時、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の情報について連絡する。

また、依頼後の情報について順次、消防機関および医療機関に連絡するとともに、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。

(4) 医療機関への搬送に関する措置

発電所の災害対策本部総務班長は、放射性物質により汚染した負傷者ならびに放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者を医療機関へ搬送する際には、放射性物質や放射線に関する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。ただし、当該者がやむを得ず患者に同行できない場合は、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

(5) 発電所構内の医療活動

発電所の災害対策本部総務班長は、公益財団法人原子力安全研究協会の協力を得て、発電所内で発生した負傷者等に対する医療活動を実施する。

4. 消火活動

(1) 初期消火

発電所の災害対策本部消防班長は、火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、各班長および関係者と協力して安全を確保しつつ、迅速に初期消火を行う。

(2) 二次災害防止に関する措置

発電所の災害対策本部消防班長は、消防隊員の被ばく防止のため、消火の依頼を行う時、事故の概要および放射性物質の漏えいの有無等の情報について消防機関に連絡する。

また、依頼後の情報について順次、消防機関に連絡する。

(3) 消火活動

発電所の災害対策本部消防班長は、消防隊到着後、消防隊員の安全確保および消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

(4) 消火活動現場での負傷者の救出

発電所の災害対策本部消防班長は、消火活動現場において負傷者等がいる場合、各班長および関係者と協力して負傷者等を安全な場所まで誘導または搬送を行う。

5. 汚染拡大の防止

- (1) 発電所の災害対策本部技術支援班長および総務班長は、不必要的被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じて運転指令装置または所内放送装置等により、発電所構内にいる者に周知する。
- (2) 発電所の災害対策本部技術支援班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

6. 線量評価

発電所の災害対策本部技術支援班長は、発電所避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

7. 広報活動

- (1) 発電所の災害対策本部報道班長、災害対策本部（高松）報道班長、災害対策本部（松山）報道班長および東京支社の災害対策本部報道班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、報道機関へ発表する。
- (2) 発電所の災害対策本部報道班長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、報道班員を派遣し、オフサイトセンターにおいて報道機関へ発表する。

8. 応急復旧

(1) 施設および設備の監視ならびに点検

発電所の災害対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視および可能な範囲における巡回点検の実施により、発電所設備の状況および機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

発電所の災害対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、優先順位を考慮して実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する応急復旧計画を策定し、災害対策本部各班長は、この計画に基づき復旧対策を実施する。

- a. 施設や設備の整備および点検
- b. 故障した設備等の応急の復旧
- c. その他応急の復旧対策に必要な事項

(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

発電所の災害対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

9. 原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置

発電所の災害対策本部の各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止および被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生または拡大の防止を図るため、次に掲げる事項について措置を検討し実施する。

- (1) 発電所の災害対策本部運転班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所の災害対策本部運転班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性ならびに運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所の災害対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (4) 発電所の災害対策本部運転班長は、事故発生ユニットについて、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- (5) 発電所の災害対策本部運転班長は、その他のユニットについて、事故発生ユニットからの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検および操作を実施して保安維持を行う。
- (6) 発電所の災害対策本部技術支援班長は、格納容器内の放射線量等から、可能な限り外部へ放出される放射能量の推定を行う。
- (7) 発電所の災害対策本部技術支援班長は、環境への放射性物質の放出状況および気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達および輸送

発電所の災害対策本部総務班長は、災害対策本部（高松）の調査復旧班長と連携して、原子力防災資機材およびその他資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

11. 応急措置の実施報告

発電所の災害対策本部の各班長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施するとともに、様式8または様式11に定める報告様式にその概要を記入し、災害対策本部情報連絡班長および報道班長を経由して別図2-14または別図2-15に定める情報連絡経路に従い、ファクシミリ装置を用いて関係箇所に送信して記録として保存する。

1 2. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所の災害対策本部長、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関および海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

また、発電所の災害対策本部情報連絡班長および報道班長は、様式1 2に定める報告様式にその概要を記入し、別図2－1 4または別図2－1 5に定める情報連絡経路に従い、ファクシミリ装置を用いて関係箇所に送信し、記録として保存する。

（1）放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

（2）消火、延焼防止の措置

（3）運搬に従事する者や付近にいる者の退避

（4）立入制限区域の設定

（5）核燃料物質等の安全な場所への移動

（6）モニタリングの実施

（7）核燃料物質等による汚染および漏えい拡大の防止および汚染の除去

（8）遮へい対策の実施

（9）その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 3. 原子力防災要員等の派遣

（1）オフサイトセンターへの派遣等

発電所の災害対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制をとる旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに愛媛県知事、伊方町長およびその他の執行機関の実施する次に掲げる、オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表4－1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- （a）オフサイトセンターの設営準備助勢
- （b）発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- （c）報道機関への情報提供
- （d）緊急事態応急対策等についての相互の協力および調整

- b. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項
 - (a) 環境放射線モニタリング
 - (b) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
 - (c) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
 - (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(2) E R Cへの派遣

東京支社の災害対策本部長は、原子力規制庁から、E R Cの運営の準備に入る体制をとる旨の連絡を受けた場合、災害対策要員の派遣その他必要な措置を講じる。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

災害対策本部（高松）の本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、別図2-2-1に示す候補の中から放射線の影響等を考慮した上で適切な拠点を選定し、災害対策要員およびその他必要な要員の派遣、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材および原子力災害対策活動で使用する資料の輸送を、陸路を原則として実施する。

a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

- (a) 発電所への物資、要員の派遣
- (b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理

1 4. 他の原子力事業者の協力の要請等

災害対策本部（高松）の本部長は、別表2-1に該当する事象の発生について通報が行われた場合、他の原子力事業者に情報連携する。

災害対策本部（高松）の本部長は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報が行われた場合、他の原子力事業者に対し、協力を要請する。

1 5. 原子力緊急事態支援組織の協力の要請等

災害対策本部（高松）の本部長は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報が行われた場合、原子力緊急事態支援組織に情報連携する。

発電所の災害対策本部長は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報し、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、災害対策本部（高松）の本部長に要請する。これを受け、災害対策本部（高松）の本部長は、原子力緊急事態支援組織の協力を要請する。

1 6. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣

災害対策総本部長は、原子力災害合同対策協議会が設置された場合、災害対策本部（松山）の本部長または副本部長を派遣する。

1 7. 伊方地域の緊急時対応への協力

災害対策総本部長は、伊方地域における緊急時対応への協力として、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 要支援者の避難に使用する移動手段の提供
- (2) 地方公共団体の指揮下で実施される避難退域時検査および除染に係る要員の派遣および資機材の提供ならびに当活動で発生する汚染水の処理
- (3) 停電が長期化した場合におけるオフサイトセンターへの電力供給

1 8. 被災者の相談窓口の設置

社長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2種非常体制の発令

- (1) 発電所の災害対策本部長は、別表2-3に該当する事象に至った場合、発電所の災害対策本部情報連絡班長および報道班長を経由して、様式9（事業所外運搬に係る事象の発生については様式10）に定められた報告様式に必要事項を記入し、直ちに別図2-15に示す情報連絡経路に従い、社外関係機関にファクシミリ装置を用いて送信することにより報告する。なお、送信した報告は記録として保存する。
- (2) 発電所の災害対策本部長は、この報告を行ったときあるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2種非常体制を発令する。
- (3) 発電所の災害対策本部長は、災害対策本部（高松）の事務局長に第2種非常体制を発令した旨を報告し、事務局長はその旨を災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長に報告する。
- (4) 災害対策本部（高松）の本部長は、発電所の第2種非常体制の発令の報告を受けた場合、本店における第2種非常体制を発令するとともに、東京支社の災害対策本部長に第2種非常体制の発令を指示する。
- (5) 災害対策本部（松山）の本部長は、災害対策本部（高松）の事務局長から第2種非常体制発令の報告を受けた場合、松山原子力本部に第2種非常体制を発令する。
- (6) 東京支社の災害対策本部長は、災害対策本部（高松）の本部長から第2種非常体制発令の指示を受けた場合、東京支社に第2種非常体制を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡方法

- (1) 発電所の災害対策本部長は、オフサイトセンターが設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密にとる。発電所の災害対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項を周知し対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言する。
- (2) 発電所の災害対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力緊急事態の状況および緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

発電所の災害対策本部長は、第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、非常体制が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所の災害対策本部長、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第4章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者（非常体制を解除していない場合は、発電所の災害対策本部長。以下、この章において同じ。）は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があつたとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 発電所内の対策

1. 復旧対策

(1) 原子力防災管理者は、原子力災害発生後の事態收拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、内閣府、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- a. 原子炉施設の損傷状況および汚染状況の把握
- b. 原子炉施設の除染の実施
- c. 原子炉施設損傷部の修理および改造の実施
- d. 放射性物質の追加放出の防止
- e. 各復旧対策の実施工程および対応する災害対策本部班 等

(2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力災害事後対策の実施の状況について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

3. メンタルヘルス対策の実施

原子力防災管理者は、発電所の原子力防災要員に対し、心身の健康維持対策を適切に実施する。

第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに愛媛県知事、伊方町長、その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表5－1に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

1. 広報活動に関する事項

- (1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (2) 報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (5) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織から派遣された原子力防災要員の対応

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会または派遣先の指示に基づき必要な業務を行う。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

1. 社長は、他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。
2. 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、発電管理部長からの要請に応じ、次に掲げる緊急時モニタリング、周辺区域の汚染検査および汚染除去に関する事項について、別表6-1に示す原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をを行う。
 - (1) 緊急時モニタリング
 - (2) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
 - (3) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
 - (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

伊 方 発 電 所

原子力事業者防災業務計画別冊

令和7年10月

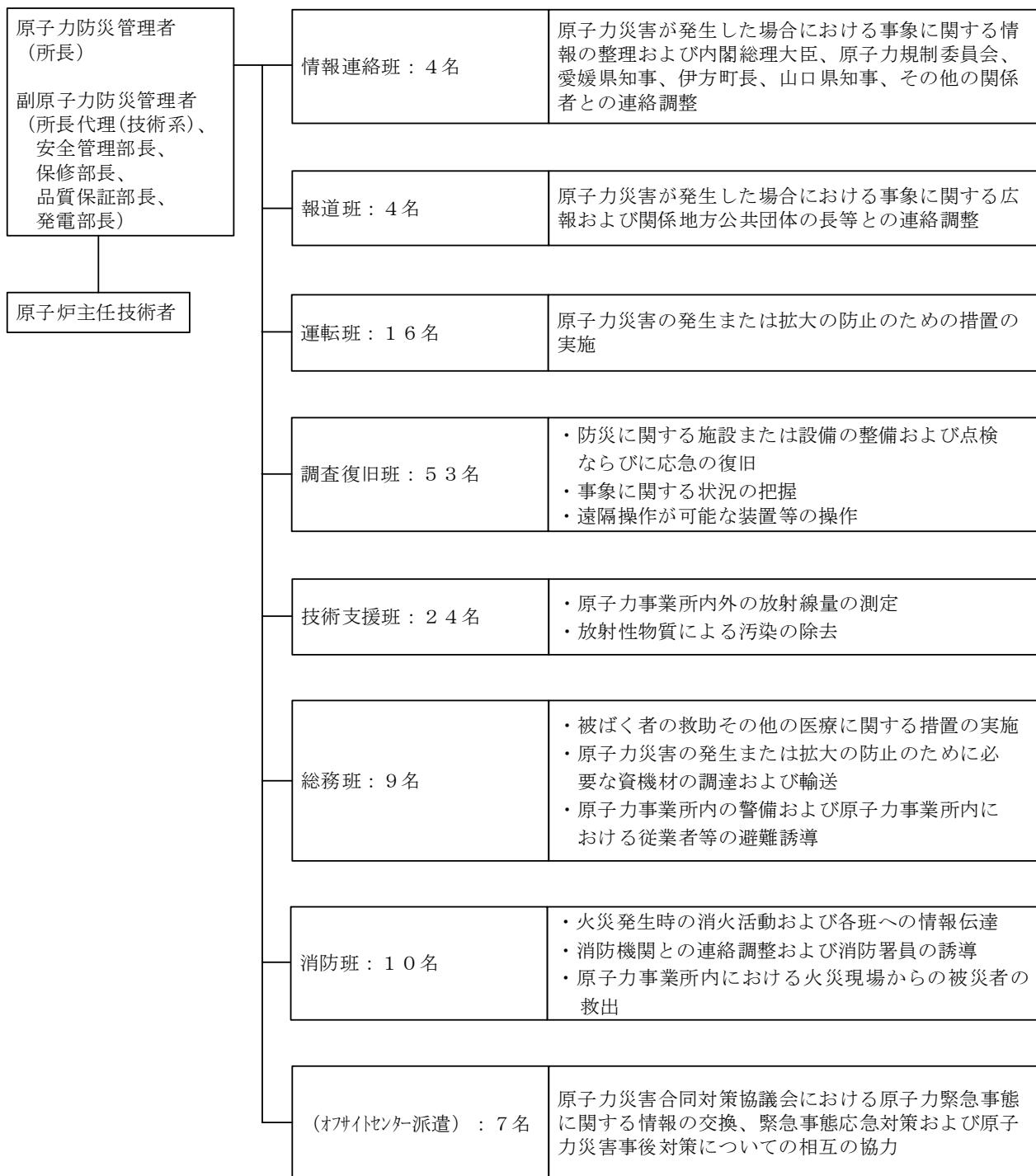
四国電力株式会社

図表集

別図 2-1	発電所の原子力防災組織および業務分掌	1
別図 2-2	本店の原子力防災組織および業務分掌	2
別図 2-3	松山原子力本部の原子力防災組織および業務分掌	3
別図 2-4	東京支社の原子力防災組織および業務分掌	4
別図 2-5	非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路	5
別図 2-6	原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路	6
別図 2-7	発電所災害対策本部員の非常招集連絡経路	8
別図 2-8	災害対策本部（高松）本部員・災害対策本部（松山）本部員・東京支社災害対策本部員の非常招集連絡経路	9
別図 2-9	原子力防災組織全体図	10
別図 2-10	発電所災害対策本部の業務分掌	11
別図 2-11	災害対策本部（高松）の業務分掌	12
別図 2-12	災害対策本部（松山）の業務分掌	13
別図 2-13	東京支社災害対策本部の業務分掌	13
別図 2-14	非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路	14
別図 2-15	第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路	15
別図 2-16	災害対策本部および災害対策総本部設置後の社内の情報連絡経路	17
別図 2-17	発電所敷地境界付近の放射線測定設備	18
別図 2-18	緊急時対応に必要な主な資機材	19
別図 2-19	発電所内の緊急時対策所および応急処置室等	20
別図 2-20	発電所敷地内の屋内退避場所と屋外退避場所	21
別図 2-21	原子力事業所災害対策支援拠点の候補 配置図	22

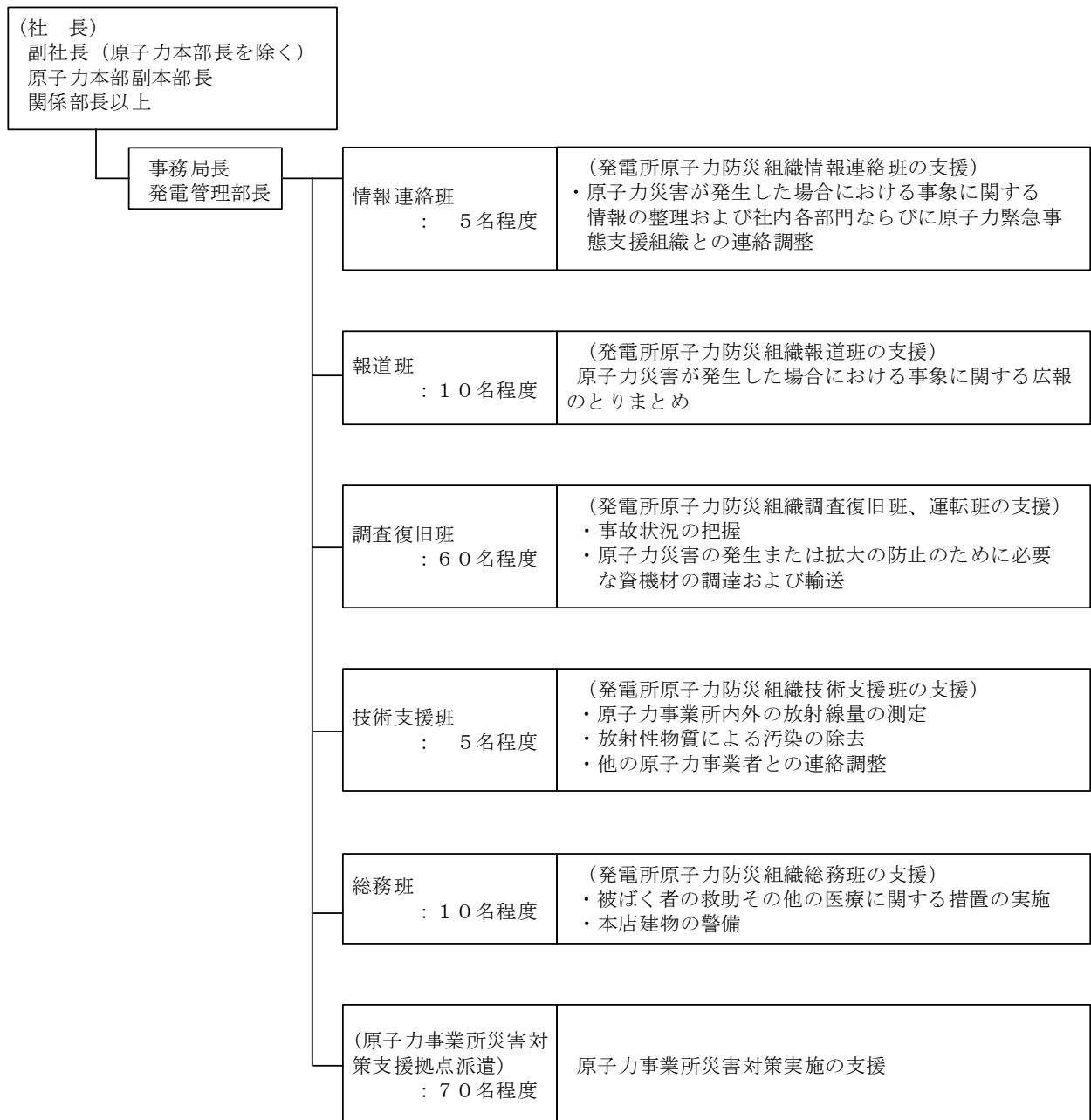
別表 1－1	原子力防災要員の職務と配置	2 3
別表 2－1	非常準備体制の発令基準	2 4
別表 2－2	原災法第10条第1項に基づく通報基準	2 6
別表 2－3	原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準	3 0
別表 2－4	原子力防災資機材	3 3
別表 2－5	原子力防災資機材以外の資機材	3 6
別表 2－6	医療関連資機材	4 1
別表 2－7	原子力災害対策活動で使用する資料	4 2
別表 2－8	原子力災害対策活動で使用する施設	4 3
別表 2－9	訓練の種類	4 5
別表 2－10	原子力安全研究協会	4 6
別表 2－11	原子力緊急事態支援組織	4 7
別表 2－12	緊急時対策支援システム(ERSS)伝送項目	4 9
別表 2－13	E A L事象の判断基準解釈	5 7
別表 2－14	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表	1 1 3
別表 4－1	緊急事態応急対策活動における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	1 1 6
別表 4－2	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	1 1 7
別表 5－1	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	1 2 2
別表 6－1	他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	1 2 3

別図2－1 発電所の原子力防災組織および業務分掌



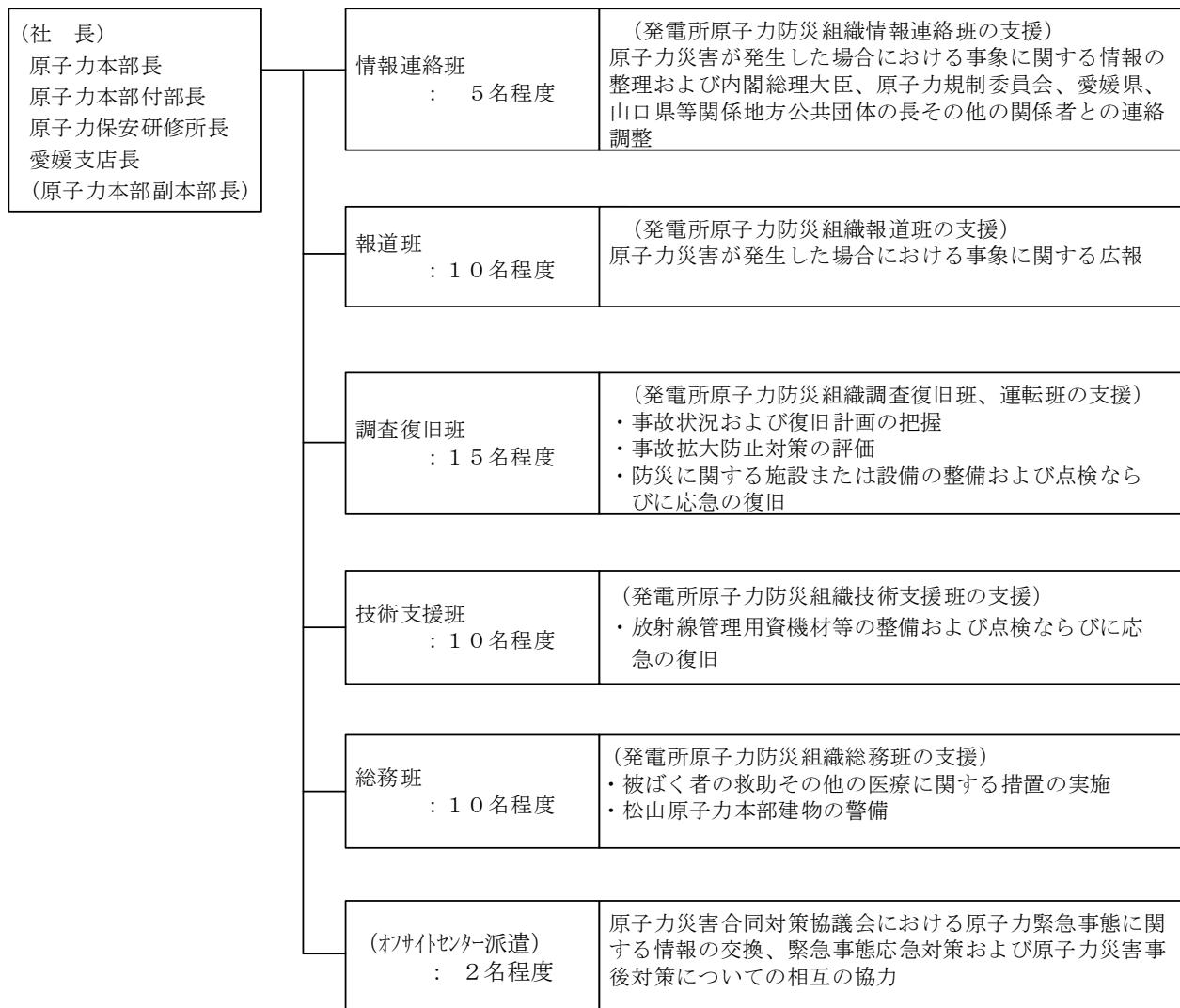
※各班の要員は初期対応に必要な人数を示す。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

別図2－2 本店の原子力防災組織および業務分掌



※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

別図2-3 松山原子力本部の原子力防災組織および業務分掌



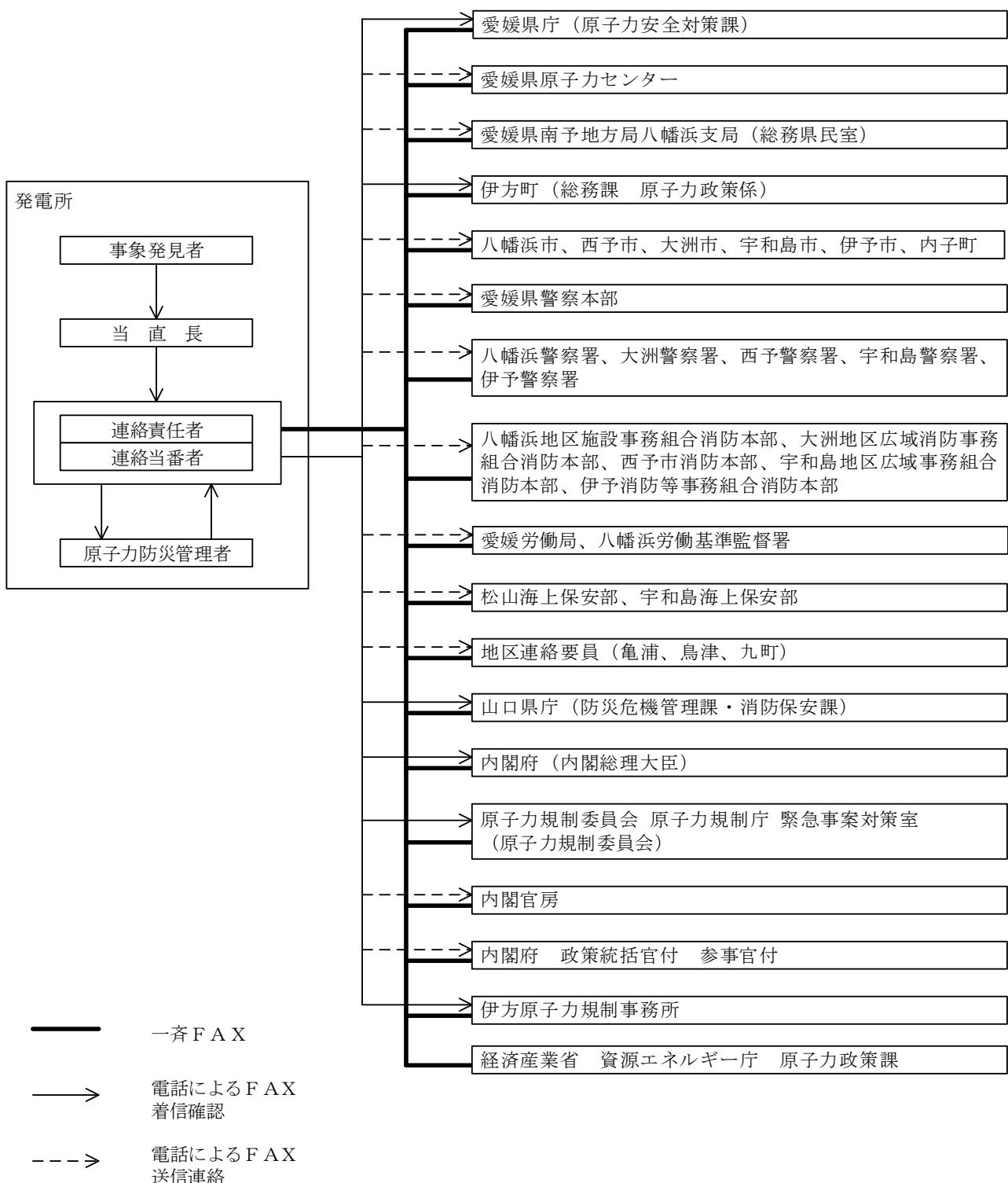
※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

別図2-4 東京支社の原子力防災組織および業務分掌

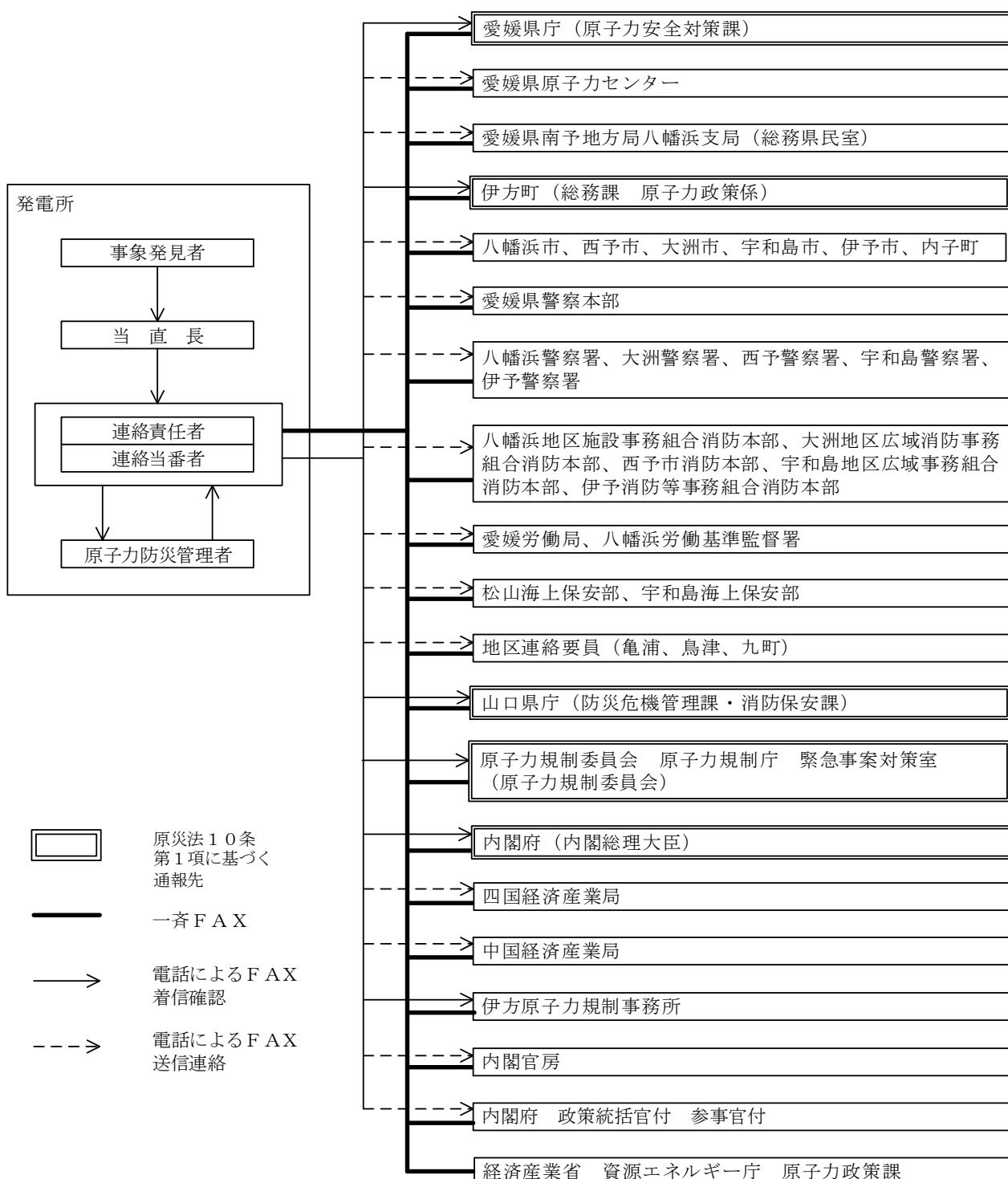


※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

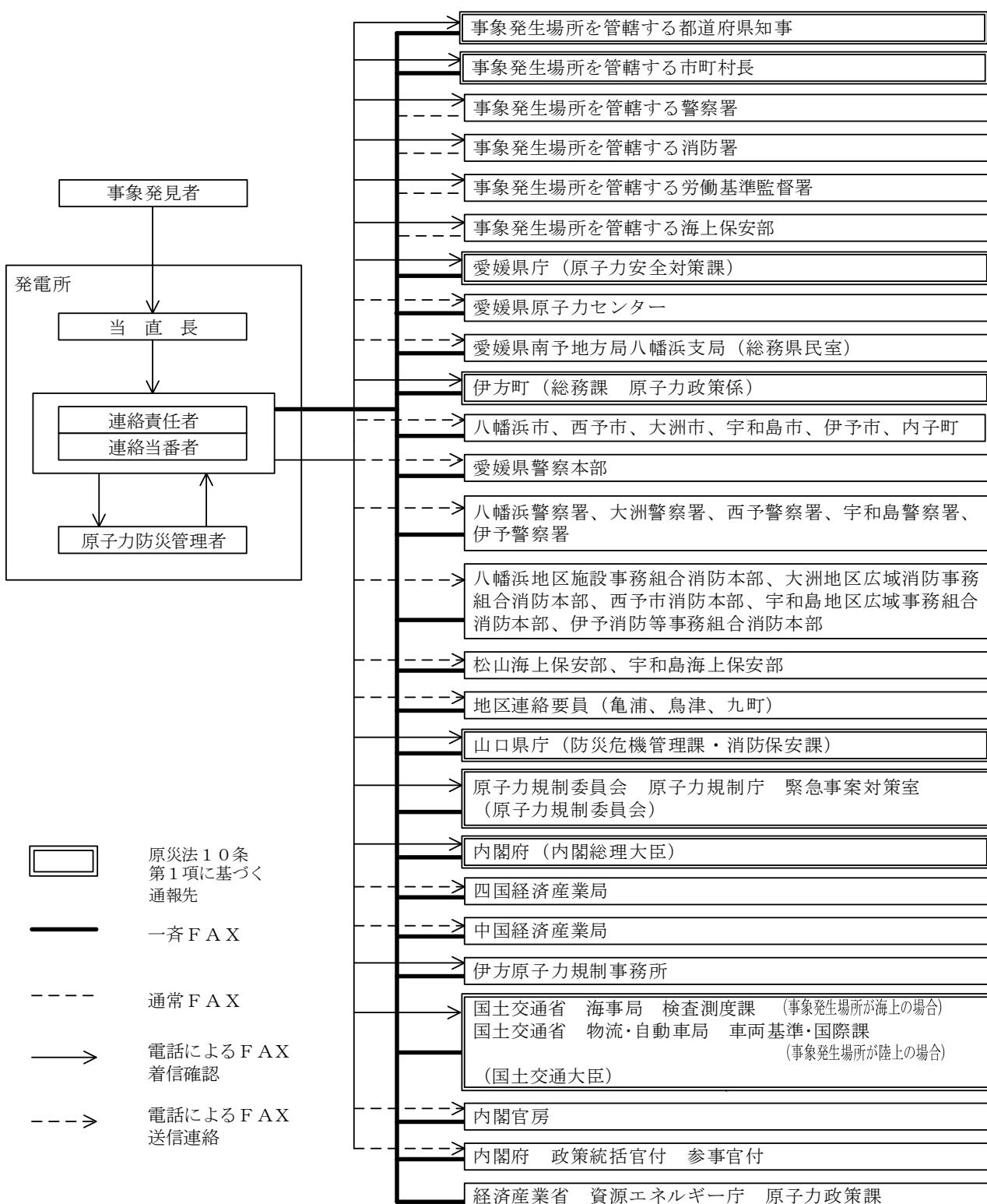
別図2-5 非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路
(発電所内での事象発生時の通報連絡経路)



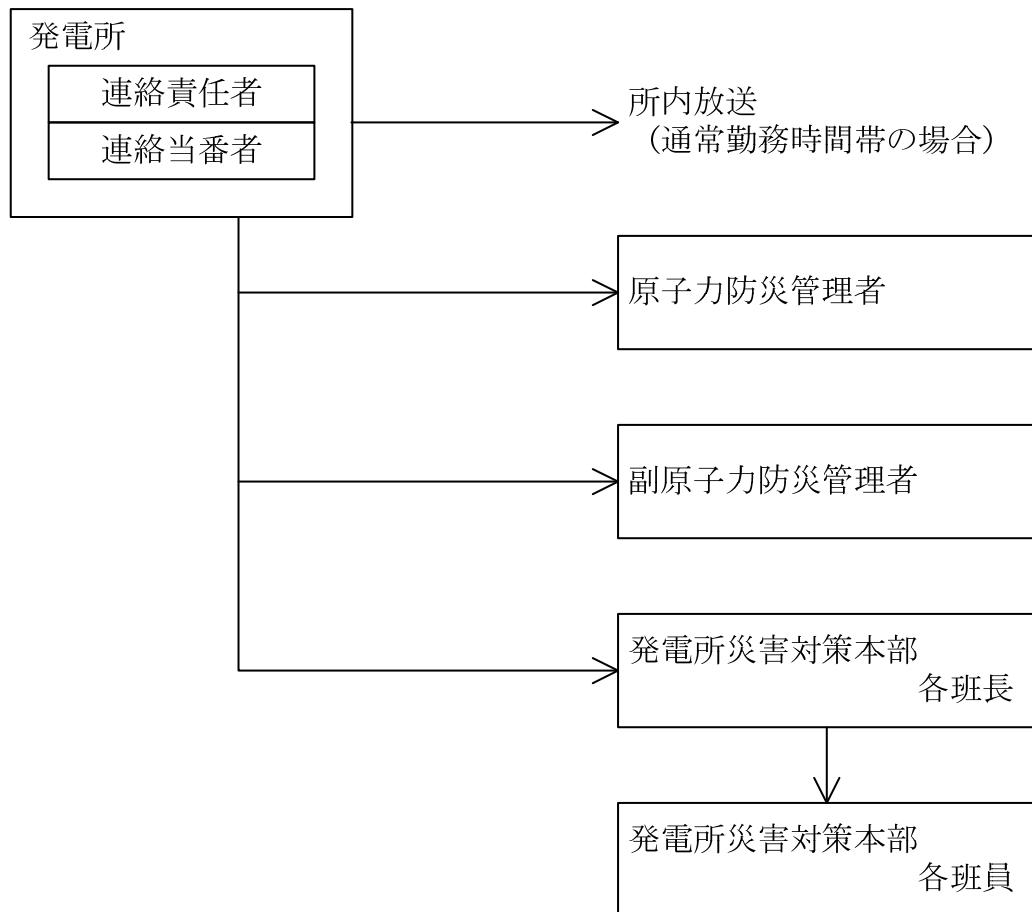
別図 2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（1／2）
(1) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路



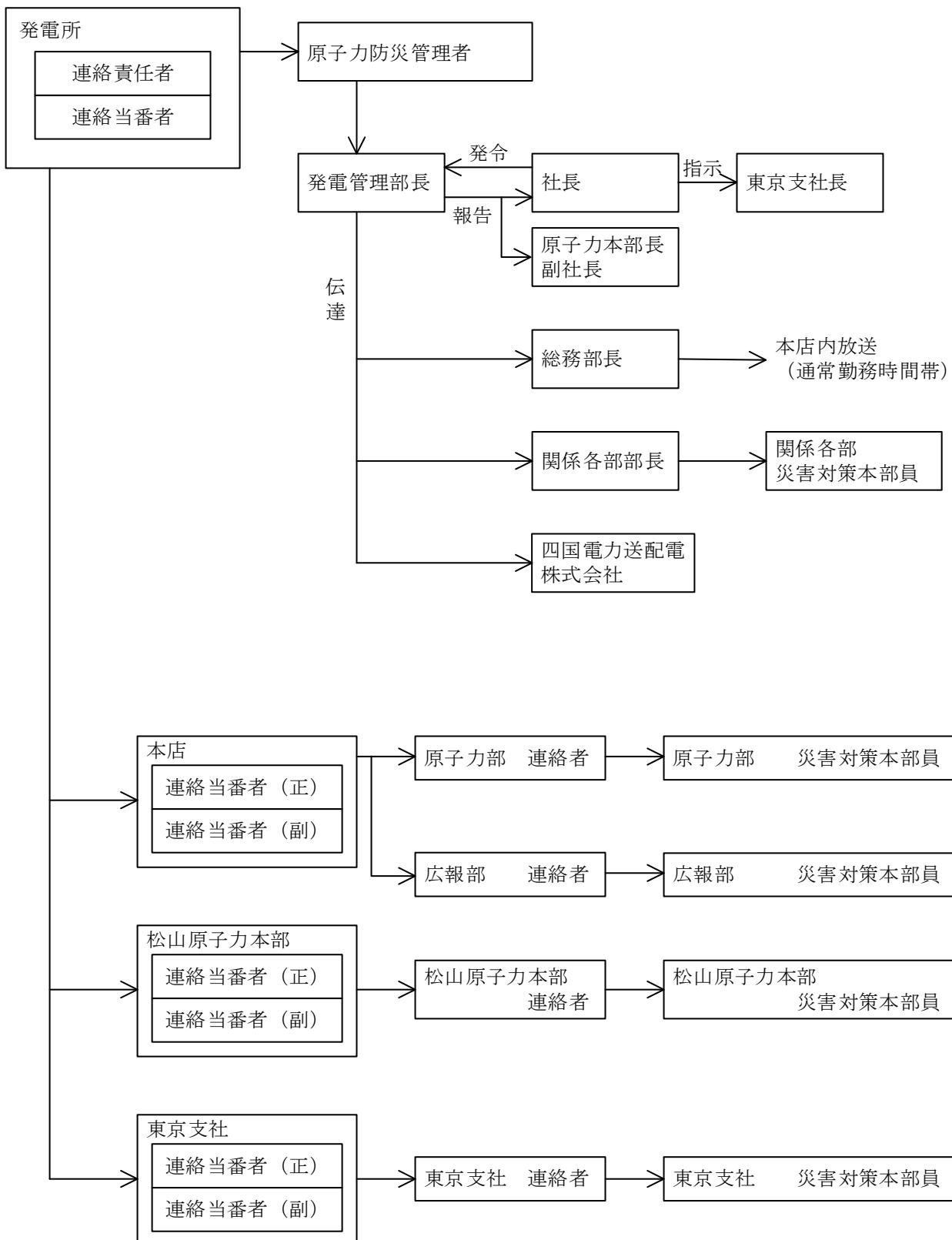
別図 2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（2／2）
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路



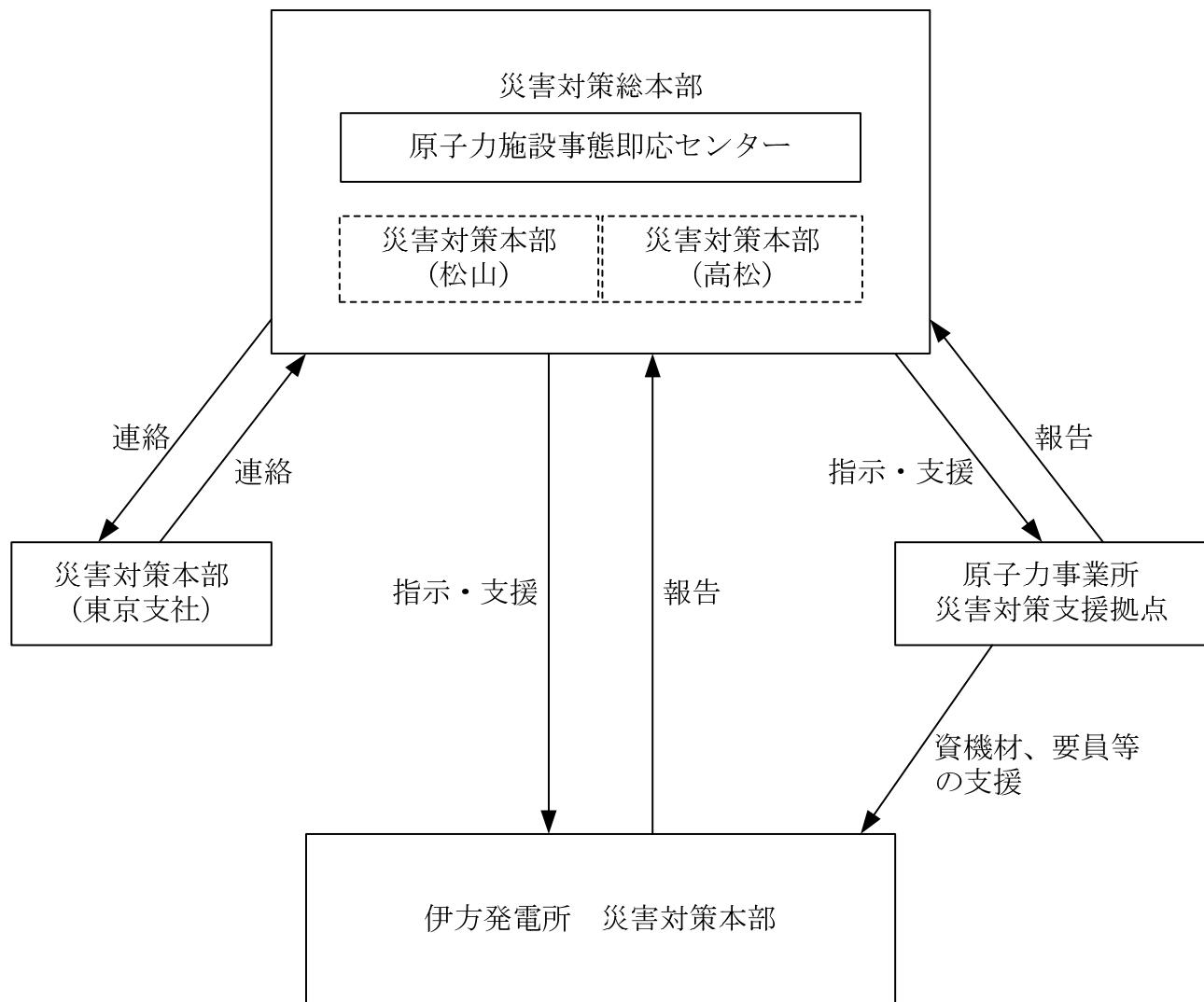
別図 2－7 発電所災害対策本部員の非常招集連絡経路



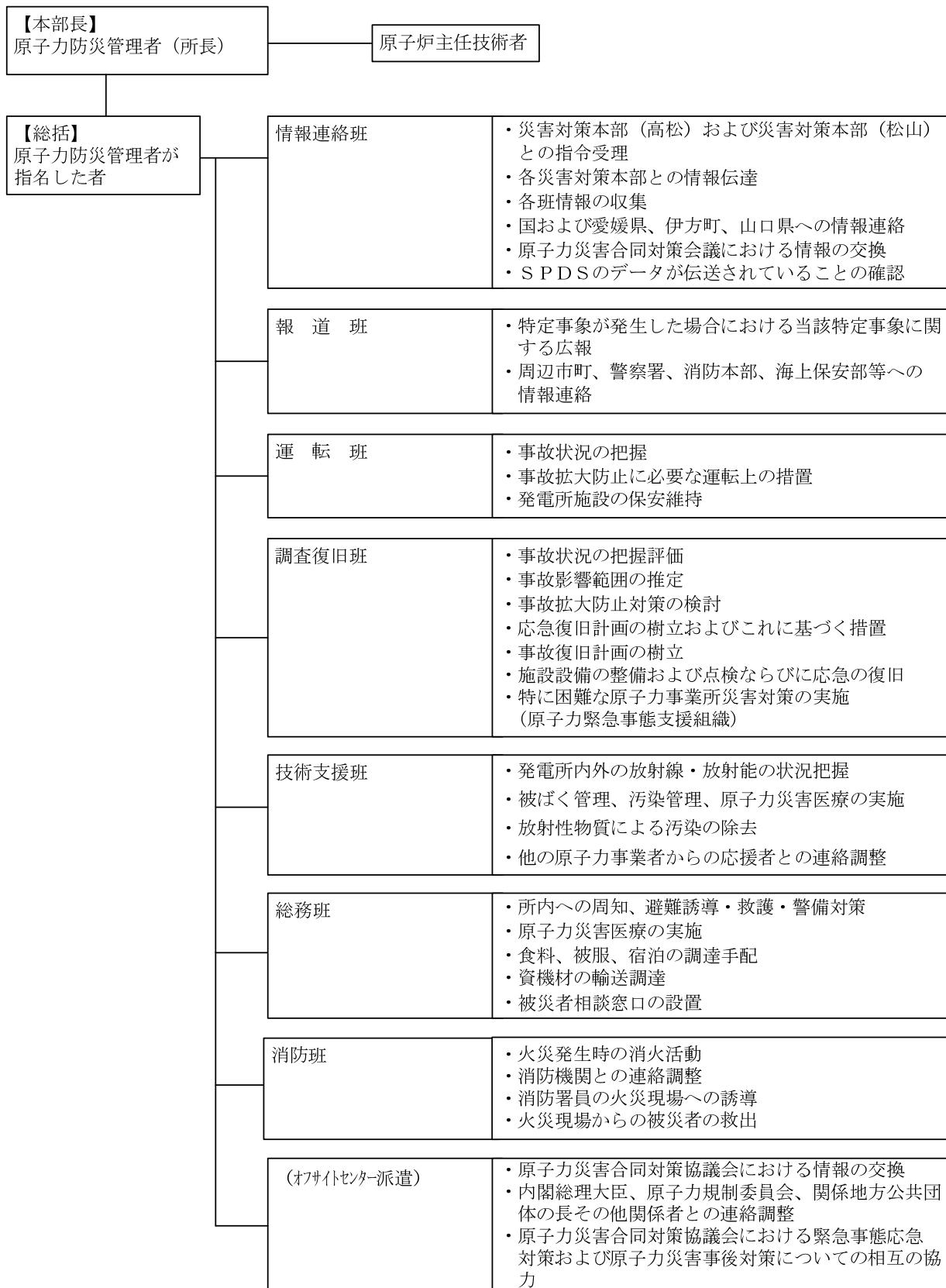
別図 2-8 災害対策本部（高松）本部員・災害対策本部（松山）本部員
・東京支社災害対策本部員の非常招集連絡経路



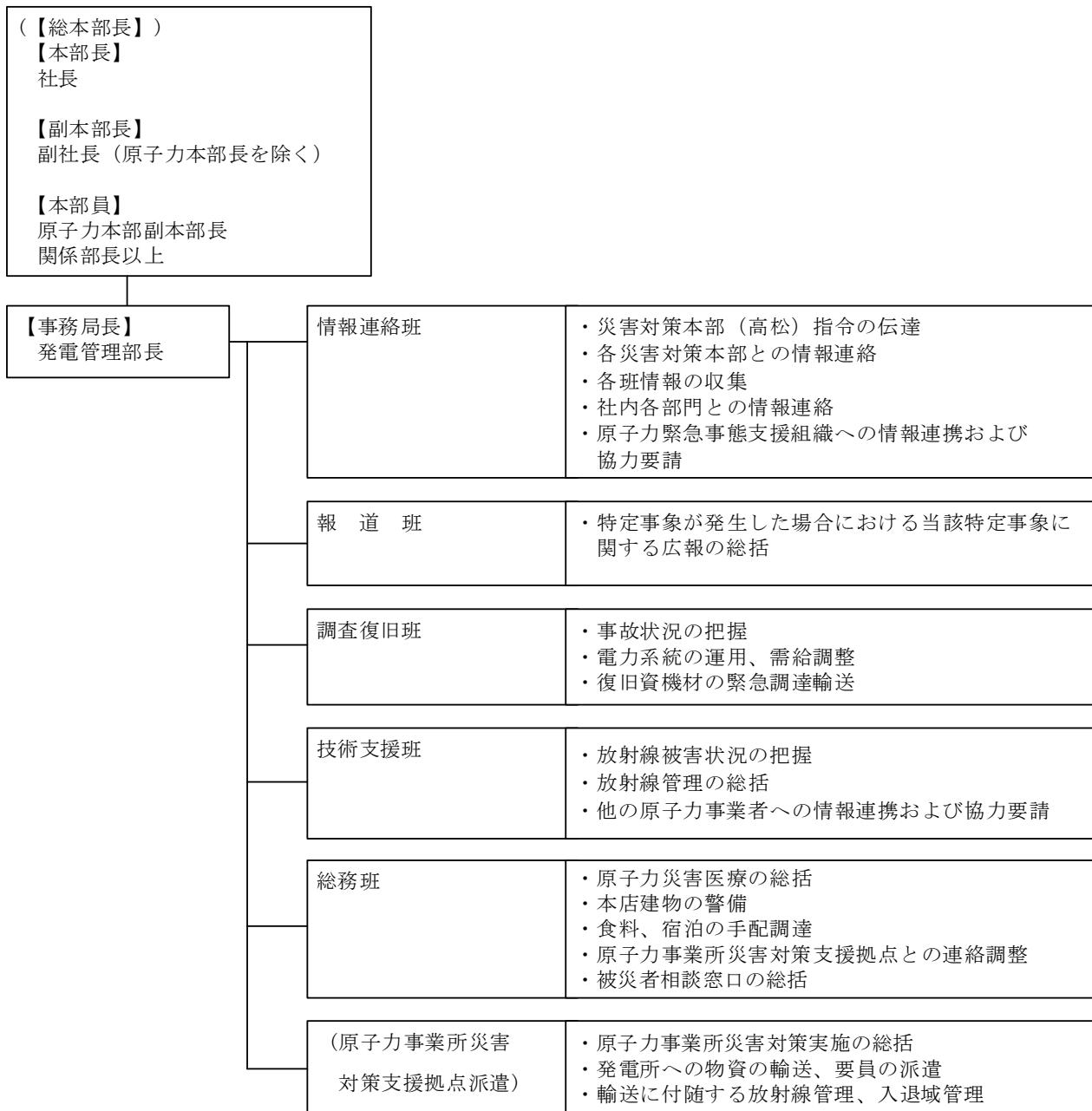
別図 2-9 原子力防災組織全体図



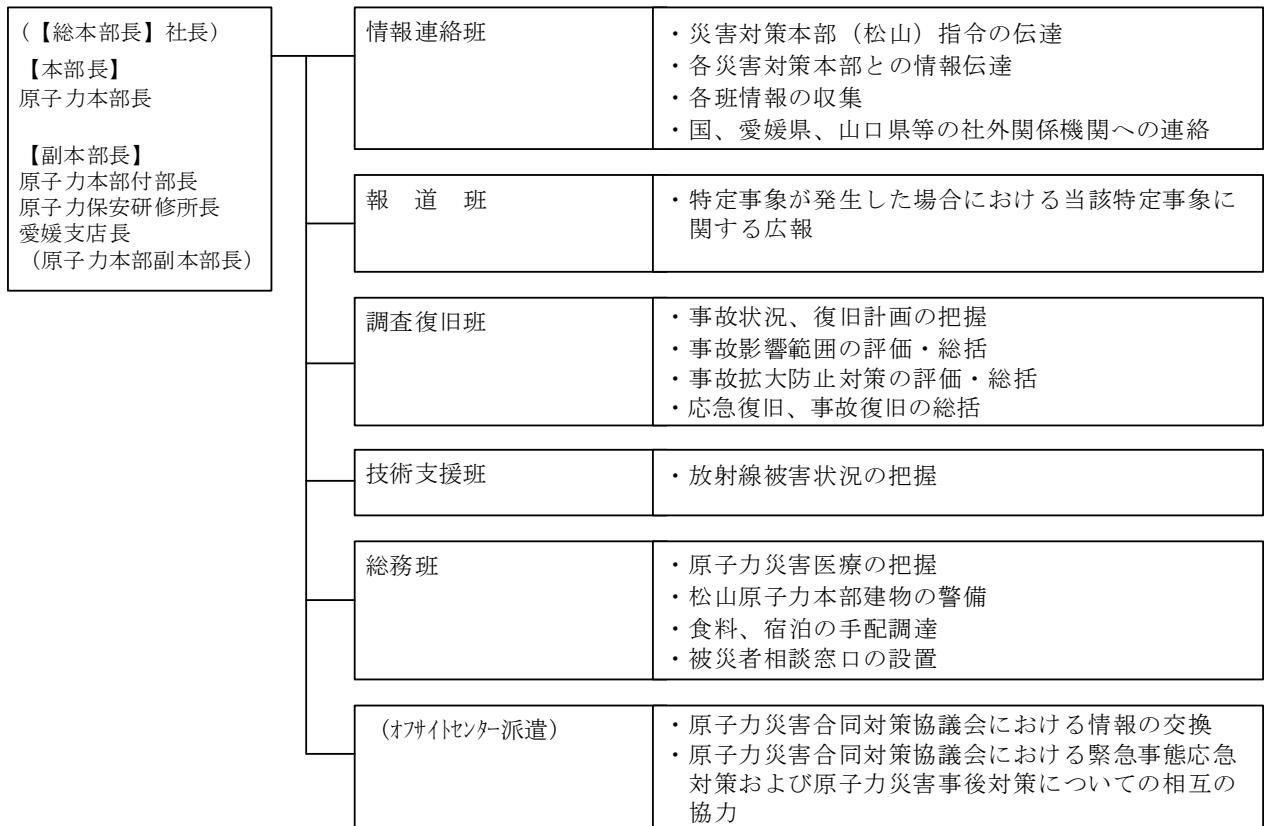
別図2－10 発電所災害対策本部の業務分掌



別図2－11 災害対策本部（高松）の業務分掌



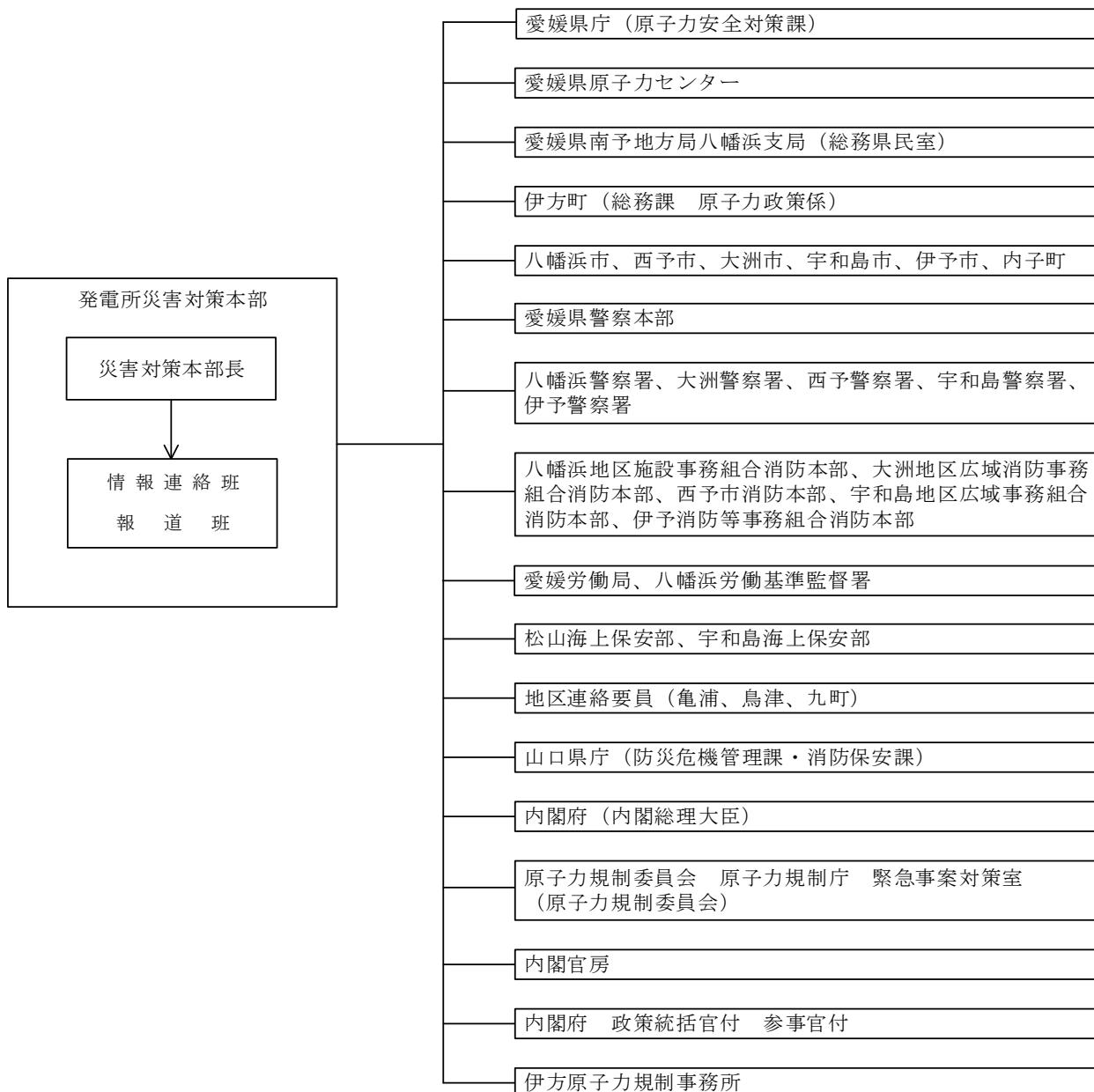
別図2－12 災害対策本部（松山）の業務分掌



別図2－13 東京支社災害対策本部の業務分掌

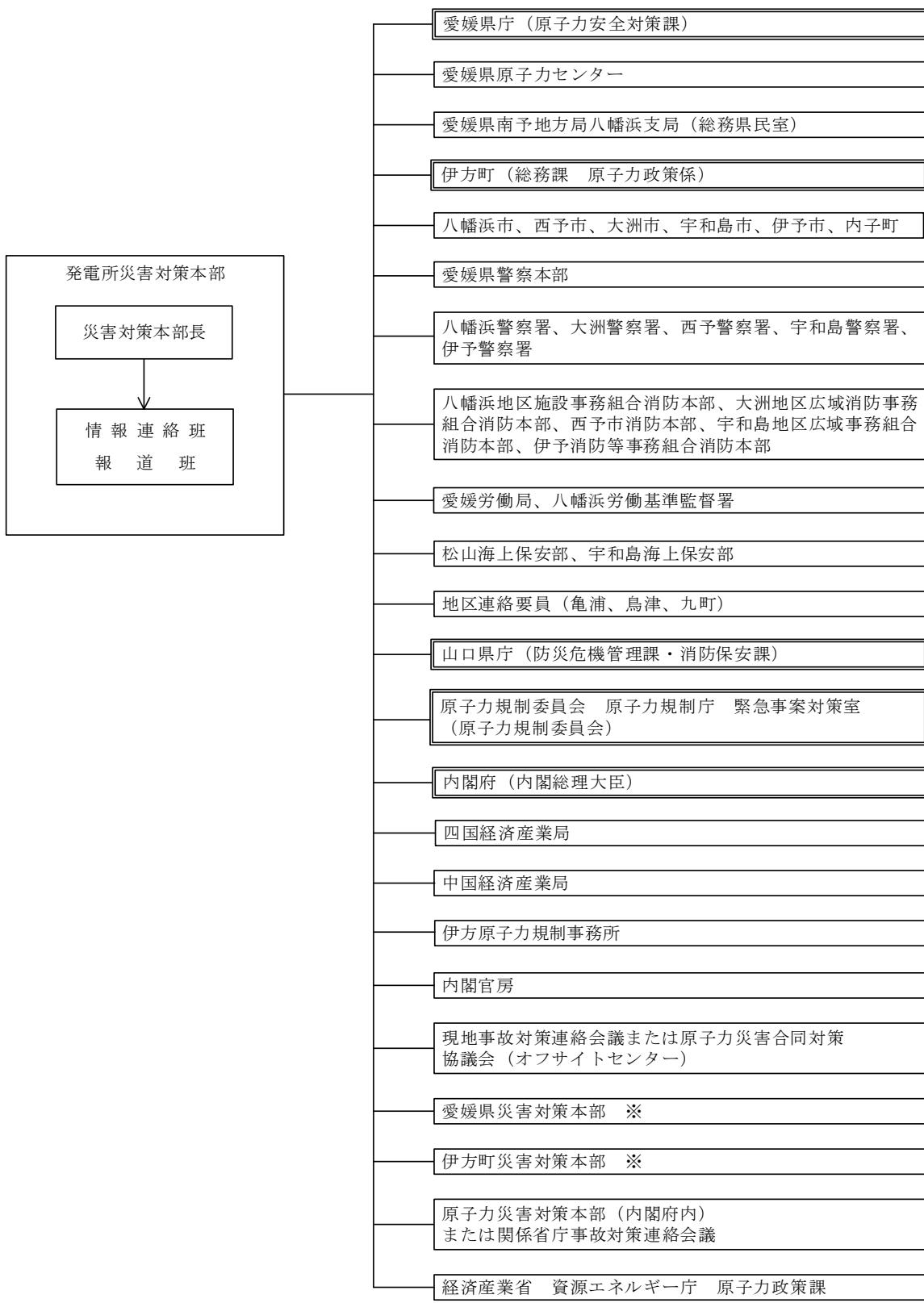


別図 2-14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路



別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路（1／2）

(1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路

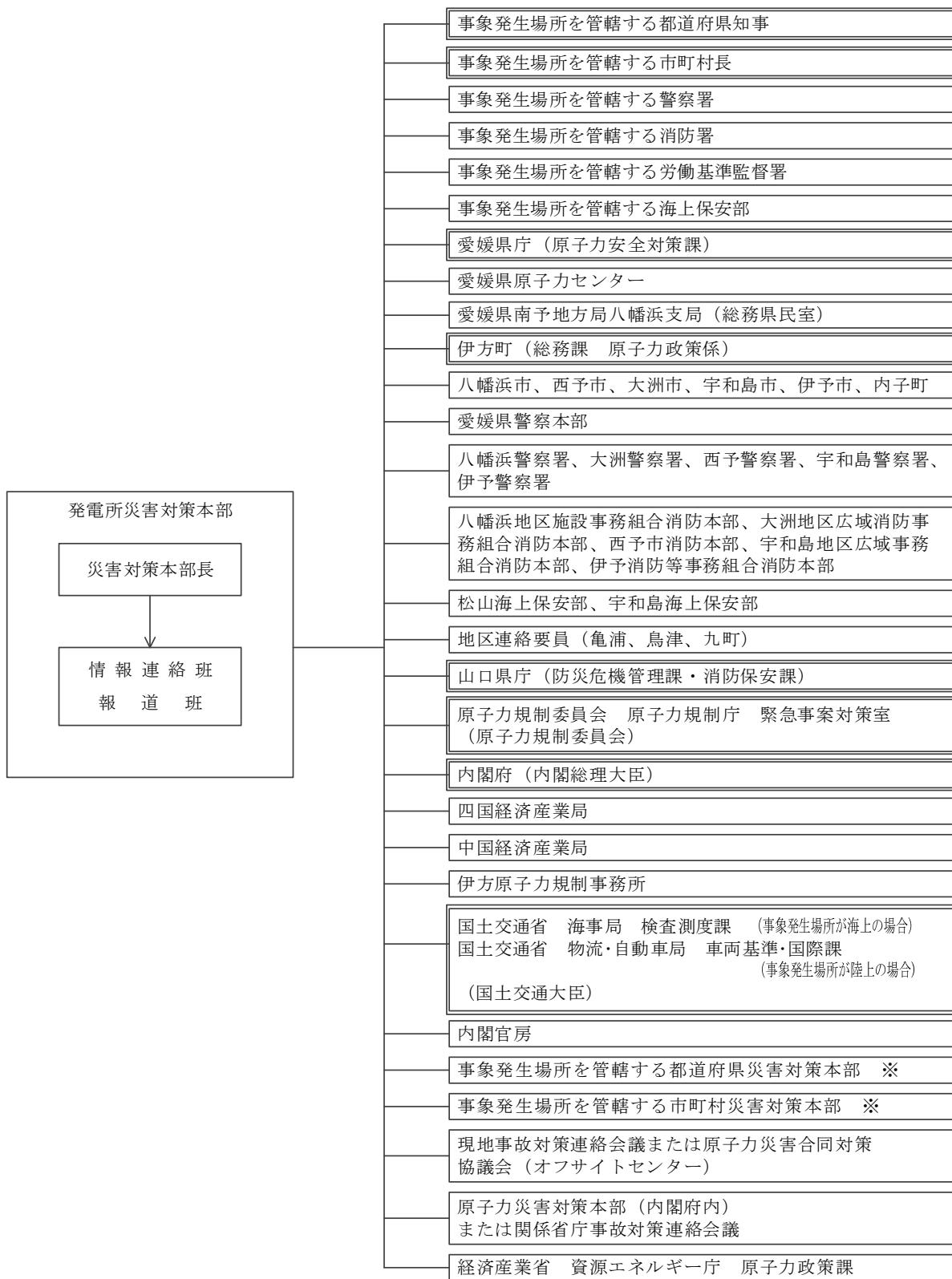


□ : 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図 2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路（2/2）

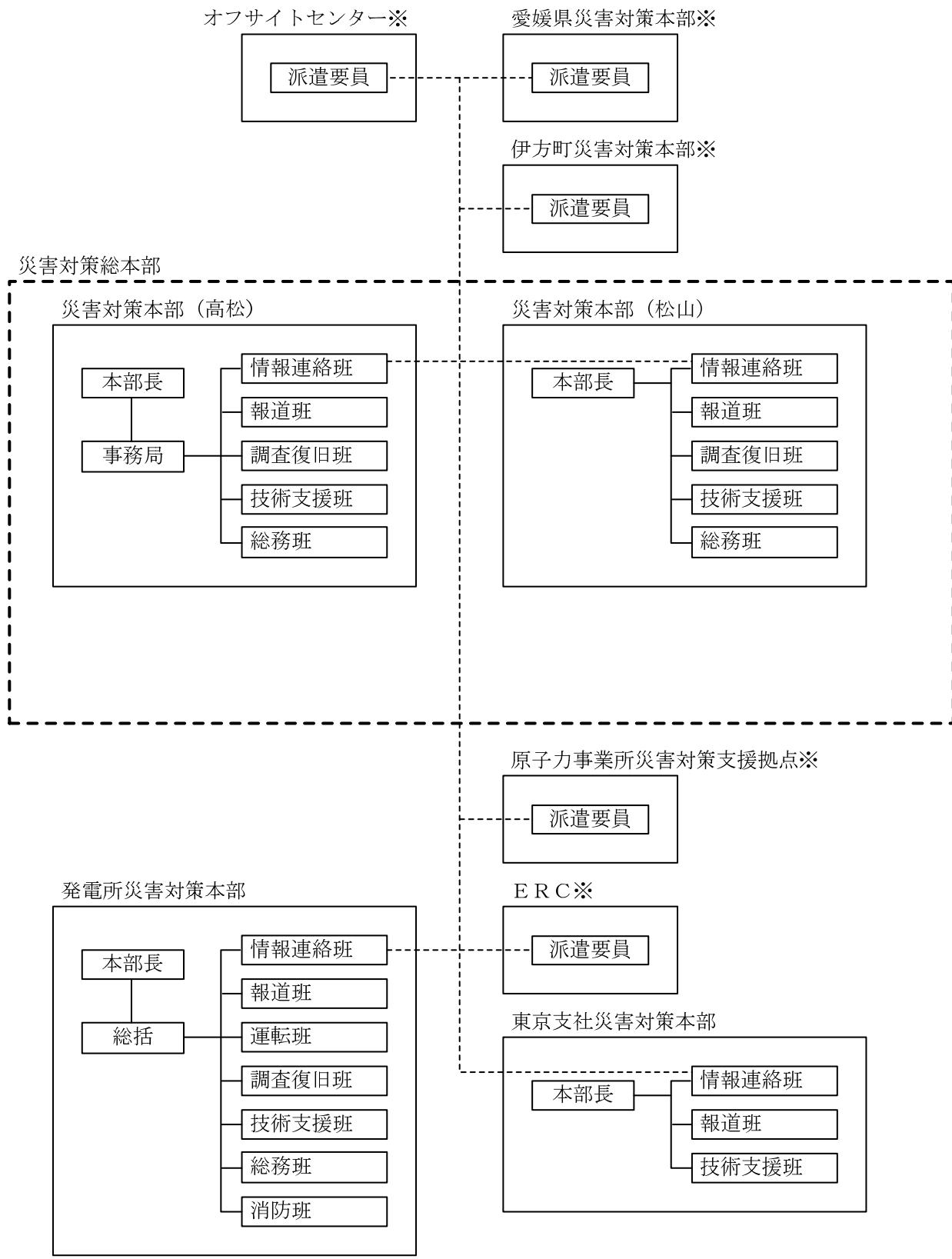
(2) 事業所外運搬時での事象発生時の情報連絡経路



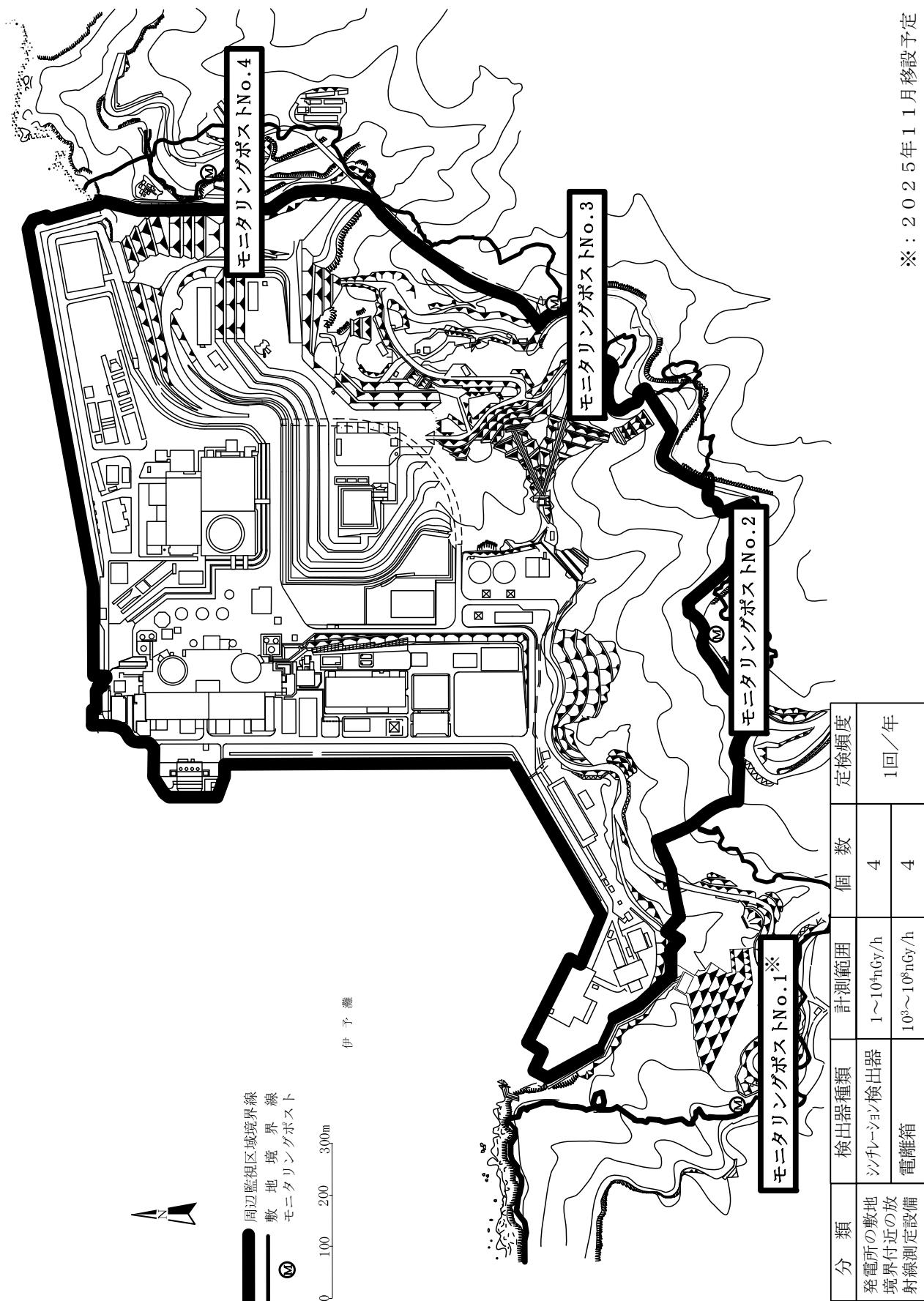
□ : 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

別図2－16 災害対策本部および災害対策総本部設置後の社内の情報連絡経路



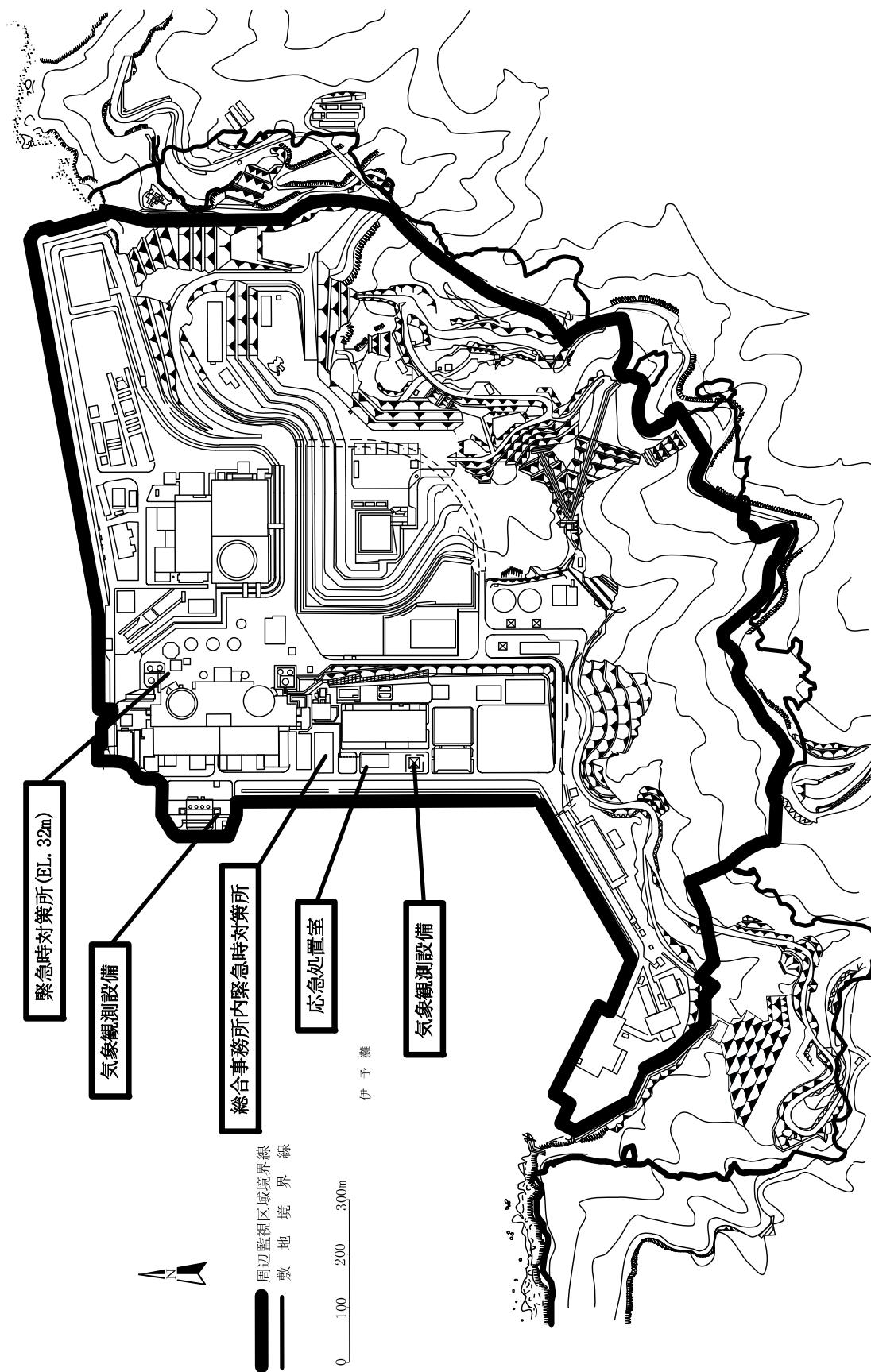
別図2-17 発電所敷地境界付近の放射線測定設備



別図2－18 緊急時対応に必要な主な資機材

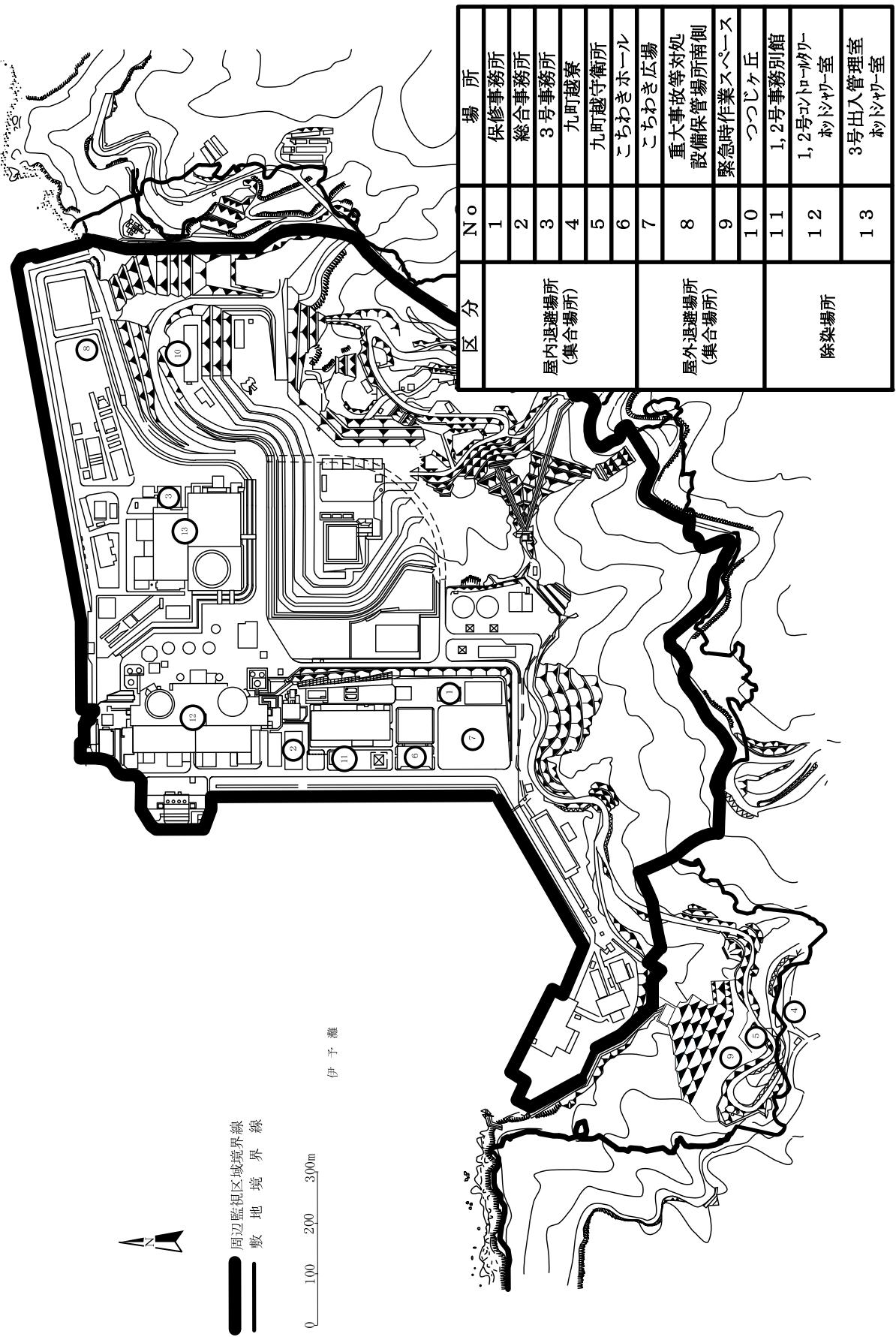
防護上の理由により公開できません。

別図2-19 発電所内の緊急時対策所および応急処置室等

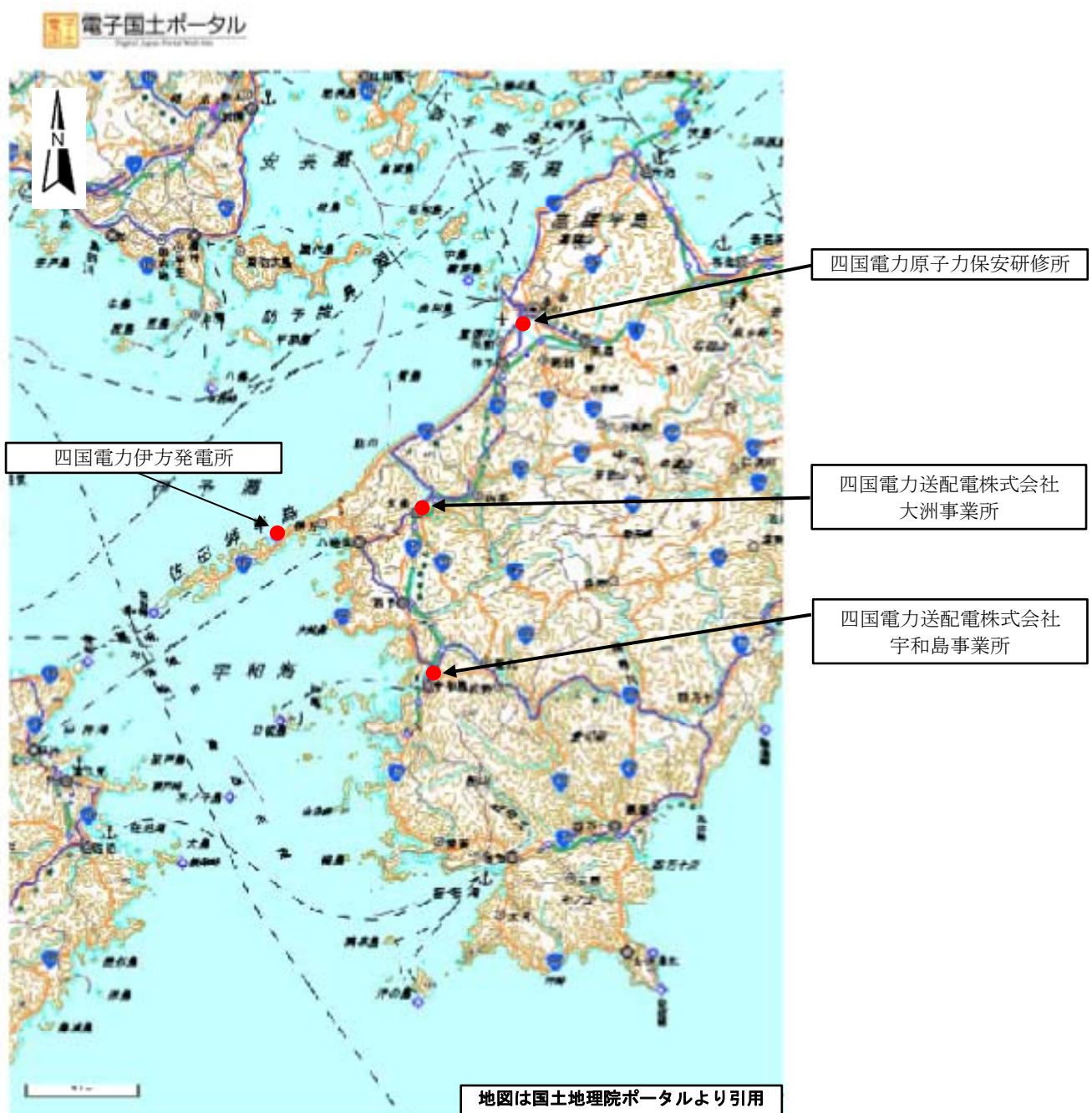


分類	名 称	数 量	設置場所・保管場所	定検頻度
気象観測設備	風向風速計 (標高約20m、地上高約10m)	1台	約EL20m(取水口)	1回／年
	風向風速計 (標高約80m、地上高約70m)	2台	約EL80m(気象鉄塔)	1回／3ヶ月

別図 2-20 発電所敷地内の屋内退避場所と屋外退避場所



別図 2-21 原子力事業所災害対策支援拠点の候補 配置図



別表1－1 原子力防災要員の職務と配置

	原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名	人 数
1	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理および内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、山口県知事、伊方町長、その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報連絡班	4名以上
		オフサイトセンター	情報連絡班	
2	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣	7名以上
3	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報および関係地方公共団体の長等との連絡調整	発電所内	報道班	4名以上
		オフサイトセンター	報道班	
4	原子力事業所内外の放射線量の測定、その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	技術支援班 本部付等	22名以上
		オフサイトセンター	技術支援班	
5	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	運転班 調査復旧班	64名以上
6	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	調査復旧班	4名以上
7	放射性物質による汚染の除去	発電所内	技術支援班	4名以上
		オフサイトセンター	技術支援班	
8	被ばく者の救助、その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班	4名以上
9	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	総務班 調査復旧班	4名以上
10	原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	総務班 消防班	12名以上

別表2－1 非常準備体制の発令基準（1／2）

発 令 基 準	
1. 原子炉停止機能の異常または異常のおそれ (A L 1 1)	【3号機】
原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき。	
2. 原子炉冷却材の漏えい (A L 2 1)	【3号機】
原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。	
3. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (A L 2 4)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。	
4. 非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ (A L 2 5)	【3号機】
非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。	
5. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (A L 2 9)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。	
6. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (A L 3 0)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。	

各項目中の（）内に記載している番号（A L 1 1等）は、別表2－13に示すE A L N oである。（以下、本表について同じ）

別表2－1 非常準備体制の発令基準（2／2）

発 令 基 準	
7. 単一障壁の喪失または喪失のおそれ (A L 4 2)	【3号機】 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。
8. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (A L 5 1)	【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。
9. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (A L 5 2)	【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。
10. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (A L 5 3)	【3号機】 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。
11. 外的事象（自然災害）の発生	
(1) 大地震の発生	【1、2、3号機】 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき。
(2) 大津波警報の発表	【1、2、3号機】 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき。
(3) その他	【3号機】 当該原子力施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生したとき。
12. オンサイト総括が警戒を必要と認める故障等が発生した場合	【1、2、3号機】 オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。
13. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合	【1、2、3号機】 その他外部事象による原子炉施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき。

別表2－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（1／4）

通報すべき事象	
	【1、2、3号機】
1. 敷地境界付近の放射線量の上昇（S E 0 1）	
放射線測定設備（No.1～4 モニタリングポスト）またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。	
(1) 1または2地点以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したとき。	
(2) 1または2地点以上において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となったとき。	
または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。	
	【1、2、3号機】
2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出（S E 0 2）	
以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」（以下、「通報事象等規則（原子炉施設）」）という。）第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。	
(1) 1号機補助建家排気筒	
(2) 1号機格納容器排気筒	
(3) 2号機補助建家排気筒	
(4) 2号機格納容器排気筒	
(5) 3号機補助建屋排気筒	
(6) 3号機格納容器排気筒	
	【2、3号機】
3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出（S E 0 3）	
放水口において、「通報事象等規則（原子炉施設）」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。	
	【1、2、3号機】
4. 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出（S E 0 4）	
火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、 $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。	
または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなつたとき。	

各項目中の（）内に記載している番号（S E 0 1等）は、別表2－13に示すE A L N oである。（以下、本表について同じ）

別表2－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（2／4）

通報すべき事象	
5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (S E 0 5)	【1、2、3号機】
火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなつたとき。	
6. 原子炉外での臨界事故のおそれ (S E 0 6)	【1、2、3号機】
原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。	
7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能 (S E 2 1)	【3号機】
原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき。	
8. 蒸気発生器給水機能の喪失 (S E 2 4)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき。	
9. 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 (S E 2 5)	【3号機】
全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続したとき。	
10. 直流電源の部分喪失 (S E 2 7)	【3号機】
非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続したとき。	
11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 (S E 2 9)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。	
12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (S E 3 0)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	

別表2－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3／4）

通報すべき事象	
13. 格納容器健全性喪失のおそれ (S E 4 1)	【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。
14. 2つの障壁の喪失または喪失のおそれ (S E 4 2)	【3号機】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。
15. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (S E 4 3)	【3号機】 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。
16. 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 (S E 5 1)	【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。
17. 所内外通信連絡機能の全ての喪失 (S E 5 2)	【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。
18. 火災・溢水による安全機能の一部喪失 (S E 5 3)	【3号機】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。
19. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 (S E 5 5)	【1、2、3号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。

別表2－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（4／4）

通 報 す べ き 事 象

20. 事業所外運搬での放射線量率の上昇または放射性物質漏えい

(XSE61, 62)

事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等））中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。

- (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、 $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量率が検出されたとき。
- (2) 放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み（1）の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。
- (3) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。

※ただし、事業所外運搬においては、施設敷地緊急事態には該当しない。

別表2－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（1／3）

原子力緊急事態宣言発令の事象	
	【1、2、3号機】
1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (G E 0 1)	
放射線測定設備 (No.1～4 モニタリングポスト) またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。	
(1) 1または2地点以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したとき。	
(2) 1または2地点以上において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となったとき。	
または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。	
ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。	
	【1、2、3号機】
2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (G E 0 2)	
以下に示す排気筒において「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。	
(1) 1号機補助建家排気筒	
(2) 1号機格納容器排気筒	
(3) 2号機補助建家排気筒	
(4) 2号機格納容器排気筒	
(5) 3号機補助建屋排気筒	
(6) 3号機格納容器排気筒	
	【2、3号機】
3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (G E 0 3)	
放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。	
	【1、2、3号機】
4. 火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出 (G E 0 4)	
火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において $5 \text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。	
または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなつたとき。	

各項目中の()内に記載している番号 (G E 0 1 等) は、別表2－13に示すE A L N oである。
(以下、本表について同じ)

別表2－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（2／3）

原子力緊急事態宣言発令の事象	
5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (G E 0 5)	【1、2、3号機】
<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が $500 \mu \text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなつたとき。</p>	
6. 原子炉外での臨界事故 (G E 0 6)	【1、2、3号機】
<p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）になったとき。</p>	
7. 全ての原子炉停止操作の失敗 (G E 1 1)	【3号機】
<p>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき。</p>	
8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能 (G E 2 1)	【3号機】
<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。</p>	
9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能 (G E 2 4)	【3号機】
<p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。</p>	
10. 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 (G E 2 5)	【3号機】
<p>全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。</p>	
11. 全直流電源の5分間以上喪失 (G E 2 7)	【3号機】
<p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続したとき。</p>	
12. 炉心損傷の検出 (G E 2 8)	【3号機】
<p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。</p>	
13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (G E 2 9)	【3号機】
<p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。</p>	

別表2－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（3／3）

原子力緊急事態宣言発令の事象	
14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (G E 3 0)	【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。
15. 格納容器圧力の異常上昇 (G E 4 1)	【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。
16. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ (G E 4 2)	【3号機】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。
17. 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 (G E 5 1)	【3号機】 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなったとき。
18. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (G E 5 5)	【1、2、3号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。
19. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい (X G E 6 1, 6 2)	事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等））中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。 (2) 放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 (3) 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 ※ただし、事業所外運搬においては、全面緊急事態には該当しない。

別表2-4 原子力防災資機材（1／3）

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※1	点検頻度※2	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	防護衣	140組	緊急時対策所(EL. 32m)	外観点検	1回／年	
			140組	総合事務所内緊急時対策所			
	呼吸用ポンベ（交換用のものを含む。）その他の機器と一体となって使用する防護マスク	空気呼吸具	64個	1/2号機中央制御室 3号機中央制御室 出入管理室 1号機管理区域内 2号機管理区域内 3号機管理区域内 緊急時対策所(EL. 32m)待機所 その他発電所構内	機能確認	1回／Cy	
	フィルター付防護マスク	全面マスク (粉じん・よう素ガス用)	70個	緊急時対策所(EL. 32m)	外観点検		
			70個	総合事務所内緊急時対策所			
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線 (災害時優先回線を含む)	5回線	緊急時対策所(EL. 32m) 総合事務所内緊急時対策所	機能確認	1回／年	
	ファクシミリ装置	一斉ファックス (災害時優先回線を含む)	2台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認		
			2台	総合事務所内緊急時対策所			
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	20台	発電所主要課長以上が携行	機能確認		
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒ガスマニタ	6台	1号機管理区域内 2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認	1回／Cy	
		G e式多重波高分析装置	3台	放射能測定室	機能確認		
		廃棄物処理設備排水モニタ	2台	2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認		
	ガンマ線測定用可搬式測定器	N a Iシンチレーションサーベイメータ	16台	総合事務所内緊急時対策所、九町越寮、伊方アパート、オフサイトセンター、湊浦寮、南予営業所、モニタ車等	機能確認		
		電離箱サーベイメータ	16台	南予営業所、モニタ車等	機能確認		

※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※2：1回／Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査または特別な保全計画としての点検毎を行うことをいう。

別表2-4 原子力防災資機材（2／3）

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※1	点検頻度※2	
計測器等	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線測定用サーベイメータ	2台	総合事務所内緊急時対策所	機能確認	1回/Cy	
	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス線量計素子	70個		外観点検	1回/Cy	
		蛍光ガラス線量計測定装置	2台	環境測定室	機能確認	1回/Cy	
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ（ β 線用）	16台	総合事務所内緊急時対策所、九町越寮、伊方アパート、オフサイトセンター、湊浦寮、南予営業所、モニタ車等	機能確認		
		汚染密度測定用サーベイメータ（ α 線用）	1台		機能確認		
	可搬式ダスト測定関連機器 (1)サンプラ (2)測定器	ダストサンプラ	7台	モニタ車、乗用車	機能確認	1回/Cy	
		車載用ダストモニタ	1台	モニタ車	機能確認		
		Ge式多重波高分析装置	1台	環境測定室	機能確認		
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 (1)サンプラ (2)測定器	ヨウ素サンプラ ^注	70個	注：可搬式ダスト測定関連機器と共に用で使用			
		車載用ヨウ素モニタ ^注					
		Ge式多重波高分析装置 ^注					
個人用外部被ばく線量測定器	ガラスバッジ	ガラスバッジ	70個	緊急時対策所(EL. 32m)待機所	外観点検	1回/年	
			70個	総合事務所内緊急時対策所			
	電子式線量計	電子式線量計	70台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認	1回/Cy	
			70台	総合事務所内緊急時対策所			

※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※2：1回/Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査または特別な保全計画としての点検毎に行うこという。

別表2-4 原子力防災資機材（3／3）

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※ ¹	点検頻度※ ²
計測器等	その他 エリアモニタリング設備	格納容器高レンジ エリアモニタ	4台	3号機格納容器内	機能確認	1回/Cy
		使用済燃料ピットエリア モニタ	3台	1号機管理区域内 2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認	1回/Cy
		可搬型エリアモニタ	1台	1号機管理区域内	機能確認	1回/Cy
		補助建屋（家）換気空調 系ガスモニタ	2台	2号機管理区域内 3号機管理区域内	機能確認	1回/Cy
	環境中の放射線量または放 射性物質の測定のための車 両	モニタ車	2台	発電所構内	機能確認	道路運送車 両法に基づ く点検
		NaIフィールドモニタ	2台	モニタ車	機能確認	1回/Cy
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	15,000 錠	緊急時対策所(EL. 32m)待機 所	数量確認	1回/年
			15,000 錠	総合事務所内緊急時対策所		
			80,000 錠	南予営業所		
	担架	担架	3台	出入管理室、焼却炉建家	外観点検	1回/年
	除染用具	除染キット	1式	健康管理室	外観点検	1回/年
	被ばく者の輸送のために使 用可能な車両	普通乗用車	1台	1/2号機側車庫	機能確認	道路運送車 両法に基づ く点検
	屋外消火栓設備または動力 消防ポンプ設備	屋外消火栓設備	1式	発電所構内	機能確認	1回/年

※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※2：1回/Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎または特別な保全計画としての点検毎に行
うことをいう。

別表 2-5 原子力防災資機材以外の資機材 (1/5)

分類	名称	数量 ^{※1}	設置箇所・保管場所	点検内容 ^{※2}	点検頻度	
非常用通信機器	公衆電話回線	6回線	代表電話	機能確認	1回/年	
		4回線	緊急時対策所(EL. 32m)、総合事務所内緊急時対策所			
	直通電話	4台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認		
		4台	総合事務所内緊急時対策所			
	保安電話(可搬型)	40台	副長以上が携行	機能確認		
	保安電話(固定型)	13台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認		
		37台	総合事務所内緊急時対策所			
	保安ファックス	2台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認		
		3台	総合事務所内緊急時対策所			
	直通ファックス	3台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認		
		3台	総合事務所内緊急時対策所			
	衛星電話(固定型、可搬型)	8台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、1, 2号機中央制御室、総合事務所内緊急時対策所、その他発電所構内	機能確認		
		12台(2)	緊急時対策所(EL. 32m) 3号機中央制御室	機能確認	1回/3ヶ月	
	無線通信装置(可搬型)	4台(1)	緊急時対策所(EL. 32m) 3号機中央制御室	機能確認		
	緊急時用携帯型通話装置	13台(1)	緊急時対策所(EL. 32m) 3号機中央制御室	機能確認		
国の統合原子力防災ネットワークへ接続する機器	IP-ファックス	3台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認	1回/3ヶ月	
		6台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、総合事務所内緊急時対策所		1回/年	
	IP-電話	6台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認	1回/3ヶ月	
		12台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、総合事務所内緊急時対策所	機能確認	1回/年	
	テレビ会議システム	2台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認	1回/3ヶ月	
		5台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、総合事務所内緊急時対策所		1回/年	

※1: () 内は予備数を示す。

※2: 機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

別表 2-5 原子力防災資機材以外の資機材 (2/5)

分類	名称	数量 ^{※1}	設置箇所・保管場所	点検内容 ^{※2}	点検頻度 ^{※3}
テレビ会議システム	テレビ会議システム	1台	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認	1回/年
		3台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、総合事務所内緊急時対策所		
SPDS	安全パラメータ表示システム	1式	3号機原子炉補助建屋	機能確認	1回/ 1ヶ月
	SPDS表示端末	1台 (1)	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認	
		3台	本店非常災害対策室、松山原子力本部非常災害対策室、総合事務所内緊急時対策所	1回/年	
計測器等	液体シンチレーションカウンタ	1台	環境測定室	機能確認	1回/Cy
	全ベータ放射能測定装置	1台		機能確認	
	環境試料前処理器材	1式		外観点検	1回/年
	ダストモニタ(モニタリングステーション)	1台	モニタリングステーション	機能確認	1回/Cy
	ヨウ素モニタ(モニタリングステーション)	1台		機能確認	
	ホールボディカウンタ	2台	事務別館2階 屋外 EL. 84m	機能確認	
車両	業務車	2台	1/2号機側車庫	機能確認	道路運送車両 法に基づく点検
	広報車(スピーカー搭載車)	1台		機能確認	
	マイクロバス	1台		機能確認	
	緊急車	1台	南予営業所	機能確認	

※1: () 内は予備数を示す。

※2: 機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※3: 1回/Cy(サイクル)とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎または特別な保全計画としての点検毎を行うことをいう。

別表 2-5 原子力防災資機材以外の資機材 (3/5)

分類	名称	数量 ^{※1}	設置箇所・保管場所	点検内容 ^{※2}	点検頻度
緊急時対応に必要な主な資機材	中型ポンプ車	6台 (1)	屋外緊急時対応用資機材保管場所	機能確認	1回/3カ月
	加圧ポンプ車	2台 (1)		機能確認	
	大型ポンプ車	1台 ^{※3}		機能確認	
	泡混合器	1台 ^{※3}		機能確認	
	大型ポンプ車(泡混合機能付)	1台 ^{※3}		機能確認	
	大型放水砲	1台 (1)		外観点検	
	小型放水砲	2台 (1)	3号機原子炉建屋 3号機原子炉補助建屋	外観点検	
	300kVA 電源車	2台 (1)	屋外緊急時対応用資機材保管場所	機能確認	
	300kVA 電源車用変圧器	2台 (1)		機能確認	
	75kVA 電源車	2台 (1)		機能確認	
	ミニローリー	3台 (2)		機能確認	
	緊急時対策所用発電機	2台 (4)		機能確認	
	ホイールローダ	2台 (1)		機能確認	
	窒素ボンベ(原子炉補機冷却水サーボタンク用)	2個 (1)	3号機原子炉補助建屋	機能確認	
	窒素ボンベ(加圧器逃がし弁用)	2個 (1)	3号機原子炉建屋	機能確認	
	窒素ボンベ(格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用)	2個 (1)		機能確認	
	窒素ボンベ(アニュラス排気系空気作動弁用)	1個 (1)		機能確認	
	緊急時対策所加圧装置(空気ボンベ)	446個 (1)	屋外 EL. 32m	機能確認	
	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1基 (2)	屋外 EL. 32m 屋外 EL. 84m	機能確認	
	緊急時対策所空気浄化ファン	1台 (2)		機能確認	
	緊急時対策所エリアモニタ	1個 (1)	緊急時対策所(EL. 32m)	機能確認	
	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	2個 (1) ^{※4}	緊急時対策所(EL. 32m) 3号機原子炉補助建屋	機能確認	
	可搬型代替モニタ	5個 (1) ^{※4,5}		機能確認	
	可搬型モニタ	5個 (1) ^{※4,5}		機能確認	
	電離箱サーベイメータ	1個 (1) ^{※4}		機能確認	

※1: () 内は予備数を示す。

※2: 機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※3: 大型ポンプ車(泡混合機能付)と大型ポンプ車および泡混合器は、2台のうち1台は予備である。

※4: 予備の電離箱サーベイメータは、可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ、可搬型代替モニタおよび可搬型モニタの予備の放射線計測器部を兼ねる。

※5: 可搬型代替モニタの予備は、可搬型モニタの予備を兼ねる。(放射線計測部は除く。)

別表 2-5 原子力防災資機材以外の資機材 (4/5)

分類	名称	数量 ^{※1}	設置箇所・保管場所	点検内容 ^{※2}	点検頻度
緊急時対応に必要な主な資機材	酸素濃度計 (中央制御室用)	1 個 (1) ^{※3}	3 号機原子炉補助建屋	機能確認	1 回/ 3 カ月
	二酸化炭素濃度計 (中央制御室用)	1 個 (1) ^{※3}		機能確認	
	酸素濃度計 (緊急時対策所用)	1 個 (1) ^{※3}	緊急時対策所 (EL. 32m)	機能確認	
	二酸化炭素濃度計 (緊急時対策所用)	1 個 (1) ^{※3}		機能確認	
	NaI シンチレーションサーベイメータ	1 個 (1)	緊急時対策所 (EL. 32m) 3 号機原子炉補助建屋	機能確認	
	GM 汚染サーベイメータ	1 個 (1)		機能確認	
	ZnS シンチレーションサーベイメータ	1 個 (1)		機能確認	
	可搬型ダストサンプラ	1 個 (1)		機能確認	
	可搬型整流器	2 個 (1)	3 号機原子炉補助建屋	機能確認	
	中央制御室用可搬型照明	6 個 (2)	3 号機中央制御室	機能確認	
	使用済燃料ピット広域水位 (AM)	2 個 (1)	3 号機原子炉建屋	機能確認	
	格納容器水素濃度計測装置	1 式 (1)	3 号機原子炉建屋 3 号機原子炉補助建屋	機能確認	
	アニュラス水素濃度 (AM) 計測装置	1 式 (1)	3 号機原子炉建屋	機能確認	
	可搬型代替冷却水ポンプ	1 台 (1)	3 号機原子炉建屋 3 号機原子炉補助建屋	機能確認	
	代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	1 台 (1)		機能確認	
	可搬型計測器	3 5 台 (2 3)	3 号機原子炉建屋 3 号機原子炉補助建屋	機能確認	
	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口/出口用)	1 式 (1)		機能確認	
	可搬型気象観測装置	1 個 (1)	緊急時対策所 (EL. 32m) 3 号機原子炉補助建屋	機能確認	
	加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池	1 個 (1)	3 号機原子炉補助建屋	機能確認	
	小型船舶	1 台 (1)	屋外緊急時対応用 資機材保管場所	外観点検	
	放射性物質吸着剤	200 個 ^{※4}		外観点検	
	海水ピットシルトフェンス	2 本 (2)		外観点検	
	取水ピットシルトフェンス	2 本 (2)		外観点検	
	放水ピットシルトフェンス	1 2 本 (1 2)		外観点検	
	放水ピットテントシート	4 8 枚 (4 8)		外観点検	
	雨水排水口海洋シルトフェンス	2 本 (2)		外観点検	

※1 : () 内は予備数を示す。

※2 : 機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※3 : 中央制御室用の予備は、緊急時対策所用の予備を兼ねる。

※4 : 1 個あたり約 20 kg。

別表 2－5 原子力防災資機材以外の資機材（5／5）

分類	名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容 ^{※1}	点検頻度 ^{※2}
原子力事業所 災害対策支援 に必要な 主な資機材	GM汚染サーベイメータ	18台	四国電力 原子力保安研修所 (愛媛県松山市)	機能確認	1回/Cy
	Na I シンチレーションサーベイメータ	2台		機能確認	
	電離箱サーベイメータ	2台		機能確認	
	個人線量計	405台		機能確認	
	ヨウ素剤	4860錠	原子力災害対策支援拠点 設営資機材保管倉庫 (愛媛県伊予市)	数量確認	1回/年
	防護衣	2700組		外観点検	
	全面マスク (粉じん・よう素ガス用)	675個		外観点検	
	除染用具	1式		外観点検	
	入退域管理用機材	1式	伊方発電所	機能確認	1回/Cy

※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

※2：1回/Cy (サイクル) とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査または特別な保全計画としての点検毎に行うこという。

別表 2－6 医療関連資機材

分類	名 称	数 量	設置箇所・ 保管場所	点検内容 ^{※1}	点検頻度
医療関連 資機材	吸引器	1 台	健康管理室 (救護処置室)	機能確認	1 回／年
	血圧計	2 台		機能確認	
	酸素蘇生器	2 台		機能確認	
	AED	1 台		機能確認	
	アンビューバック	1 個		外観確認	
	ストレッチャー	1 台		外観確認	
	担架	1 台		外観確認	
	点滴台	1 台		外観確認	
	車椅子	1 台		外観確認	
	放射能除染室（備付設備を含む）	1 式	事務別館 1 階	機能確認	

※ 1 : 機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。

別表2－7 原子力災害対策活動で使用する資料

資料名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25, 000) ※ ② 発電所周辺地域地図 (1/50, 000) ※
2. 発電所周辺航空写真パネル※
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ※ ② 毎時観測データ※
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図※ ② 環境試料サンプリング位置図※ ③ 環境モニタリング測定データ※
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 主要系統模式図 (各ユニット)
7. 原子炉設置許可申請書 (各ユニット) ※
8. 系統図およびプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図※
9. プラント関係プロセスおよび放射線計測器配置図 (各ユニット)
10. プラント主要設備概要 (各ユニット)
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)
12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定※ ② 伊方発電所 原子力事業者防災業務計画※
13. 事故時操作基準

□：原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する書類

※：原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表2－8 原子力災害対策活動で使用する施設

1. 緊急時対策所

(1) 緊急時対策所 (EL. 32m)

所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 構内 (EL. 32m)
建物の仕様	耐震構造
床面積	約 200 m ²
放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 緊急時対策所用発電機 (容量 150 kVA)
燃料 (軽油)	タンク容量: 250 L (補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)

(2) 総合事務所内緊急時対策所

所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3 四国電力伊方発電所 総合事務所内
建物の仕様	免震構造
床面積	約 600 m ²
放射線防護対策	よう素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 ガスタービン発電機 (容量 1,000 kVA)
燃料 (重油)	タンク容量: 35 kL (補給は、タンクローリー、ヘリコプター、タグボートにより実施)

2. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補

(1) 四国電力送配電株式会社大洲事業所

所在地	愛媛県大洲市若宮535の2
発電所からの方位、距離	東 約 20 km
敷地面積	約 1700 m ²
非常用電源	発電機車または可搬型発電機
通信機器	衛星電話※、FAX (内線1回線、外線2回線)、 社内IP電話
その他	消耗品類 (燃料、食料、飲料水等) は最寄りの小売店から調達

※四国電力送配電株式会社愛媛支社または宇和島事業所等から、可搬型アンテナを小型車両等で搬送

(2) 四国電力送配電株式会社宇和島事業所

所在地	愛媛県宇和島市鶴島町1番28号
発電所からの方位、距離	南東 約40km
敷地面積	約1300m ²
非常用電源	ディーゼル発電機（容量250kVA）
通信機器	衛星電話、FAX（内線1回線、外線2回線）、社内IP電話
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店から調達

(3) 四国電力原子力保安研修所

所在地	愛媛県松山市湊町6丁目1の2
発電所からの方位、距離	北東 約60km
敷地面積	約1900m ²
非常用電源	ガスタービン発電機（容量250kVA）
通信機器	衛星電話、FAX（内線2回線、外線4回線）、社内IP電話
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店から調達

3. 本店非常災害対策室

所在地	香川県高松市丸の内2番5号
建物の仕様	建築基準法に基づく必要保有水平耐力を満足する
床面積	約200m ²
非常用電源	ターボディーゼル発電機（容量1,500kVA） タービン発電機（容量1,000kVA）
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店から調達

4. 松山原子力本部非常災害対策室

所在地	愛媛県松山市湊町6丁目1の2
建物の仕様	建築基準法に基づく必要保有水平耐力を満足する
床面積	約190m ²
非常用電源	ガスタービン発電機（容量250kVA）
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店から調達

別表2-9 訓練の種類

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
防災訓練	発電所、本店、松山原子力本部および東京支社の原子力防災要員および災害対策要員	1回／年	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、非常体制を発令し、原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、活動を行う。
AM訓練	発電所の原子力防災要員	1回／年	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員による活動を行う。
緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員	1回／年	全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員による活動を行う。
緊急事態支援組織対応訓練	発電所、本店の原子力防災要員および災害対策要員	1回／年	原子力緊急事態支援組織との連携について、原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。
通報訓練	原子力防災管理者、副原子力防災管理者 連絡責任者および連絡当番者	4回／年	発電所における原子力災害等の異常事象の発生を想定し、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡責任者および連絡当番者による通報連絡に係る活動を行う。
原子力災害医療訓練	発電所原子力防災組織の総務班、技術支援班および当直員	1回／年	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去および応急処置等の訓練を行う。
モニタリング訓練	発電所原子力防災組織の技術支援班	1回／年	空間線量当量率測定用サーベイメータおよび汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時のモニタリング訓練等を行う。
避難誘導訓練	発電所原子力防災組織の総務班他	1回／年	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。

別表 2－10 原子力安全研究協会

1. 原子力安全研究協会の概要

名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会
所 在 地	東京都港区新橋5丁目18番7号

2. 平常時の主なオンライン医療業務

医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。
原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達および連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回／年）に実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応および発災事業者への医療支援内容

災害発時の連絡体制	原子力災害 医療支援要請		
	発災事業者*	原子力安全研究協会	出動指示
状況報告			原子力安全研究協会 医師等の要員
※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者			・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。

4. 保有資機材一覧

原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回／年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数 量
現地活動用 資機材	医療用資機材	1 式
	通信用資機材	1 式
	放射線管理資機材	1 式
	一般資機材	1 式

別表 2－11 原子力緊急事態支援組織

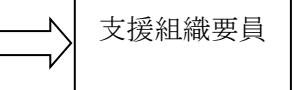
1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子 38号36
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等
要員数	21名（組織長、支援組織要員）

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	<p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 <p>原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回／年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制 (24時間365日オペール体制)	10条通報 ・支援要請  状況報告	出動指示 
発災事業者への支援内容		<ul style="list-style-type: none"> ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 ・発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 ・支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 ・以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6台	資機材保管庫・車庫棟
	中型ロボット（障害物撤去用）	2台	
	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3台	
	無線ヘリコプター（高所からの偵察用）	2台	
現地活動用資機材	放射線防護用資機材	1式	資機材保管庫・車庫棟
	放射線管理、除染用資機材	1式	
	作業用資機材	1式	
	一般資機材	1式	
搬送用車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2台	
	大型トラック（重機搬送）	2台	
	中型トラック（ロボット搬送等）	8台	

別表 2－1－2 緊急時対策支援システム(ERSS)伝送項目

伊方 1 号機

No.	常時伝送項目	工学単位	備 考
1	格納容器排気筒ガスモニタ(R-24)	cpm	
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(R-42A)	cpm	
3	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(R-42B)	cpm	
4	補助建家排気筒ガスモニタ(R-14)	cpm	
5	補助建家排気筒高レンジガスモニタ(R-43A)	cpm	
6	補助建家排気筒高レンジガスモニタ(R-43B)	cpm	
7	風向(気象鉄塔)	度	
8	風速(アナログ)(気象鉄塔)	m/s	
9	大気安定度	—	
10	モニタステーション空間 γ 線量率	nGy/h	
11	モニタポストNO. 1空間 γ 線量率	nGy/h	
12	モニタポストNO. 2空間 γ 線量率	nGy/h	
13	モニタポストNO. 3空間 γ 線量率	nGy/h	
14	モニタポストNO. 4空間 γ 線量率	nGy/h	
15	6-1C母線電圧(RS相)	kV	
16	6-1D母線電圧(RS相)	kV	
17	放水口水モニタ(1, 2号用)	cps	

伊方 2 号機

No.	常時伝送項目	工学単位	備 考
1	格納容器排気筒ガスモニタ(R-24)	cpm	
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(R-42A)	cpm	
3	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(R-42B)	cpm	
4	補助建家排気筒ガスモニタ(R-14)	cpm	
5	補助建家排気筒高レンジガスモニタ(R-43A)	cpm	
6	補助建家排気筒高レンジガスモニタ(R-43B)	cpm	
7	風向(気象鉄塔)	度	
8	風速(アナログ)(気象鉄塔)	m/s	
9	大気安定度	—	
10	モニタステーション空間 γ 線量率	nGy/h	
11	モニタポストNO. 1空間 γ 線量率	nGy/h	
12	モニタポストNO. 2空間 γ 線量率	nGy/h	
13	モニタポストNO. 3空間 γ 線量率	nGy/h	
14	モニタポストNO. 4空間 γ 線量率	nGy/h	
15	6-2C母線電圧(RS相)	kV	
16	6-2D母線電圧(RS相)	kV	
17	DG-2A受電しゃ断器52G2A	—	
18	DG-2B受電しゃ断器52G2B	—	
19	放水口水モニタ(1, 2号用)	cps	

伊方3号機 (1/6)

No.	常時伝送項目	工学単位	備考
1	格納容器排気筒ガスモニタ(R-24)	cpm	
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(R-42A)	cpm	
3	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(R-42B)	cpm	
4	格納容器排気筒ガスモニタ(R-34)	cpm	
5	補助建屋排気筒ガスモニタ(R-14)	cpm	
6	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(R-43A)	cpm	
7	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(R-43B)	cpm	
8	補助建屋排気筒ガスモニタ(R-28)	cpm	
9	風向(気象鉄塔)	度	
10	風速(アナログ)(気象鉄塔)	m/s	
11	大気安定度	—	
12	モニタステーション空間 γ 線量率	nGy/h	
13	モニタポストNO.1空間 γ 線量率	nGy/h	
14	モニタポストNO.2空間 γ 線量率	nGy/h	
15	モニタポストNO.3空間 γ 線量率	nGy/h	
16	モニタポストNO.4空間 γ 線量率	nGy/h	
17	ループB 1次冷却材圧力CH4	MPa	
18	ループC 1次冷却材圧力CH3	MPa	
19	加圧器圧力CH1	MPa	
20	加圧器圧力CH2	MPa	
21	加圧器圧力CH3	MPa	
22	加圧器圧力CH4	MPa	
23	加圧器逃がし弁A	—	
24	加圧器逃がし弁B	—	
25	ループA 1次冷却材高温側温度(広域)CH1	°C	
26	ループB 1次冷却材高温側温度(広域)CH1	°C	
27	ループC 1次冷却材高温側温度(広域)CH1	°C	
28	ループA 1次冷却材低温側温度(広域)CH2	°C	
29	ループB 1次冷却材低温側温度(広域)CH2	°C	
30	ループC 1次冷却材低温側温度(広域)CH2	°C	
31	高圧注入ラインA流量CH3	m ³ /h	
32	高圧注入ラインB流量CH4	m ³ /h	
33	余熱除去ループA流量CH3	m ³ /h	
34	余熱除去ループB流量CH4	m ³ /h	
35	余熱除去冷却器A入口温度	°C	
36	余熱除去冷却器B入口温度	°C	
37	余熱除去冷却器A出口温度	°C	
38	余熱除去冷却器B出口温度	°C	
39	蓄圧タンクA水位(L910)	cm	
40	蓄圧タンクB水位(L920)	cm	
41	蓄圧タンクC水位(L930)	cm	
42	高圧注入ポンプA	—	
43	高圧注入ポンプB	—	

伊方3号機(2/6)

No.	常時伝送項目	工学単位	備考
44	余熱除去ポンプA	—	
45	余熱除去ポンプB	—	
46	充てんポンプA	—	
47	充てんポンプB	—	
48	充てんポンプC	—	
49	出力領域平均中性子束チャンネル平均値1分間平均値	%	
50	中間領域中性子束CH1	A	
51	中間領域中性子束CH2	A	
52	制御棒炉底	—	
53	加圧器水位CH1	%	
54	加圧器水位CH2	%	
55	加圧器水位CH3	%	
56	加圧器水位CH4	%	
57	格納容器内圧力(広域)CH1	MPa	
58	格納容器内圧力(広域)CH2	MPa	
59	格納容器内圧力(広域)CH3	MPa	
60	格納容器内圧力(広域)CH4	MPa	
61	格納容器内圧力(AM)	MPa	
62	格納容器隔離A(T信号)作動	—	
63	格納容器スプレイラインA流量	m^3/h	
64	格納容器スプレイラインB流量	m^3/h	
65	格納容器スプレイポンプA	—	
66	格納容器スプレイポンプB	—	
67	格納容器スプレイラインB流量	m^3/h	
68	格納容器スプレイラインB積算流量	m^3	
69	代替格納容器スプレイライン流量(AM)	m^3/h	
70	代替格納容器スプレイライン積算流量(AM)	m^3	
71	6-3A1母線電圧	kV	
72	6-3A2母線電圧	kV	
73	6-3B母線電圧	kV	
74	6-3C母線電圧	kV	
75	6-3D母線電圧	kV	
76	6-3HA1遮断器	—	
77	6-3HA2遮断器	—	
78	6-3HB遮断器	—	
79	6-3EA1遮断器	—	
80	6-3EA2遮断器	—	
81	6-3EB遮断器	—	
82	6-3HC遮断器	—	
83	6-3HD遮断器	—	
84	6-3EC遮断器	—	
85	6-3ED遮断器	—	
86	予変一次側遮断器	—	

伊方3号機 (3/6)

No.	常時伝送項目	工学単位	備考
87	6-3C号機間連絡遮断器投入(52T3C)	—	
88	ディーゼル発電機A電圧(R-S相)	kV	
89	ディーゼル発電機B電圧(R-S相)	kV	
90	ディーゼル発電機A遮断器	—	
91	ディーゼル発電機B遮断器	—	
92	直流電源装置A電圧	V	
93	直流電源装置B電圧	V	
94	四国中央西幹線1L電圧(R-S相)	kV	
95	四国中央西幹線2L電圧(R-S相)	kV	
96	伊方北幹線1号線電圧	kV	
97	伊方北幹線2号線電圧	kV	
98	伊方南幹線1号線電圧	kV	
99	伊方南幹線2号線電圧	kV	
100	平バエ支線電圧	kV	
101	復水器排気ガスマニタ(R-15)	cpm	
102	蒸気発生器ブローダウン水モニタ(R-19)	cpm	
103	蒸気発生器A広域水位CH1	%	
104	蒸気発生器B広域水位CH2	%	
105	蒸気発生器C広域水位CH3	%	
106	蒸気発生器A狭域水位CH1	%	
107	蒸気発生器A狭域水位CH2	%	
108	蒸気発生器A狭域水位CH3	%	
109	蒸気発生器A狭域水位CH4	%	
110	蒸気発生器B狭域水位CH1	%	
111	蒸気発生器B狭域水位CH2	%	
112	蒸気発生器B狭域水位CH3	%	
113	蒸気発生器B狭域水位CH4	%	
114	蒸気発生器C狭域水位CH1	%	
115	蒸気発生器C狭域水位CH2	%	
116	蒸気発生器C狭域水位CH3	%	
117	蒸気発生器C狭域水位CH4	%	
118	補助給水ラインA流量CH2	m^3/h	
119	補助給水ラインB流量CH3	m^3/h	
120	補助給水ラインC流量CH4	m^3/h	
121	電動補助給水ポンプA	—	
122	電動補助給水ポンプB	—	
123	T/D補助給水ポンプ蒸気入口弁A	—	
124	T/D補助給水ポンプ蒸気入口弁B	—	
125	補助給水隔離弁A	—	
126	補助給水隔離弁B	—	
127	補助給水隔離弁C	—	

伊方 3 号機 (4 / 6)

No.	常時伝送項目	工学単位	備 考
128	補助給水タンク水位CH3	%	
129	補助給水タンク水位CH4	%	
130	主給水ラインA流量(F460)	t/h	
131	主給水ラインB流量(F470)	t/h	
132	主給水ラインC流量(F480)	t/h	
133	主給水ラインA流量(F461)	t/h	
134	主給水ラインA流量(F462)	t/h	
135	主給水ラインB流量(F471)	t/h	
136	主給水ラインB流量(F472)	t/h	
137	主給水ラインC流量(F481)	t/h	
138	主給水ラインC流量(F482)	t/h	
139	主給水隔離弁A	—	
140	主給水隔離弁B	—	
141	主給水隔離弁C	—	
142	主蒸気ラインA圧力CH1	MPa	
143	主蒸気ラインB圧力CH1	MPa	
144	主蒸気ラインC圧力CH1	MPa	
145	主蒸気ラインA圧力CH2	MPa	
146	主蒸気ラインA圧力CH3	MPa	
147	主蒸気ラインA圧力CH4	MPa	
148	主蒸気ラインB圧力CH2	MPa	
149	主蒸気ラインB圧力CH3	MPa	
150	主蒸気ラインB圧力CH4	MPa	
151	主蒸気ラインC圧力CH2	MPa	
152	主蒸気ラインC圧力CH3	MPa	
153	主蒸気ラインC圧力CH4	MPa	
154	主蒸気逃がし弁A	—	
155	主蒸気逃がし弁B	—	
156	主蒸気逃がし弁C	—	
157	主蒸気隔離弁A	—	
158	主蒸気隔離弁B	—	
159	主蒸気隔離弁C	—	
160	炉心出口最大温度(T/Cマップ用)	°C	
161	炉心出口平均温度	°C	
162	炉心出口最大温度(サブクール用)	°C	
163	1次冷却材サブクール度(T/C)	°C	
164	1次冷却材サブクール度(ループ)	°C	
165	格納容器水素濃度	vol%	※1
166	アニュラス水素濃度(AM)	vol%	※1
167	アニュラス水素濃度	vol%	
168	アニュラス排気ファンA	—	
169	アニュラス排気ファンB	—	

※ 1 : 可搬型計器 (通常時測定なし)

伊方3号機(5/6)

No.	常時伝送項目	工学単位	備考
170	格納容器高レンジエリアモニタ(R-63B)	mSv/h	
171	格納容器高レンジエリアモニタ(R-64B)	mSv/h	
172	格納容器高レンジエリアモニタ(R-63A)	μ Sv/h	
173	格納容器高レンジエリアモニタ(R-64A)	μ Sv/h	
174	格納容器内温度CH1	°C	
175	格納容器内温度CH2	°C	
176	格納容器再循環サンプA水位(広域)CH3	%	
177	格納容器再循環サンプB水位(広域)CH4	%	
178	格納容器再循環サンプA水位(狭域)CH3	%	
179	格納容器再循環サンプB水位(狭域)CH4	%	
180	燃料取替用水タンク水位CH1	%	
181	燃料取替用水タンク水位CH2	%	
182	充てんライン流量	m^3/h	
183	安全注入作動	—	
184	原子炉容器水位	%	
185	線源領域中性子束CH1	cps	
186	線源領域中性子束CH2	cps	
187	格納容器ガスモニタ(R-12)	cpm	
188	放水ピット水モニタ(3号用)	cps	
189	出力領域平均中性子束CH1	%	
190	出力領域平均中性子束CH2	%	
191	出力領域平均中性子束CH3	%	
192	出力領域平均中性子束CH4	%	
193	ほう酸タンクA水位CH3	%	
194	ほう酸タンクB水位CH4	%	
195	原子炉補機冷却水サーボタンク水位CH3	%	
196	原子炉補機冷却水サーボタンク水位CH4	%	
197	原子炉補機冷却水ポンプA	—	
198	原子炉補機冷却水ポンプB	—	
199	原子炉補機冷却水ポンプC	—	
200	原子炉補機冷却水ポンプD	—	
201	海水ポンプA	—	
202	海水ポンプB	—	
203	海水ポンプC	—	
204	海水ポンプD	—	
205	格納容器サンプ水位	%	
206	凝縮液量測定装置水位	%	
207	格納容器水位	—	
208	原子炉下部キャビティ水位	—	
209	RCSノズルセンタ水位	cm	
210	使用済燃料ピットA水位	cm	
211	使用済燃料ピットB水位	cm	
212	使用済燃料ピットA水位(AM)	cm	

伊方 3 号機 (6 / 6)

No.	常時伝送項目	工学単位	備 考
213	使用済燃料ピットB水位(AM)	cm	
214	使用済燃料ピットA広域水位(AM)	cm	※1
215	使用済燃料ピットB広域水位(AM)	cm	※1
216	使用済燃料ピットA温度	°C	
217	使用済燃料ピットB温度	°C	
218	使用済燃料ピットA温度(AM)	°C	
219	使用済燃料ピットB温度(AM)	°C	
220	使用済燃料ピットエリアモニタ(R-5)	μ Sv/h	
221	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタA	mSv/h	※1
222	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタB	mSv/h	※1

※1：可搬型計器（通常時測定なし）

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No ^{*1}	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
SE 0 1	<p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上を検出したときは、$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上となつたとき。</p>	

*1 EAL No記載例

:

A	L
---	---

1

1

↑ 事象区分 ↑ 事象分類 ↑ 連番

事象区分	
AL	警戒事象
SE	施設敷地緊急事象
GE	全面緊急事象
X AL	事業所外運搬
X SE	(EAL対象外)
X GE	

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	冷やす
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬(EAL対象外)

なお、EAL Noは、BWRおよびPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL Noは、欠番となる。

1号機および2号機については、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたことから、EAL 01～06（1号機はEAL 03を除く）および55のみ適用する。

伊方発電所における解釈

【1、2、3号機】

＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞

モニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 1地点以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したとき。※1、※2
- (2) 1地点以上において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したモニタリングステーション又はモニタリングポストの周辺の中性子線量率を中性子線測定サーベイメータにて測定し、両者の合計が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となったとき。※1

※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、 $1 \text{Gy}/\text{h} = 1 \text{Sv}/\text{h}$ として運用する。

※2 2地点以上を同時に検出した場合は、「G E 0 1」にて通報する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- (1) 落雷のときに検出された場合。

- (2) 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（様式自由）で報告した場合。

- ・補助建家排気筒高レンジガスモニタ（1, 2号機）
- ・補助建屋排気筒高レンジガスモニタ（3号機）
- ・格納容器排気筒高レンジガスモニタ（1, 2, 3号機）
- ・格納容器高レンジエリアモニタ（3号機）※3
- ・使用済燃料ピットエリアモニタ（1, 2, 3号機）
- ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ（1号機）
- ・補助建家換気空調系ガスモニタ（2号機）
- ・補助建屋換気空調系ガスモニタ（3号機）

※3 照射済燃料を全て原子炉格納容器外へ搬出し、かつ、全ての格納容器高レンジエリアモニタを停止している場合には、原子力規制委員会へ「格納容器内に照射済燃料無し」と報告する。

愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。

ただし、落雷のときに検出された場合は除く。

注1 「伊方発電所における解釈」に記載する運転モード表（以下、解釈で同じ）

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルト状態
1	出力運転（出力領域中性子束指示 5 %超）	全ボルト締付
2 (停止時)	出力運転（出力領域中性子束指示 5 %以下） ～ 制御グループバンク全挿入による原子炉の停止	全ボルト締付
2 (起動時)	臨界操作のための制御グループ引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示 5 %以下）	全ボルト締付
3	1次冷却材温度 177 °C 以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93 °C 超 177 °C 未満	全ボルト締付
5	1次冷却材温度 93 °C 以下	全ボルト締付
6		1本以上が緩められている

注2 各EAL事象を判断するために使用する計器指示が「伊方発電所における解釈」に記載する判断基準を超えた場合において、関係パラメータ等により、その計器単体の故障と判断できる場合は、EAL事象とはならない。

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE 01	<p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上を検出したときは、$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が10分間以上継続して$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上となったとき。</p> <p>所在都道府県知事又は関係都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上が検出されたこと。</p> <p>ただし、落雷のときに検出された場合は除く。</p>	

伊方発電所における解釈

【1、2、3号機】

＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞

モニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、以下のいずれかの状態となつたとき。

- (1) 1 地点において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を 10 分間以上継続して検出したとき。※¹
- (2) 2 地点以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したとき。※¹
- (3) 1 地点以上において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、中性子線測定サーベイメータにて $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したモニタリングステーション又はモニタリングポストの周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が 10 分間以上継続して $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となつたとき。※¹

※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針に基づき、 $1 \text{Gy}/\text{h} = 1 \text{Sv}/\text{h}$ として運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- (1) 落雷のときに検出された場合。
- (2) 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（様式自由）で報告した場合。

- ・補助建家排気筒高レンジガスモニタ（1, 2号機）
- ・補助建屋排気筒高レンジガスモニタ（3号機）
- ・格納容器排気筒高レンジガスモニタ（1, 2, 3号機）
- ・格納容器高レンジエリアモニタ（3号機）※²
- ・使用済燃料ピットエリアモニタ（1, 2, 3号機）
- ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ（1号機）
- ・補助建家換気空調系ガスモニタ（2号機）
- ・補助建屋換気空調系ガスモニタ（3号機）

※2 照射済燃料を全て原子炉格納容器外へ搬出し、かつ、全ての格納容器高レンジエリアモニタを停止している場合には、原子力規制委員会へ「格納容器内に照射済燃料無し」と報告する。

愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至つたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。

ただし、落雷のときに検出された場合は除く。

別表 2-1-3 EAL 事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 02 GE 02	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu \text{Sv/h}$ に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で規定する基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。	

伊方発電所における解釈

【1、2、3号機】

<通常放出経路での気体放射性物質の放出>

敷地境界付近の最大となる地点で、 $5 \mu \text{Sv/h}$ に相当する気体放射性物質の放出量として、以下に示す排気筒モニタ指示値 (cpm) のいずれかを10分間以上継続して検出したとき。

- (1) 1号機補助建家排気筒高レンジガスモニタ (低レンジモニタ指示値: 1800cpm以上)
- (2) 1号機格納容器排気筒高レンジガスモニタ (低レンジモニタ指示値: 2700cpm以上)
- (3) 2号機補助建家排気筒高レンジガスモニタ (低レンジモニタ指示値: 340cpm以上)
- (4) 2号機格納容器排気筒高レンジガスモニタ (低レンジモニタ指示値: 770cpm以上)
- (5) 3号機補助建屋排気筒高レンジガスモニタ (低レンジモニタ指示値: 590cpm以上)
- (6) 3号機格納容器排気筒高レンジガスモニタ (低レンジモニタ指示値: 710cpm以上)

原災法施行令に基づき、SE02とGE02は同じ判断基準値。

別表 2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 3 G E 0 3	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu \text{Sv/h}$ に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で規定する基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。	

伊方発電所における解釈

【2、3号機】

<通常放出経路での液体放射性物質の放出>

液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値 (cpm) のいずれかを10分間以上継続して検出したとき。

(1) 2号廃棄物処理設備排水モニタ指示値: 880,000cpm 以上

(2) 3号廃棄物処理設備排水モニタ指示値: 480,000cpm 以上

原災法施行令に基づき、SE03とGE03は同じ判断基準値。

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 04	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50 \mu \text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	
GE 04	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$5 \text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	

伊方発電所における解釈

【1、2、3号機】

＜火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出＞

火災、爆発その他これらに類する事象※の発生の際に、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を10分間以上継続して検出したとき。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量率の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を検出する蓋然性が高いとき。

※ 「その他これらに類する事象」とは、放射性物質の閉じ込め機能または放射線の遮へいおよび放出低減機能に異常が生じた場合であって、放射性物質または放射線が管理区域外へ放出および拡散され、敷地外に影響するおそれのある事象をいう。

【1、2、3号機】

＜火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出＞

火災、爆発その他これらに類する事象※の発生の際に、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 $5 \text{ mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を10分間以上継続して検出したとき。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量率の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 $5 \text{ mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量率を検出する蓋然性が高いとき。

※ 「その他これらに類する事象」とは、放射性物質の閉じ込め機能または放射線の遮へいおよび放出低減機能に異常が生じた場合であって、放射性物質または放射線が管理区域外へ放出および拡散され、敷地外に影響するおそれのある事象をいう。

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 05	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	
GE 05	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	

伊方発電所における解釈

【1、2、3号機】

＜火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当するものとして以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射能物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

- 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に 50 を乗じて得た値
 - 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値
 - 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの)を除く。) のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値
- ※ 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「G E 0 2」、「G E 0 3」で通報する。

【1、2、3号機】

＜火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射能物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

- 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に 5000 を乗じて得た値
 - 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値
 - 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの)を除く。) のうち、最も低いものに 5000 を乗じて得た値
- ※ 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「G E 0 2」、「G E 0 3」で通報する。

別表 2-13 E A L 事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 6	原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体及び再処理施設の内部 を除く。)において、核燃料物質の形状 による管理、質量による管理その他の方 法による管理が損なわれる状態その他 の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態 にあること。	
G E 0 6	原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体の内部を除く。)におい て、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂 の連鎖反応が継続している状態をい う。)にあること。	

伊方発電所における解釈

【1、2、3号機】

<施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ>

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、何らかの原因によって複数の燃料集合体が異常に接近し、かつ、減速材としての水がある場合であって、臨界条件が成立する可能性があるとき。

【1、2、3号機】

<施設内（原子炉外）臨界事故>

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、エリアモニタ又は中性子線測定サーベイメータによって、核燃料物質の臨界状態と考えられる中性子線又はガンマ線が検出されたとき。

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 1 1	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	(解説) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があり、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。 一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。 「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93°C以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする。（以下この表において同じ。） 「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項（パラメータ）が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。（以下この表において同じ。） 「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できることをいう。
G E 1 1	原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。	(解説) 左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備（原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。以下同じ。）及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できることをいう。

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜原子炉停止機能の異常または異常のおそれ＞

モード1, 2において、以下のいずれかの状態となったとき。

(1) 原子炉保護系の1チャンネルからパーシャル原子炉トリップ信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が、1時間以上継続したとき。

ただし、トリップ信号に係わる関係パラメータにより、直ちにパーシャルトリップ信号が誤動作と判断できる場合は除く。

(2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室から以下のいずれの制御棒挿入操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零または負にならないとき、またはその状態が確認できないとき。

- ①自動原子炉トリップ
- ②手動原子炉トリップ
- ③MGセット電源断（母線しゃ断器開放）
- ④制御棒の自動挿入
- ⑤制御棒の手動挿入

【3号機】

＜全ての原子炉停止操作の失敗＞

モード1, 2において、原子炉トリップが必要な場合において中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力（中性子束）が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零または負にならないとき、またはその状態が確認できないとき。

- (1) MGセット電源断（現場でのしゃ断器開放）
- (2) 現場での原子炉トリップしゃ断器開放
- (3) ATWS緩和設備およびほう酸注入
- (4) 特定重大事故等対処施設による原子炉トリップしゃ断器開放

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
AL 21	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	(解説) 非常用炉心冷却装置（以下この表において「DB設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。
SE 21	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	(解説) 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。））であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう。（以下この表において同じ。） 「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない。（以下この表において同じ。）

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜原子炉冷却材の漏えい＞

モード1、2、3および4において、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、または、これに付随する機器の破損等により、1次冷却材が格納容器内に漏えいし、その漏えい率が $0.23\text{ m}^3/\text{h}$ を超えた場合において、4時間以内に $0.23\text{ m}^3/\text{h}$ 以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内にモード3、または56時間以内にモード5にできないとき。
- (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、または、これに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値※に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。

※設定値は以下のとおり

加圧器圧力 11.48 MPa または加圧器圧力 12.17 MPa + 加圧器水位 5 %

【3号機】

＜原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能＞

モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、または、これに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値※に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) すべての高圧注入ポンプが起動しないとき。
 - (2) 高圧注入系の弁が「開」しない等により、高圧注入ポンプによる原子炉への注水が確認できないとき。
 - (3) すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。
 - (4) 低圧注入系の弁が「開」しない等により、余熱除去ポンプによる原子炉への注水が確認できないとき。
- ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの定格圧力以下に低下するまでの間は、対象としない。

※設定値は以下のとおり

加圧器圧力 11.48 MPa または加圧器圧力 12.17 MPa + 加圧器水位 5 %

別表2－13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE 2 1	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	<p>(解説) 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう。(以下この表において同じ。)</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能＞

モード1, 2, 3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、または、これに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値^{※1}に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において以下のいずれかの状態となったとき。

（1）すべての高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。

（2）高圧注入系および低圧注入系の弁が「開」しない等により、原子炉への注水が確認できないとき。

ただし、余熱除去ポンプについては、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの定格圧力以下に低下するまでの間は、対象としない。

（3）炉心出口温度350°C以上の状態が30分間以上観測されたとき。

（4）原子炉への注水が確認できない状態で、蒸気発生器による除熱機能が喪失^{※2}したとき。

※1 設定値は以下のとおり

加圧器圧力 11.48 MPa

または加圧器圧力 12.17 MPa + 加圧器水位 5%

※2 主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、蒸気発生器の広域水位が10%以下、または蒸気発生器からの放出経路が確保できない状態
(GE24の前提条件と同様)

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
AL 24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	(解説) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
SE 24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	(解説) 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関するS A設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)及び即応性を有する設備をいう。(以下この表において同じ。) なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。
GE 24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	(解説) 一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、1系統以上のD B設備及びS A設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜蒸気発生器給水機能喪失のおそれ＞

モード1、2、3および4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動を確認できないとき。
- (2) 流量調整以外の要因で補助給水流量の合計が $80 \text{ m}^3/\text{h}$ 未満となったとき。

【3号機】

＜蒸気発生器給水機能の喪失＞

モード1、2、3および4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失し、すべての蒸気発生器の狭域水位が0%以下となった状態で、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプのすべての起動を確認できないとき。
- (2) 流量調整以外の要因で補助給水流量の合計が $80 \text{ m}^3/\text{h}$ 未満となったとき。

【3号機】

＜蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能＞

モード1、2、3および4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、蒸気発生器の広域水位が10%以下、または蒸気発生器からの放出経路が確保できない場合等、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) すべての高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。
- (2) 高圧注入系弁および低圧注入系の弁が「開」しない等により、原子炉への注水が確認できないとき。
ただし、高圧注入ポンプについては、1次冷却材圧力が、高圧注入ポンプの定格圧力以下に低下するまでの間は、対象としない。
- (3) 炉心出口温度 350°C 以上の状態が30分間以上観測されたとき。
- (4) 原子炉圧力を減圧させる目的により加圧器逃がし弁を操作した場合において、加圧器逃がし弁が「開」できないとき。

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 2 5	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	<p>(解説)</p> <p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。(以下この表において同じ。)</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む。)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。(以下この表において同じ。)</p>
S E 2 5	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	<p>(解説)</p> <p>左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>
G E 2 5	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>(解説)</p> <p>左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ＞
交流電源が以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が、所内変圧器、予備変圧器、非常用ディーゼル発電機、非常用ガスタービン発電機、空冷式非常用発電装置または特定重大事故等対処施設に属する交流電源設備のいずれかひとつになり、その状態が15分間以上継続したとき。
- (2) 全ての所内非常用高圧母線が所内変圧器、予備変圧器および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。
- (3) 電力系統からの電源の供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。

【3号機】

＜非常用交流高圧母線の30分間以上喪失＞
全ての所内非常用高圧母線が所内変圧器、予備変圧器および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、非常用ガスタービン発電機、空冷式非常用発電装置または特定重大事故等対処施設に属する交流電源設備をはじめとした代替電源設備からの受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。

【3号機】

＜非常用交流高圧母線の1時間以上喪失＞
全ての所内非常用高圧母線が所内変圧器、予備変圧器および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、非常用ガスタービン発電機、空冷式非常用発電装置または特定重大事故等対処施設に属する交流電源設備をはじめとした代替電源設備からの受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。

別表2－13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 2 7	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。
G E 2 7	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のDB設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜直流電源の部分喪失＞

非常用直流母線が1つ以下となった場合において、電気を供給している蓄電池（非常用、重大事故等対処用および3系統目）、交流直流変換装置または電源車をはじめとする代替電源設備が、当該非常用直流母線中で1つ以下となった状態が5分間以上継続したとき。

ただし、計画的な点検の場合は除く。

【3号機】

＜全直流電源の5分間以上喪失＞

非常用直流母線に電気を供給しているすべての蓄電池（非常用、重大事故等対処用および3系統目）、交流直流変換装置および電源車をはじめとする代替電源設備が使用不能となり、その状態が5分間以上継続したとき。

別表2－13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
G E 2 8	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	<p>(解説)</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p>

伊方発電所における解釈

【3号機】

<炉心損傷の検出>

モード1、2および3において、格納容器高レンジエリアモニタの線量率が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上となり、かつ炉心出口温度が 350°C 以上となったとき。

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 2 9	原子炉の停止中に当該原子炉から残 留熱を除去する機能の一部が喪失する こと。	(解説) 左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の 目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下 させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体 の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒 事態の判断基準とする。
S E 2 9	原子炉の停止中に当該原子炉から残 留熱を除去する機能が喪失すること。	(解説) 左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の 目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下 させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体 の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑 み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 2 9	蒸気発生器の検査その他の目的で一 時的に原子炉容器の水位を下げた状態 で、当該原子炉から残留熱を除去する 機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯 蔵槽からの注水ができないこと。	(解説) 原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記 の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の 温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至 ることから、全面緊急事態の判断基準とす る。

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜停止中の原子炉冷却機能の一部喪失＞

一次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 1次冷却材配管の水位が低下し、差圧式ノズルセンター水位計、超音波式ノズルセンター水位計および仮水面計の指示がノズルセンター水位低警報値以下となった状態が30分間以上継続したとき。
ただし、計器の故障であることが判断できる場合は、除く。
- (2) 1台の余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。
- (3) 1台の余熱除去冷却器の機能喪失等により、熱除去機能が喪失したとき。

【3号機】

＜停止中の原子炉冷却機能の喪失＞

一次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 1次冷却材配管の水位が低下し、差圧式ノズルセンター水位計、超音波式ノズルセンター水位計および仮水面計の指示が下端以下となった状態が30分間以上継続したとき。
ただし、計器故障であることが判断できる場合は、除く。
- (2) すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。
- (3) すべての余熱除去冷却器の機能喪失等により、熱除去機能が喪失したとき。

【3号機】

＜停止中の原子炉冷却機能の完全喪失＞

一次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、以下の状態となったとき。

- (1) すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能および蒸気発生器を通じたすべての除熱機能が喪失したとき。

かつ、

- (2) 燃料取替用水タンクを水源としたすべての炉心へ注入する手段（充てんポンプ、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ、格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）および代替格納容器スプレイポンプ）が喪失したとき。

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
AL 30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。
SE 30	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できること、又は維持できないおそれがある場合をいう。 「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう。(以下この表において同じ。)

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞

使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 使用済燃料ピット水位が以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき。
NWL - 136 cm以下

(2) 使用済燃料ピット水位低警報発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器および目視等で確認できない状態が1時間以上継続したとき。
ただし、燃料輸送等により、計画的に水位を低下させた場合または計画的な点検の場合は除く。

NWL：通常水位 EL. 31.86m

【3号機】

＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞

使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が継続し、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。
NWL - 362 cm以下

(2) 使用済燃料ピット水位低警報発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器および目視等で確認できない状態が3時間以上継続したとき。
ただし、燃料輸送等により、計画的に水位を低下させた場合または計画的な点検の場合は除く。

NWL：通常水位 EL. 31.86m

別表 2-13 E A L 事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
G E 3 0	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<p>(解説)</p> <p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立ち入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出＞

使用済燃料ピットが以下のいずれかの状態となったとき。

(1) 使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方2mの水位まで低下したとき。

NWL - 562 cm

(2) 使用済燃料ピットエリアモニタの指示値が計測範囲の上限を超えたとき。

ただし、計測器点検中または計器故障であることが直ちに判断できる場合は除く。

NWL：通常水位 EL. 31.86m

別表2－13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 4 1	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	(解説) 左記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。
G E 4 1	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	(解説) 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜格納容器健全性喪失のおそれ＞

モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、あるいは、これに付随する機器の破損等により、1次冷却材が格納容器内に流出し、格納容器スプレイ作動信号の設定値※を超えた状態で、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) すべての格納容器スプレイポンプが起動しないとき。
- (2) スプレイ系統の注水ライン弁が「開」しない等により、スプレイ水の注水が確認できないとき。
- (3) 格納容器圧力の上昇が10分間以上継続しているとき。

※設定値は、以下のとおり。

格納容器圧力：0.127 MPa

【3号機】

＜格納容器圧力の異常上昇＞

モード1、2、3および4において、格納容器が最高使用圧力または最高使用温度※に達したとき。

※最高使用圧力と最高使用温度は、以下のとおり。

格納容器最高使用圧力：0.283 MPa

格納容器最高使用温度：132°C (最高使用圧力時の飽和温度)

別表2－13 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 4 2	燃料被覆管障壁若しくは原子炉 冷却系障壁が喪失するおそれがあ ること、又は、燃料被覆管障壁若しく は原子炉冷却系障壁が喪失する こと。	<p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜単一障壁の喪失または喪失のおそれ＞

モード1、2および3において、以下のいずれかの障壁が喪失または喪失のおそれがあるとき。

- (1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。
- (2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。
- (3) 燃料被覆管障壁が喪失したとき。
- (4) 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

各障壁の状況は、以下のとおり、

「燃料被覆管障壁の喪失するおそれ」・・・炉心出口温度の最高値が350°C以上

「燃料被覆管障壁の喪失」.....炉心出口温度の最高値が600°C以上

「原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ」・・・抽出隔離をした状態で、充てんポンプ1台分の流量を超過

「原子炉冷却系障壁の喪失」.....1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）が発生し、加圧器圧力低による非常用炉心冷却設備作動設定値*以下

*設定値は以下のとおり

加圧器圧力 11.48 MPa または加圧器圧力 12.17 MPa + 加圧器水位 5%

別表2－13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 4 2	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	<p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。</p> <p>1) 燃料被覆管障壁が喪失 +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ +格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ +格納容器障壁が喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜2つの障壁の喪失または喪失のおそれ＞

モード1、2および3において、以下のいずれかの障壁が喪失または喪失のおそれがあるとき。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 燃料被覆管障壁が喪失 | +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ |
| (2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ | +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ |
| (3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ | +格納容器障壁が喪失 |
| (4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ | +格納容器障壁が喪失 |

各障壁の状況は、以下のとおり、

「燃料被覆管障壁の喪失するおそれ」・・・炉心出口温度の最高値が350°C以上

「燃料被覆管障壁の喪失」.....炉心出口温度の最高値が600°C以上

「原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ」・・・抽出隔離をした状態で、充てんポンプ1台分の流量を超過

「格納容器障壁の喪失」.....①格納容器圧力上昇後の圧力低下
ただし、格納容器スプレイポンプ正常動作時およびヒートシンクによる低下は除く。
②環境への直接放出経路あり

別表2－13 E A L事象の判断基準解釈

E A L N o	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
G E 4 2	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	<p>(解説) 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失 + 原子炉冷却系障壁が喪失 + 原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ＞
モード1、2および3において、以下のいずれかの障壁が喪失または喪失のおそれがあるとき。

(1) 燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失＋格納容器障壁が喪失するおそれ

各障壁の状況は、以下のとおり、

「燃料被覆管障壁の喪失」・・・・・・・・・・・・ 炉心出口温度の最高値が600°C以上
「原子炉冷却系障壁の喪失」・・・・・・・・・・・・ 1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）が発生し、加圧器圧力低による非常用炉心冷却設備作動設定値※以下
「格納容器障壁の喪失のおそれ」・・・・・・・・ 格納容器隔離信号発信時に1弁「閉」不能な系統が1系列以上あるとき。

※設定値は以下のとおり

加圧器圧力 11.48 MPa または加圧器圧力 12.17 MPa + 加圧器水位 5%

別表2－13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 4 3	炉心の損傷が発生していない場 合において、原子炉格納容器圧力逃 がし装置を使用すること。	(解説) 原子炉格納容器の圧力を低下させること により、原子炉格納容器の破損及び炉心の損 傷を防止することに成功することが想定さ れるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使 用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地 緊急事態の判断基準とする。

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用＞

モード1、2、3および4において、炉心の損傷が発生していない状態※で、格納容器圧力逃がし装置を使用するとき。

※炉心の損傷が発生していない状態とは、炉心出口温度の最高値が350°C未満または格納容器高レンジエリアモニタの線量率が 1×10^5 mSv/h未満のとき。

別表2－13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
AL 5 1	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。
SE 5 1	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	(解説) 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。
GE 5 1	原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。	(解説) 火災等により原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉を停止した後に冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞

放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室操作盤および中央制御室外操作盤での監視および操作が容易にできなくなったとき。

【3号機】

＜原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失＞

以下のいずれかの状態となったとき。

(1) 原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散がない状態において、以下の状態となったとき。

①中央制御室操作盤および中央制御室外操作盤にて、放射線レベルや室温の上昇等により運転員が防護具または局所排気装置等を用いなければ監視および操作ができなくなったとき。

(2) 原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が確認された状態において、以下のいずれかの状態となったとき。

①中央制御室操作盤にて、放射線レベルや室温の上昇等により運転員が防護具または局所排気装置等を用いなければ監視および操作ができなくなったとき。

②中央制御室操作盤の安全系関連表示が一部消失※したとき。

※安全系関連表示が一部消失とは、以下の状態をいう。

中央制御室操作盤のうち、主盤または原子炉補助盤のいずれかにおいて表示灯および警報の消灯、または指示計および記録計の停止により、当該盤が使用できないとき。

【3号機】

＜原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失＞

以下のいずれかの状態になったとき。

(1) 原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散がない状態において、以下の状態となったとき。

①放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室および中央制御室外操作盤室からの退避が必要となり、原子炉停止機能（注）および冷温停止維持機能が喪失したとき。

（注）特定重大事故等対処施設による原子炉停止機能を含む。

(2) 原子炉出力に影響のある過渡事象もしくは使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸散が確認された状態において、以下のいずれかの状態となったとき。

①放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避が必要になったとき。

②中央制御室操作盤の安全系関連表示がすべて消失※したとき。

※安全系関連表示がすべて消失とは、以下の状態をいう。

中央制御室操作盤のうち主盤および原子炉補助盤のすべての表示灯および警報の消灯、かつ、指示計および記録計の停止により、当該盤が使用できないとき。

別表2－13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 5 2	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。
S E 5 2	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞

原子炉出力に影響のある過渡事象が発生した場合において、以下のいずれかの状態となつたとき。

- (1) 中央制御室から所内への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなつたとき。
- (2) 中央制御室および緊急時対策所から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなつたとき。

【3号機】

＜所内外通信連絡機能の全ての喪失＞

原子炉出力に影響のある過渡事象が発生した場合において、以下のいずれかの状態となつたとき。

- (1) 中央制御室から所内への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となつたとき。
- (2) 中央制御室および緊急時対策所から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となつたとき。

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
AL 5 3	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	(解説) 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。
SE 5 3	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	(解説) 左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。

伊方発電所における解釈

【3号機】

＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ＞

重要区域において、火災^{*1}または溢水^{*2}が発生（重要区域外で発生した火災・溢水が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む）し、以下のいずれかの状態となつたとき。

- (1) 安全上重要な構築物、系統または機器の機能に支障が生じ、同一機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなるおそれがあるとき。
- (2) 速やかに消火または溢水を停止できないとき。
- (3) 速やかに消火または溢水を停止できた場合でも火災または溢水の状況から安全機器等の故障の蓋然性が高いと判断した場合。

なお、別表2-1-4に定める安全上重要な構築物、系統あるいは機器が各適用モード外においては、除外できる。

※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。

※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水および消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。

【3号機】

＜火災・溢水による安全機能の一部喪失＞

すべての区域において、火災^{*1}または溢水^{*2}が発生し、以下のいずれかの状態となつたとき。

- (1) 別表2-1-4に定める安全機器本体または動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。
- (2) 別表2-1-4に定める安全機器等のサポート設備が故障し、安全機器等の故障の蓋然性が高いと判断したとき。

なお、別表2-1-4に定める安全上重要な構築物、系統あるいは機器が各適用モード外においては、除外できる。

※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。

※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水および消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。

別表2-13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
—	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
—	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	
—	当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。	

伊方発電所における解釈

【1、2、3号機】

＜大地震の発生＞
伊方町において、震度6弱以上の地震が発生し、原子力防災管理者が非常体制を発令したとき。

【1、2、3号機】

＜大津波警報の発表＞
伊方町瀬戸内海側に大津波警報が発表され、原子力防災管理者が非常体制を発令したとき。

【3号機】

＜その他＞
伊方発電所において、地震、津波を除く自然現象の発生により、発電所設備に影響を及ぼすおそれがあり非常体制の発令が必要と判断し、原子力防災管理者が非常体制を発令したとき。

別表2－13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
—	オンサイト総括が警戒を必要と認め る当該原子炉施設の重大な故障等が発 生した場合。	
—	その他外部事象による原子力施設へ の影響が発生するおそれがあることを 認知した場合など、委員長又は委員長 代行が警戒本部の設置が必要と判断し た場合。	

伊方発電所における解釈

【1、2、3号機】

＜オンサイト総括が警戒を必要と認める故障等が発生した場合＞
オンサイト総括の判断による。

【1、2、3号機】

＜原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合＞
原子力規制委員会委員長又は委員長代行の判断による。

別表2－13 EAL事象の判断基準解釈

EAL No	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 55	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
GE 55	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。

伊方発電所における解釈

【1、2、3号機】

＜防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生＞

破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすおそれがある事象が発生し、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

【1、2、3号機】

＜住民の避難を開始する必要がある事象発生＞

破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

別表 2-1-4 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表 (1/3)

要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機
原子炉停止機能	制御棒制御系	3号機：MGセット室 3号機：CRDM-CS室 3号機：MGセット制御盤室	GE11	—	—	○
	原子炉保護系	3号機：計装盤室	GE11	—	—	○
	原子炉制御系	3号機：計装盤室	GE11	—	—	○
非常用炉心冷却機能	高圧注入ポンプ	3号機：高圧注入ポンプ室	SE21, GE21	—	—	○
	余熱除去ポンプ	3号機：余熱除去ポンプ室	SE21, GE21	—	—	○
格納容器冷却機能	格納容器スプレイポンプ (格納容器スプレイ冷却器含む)	3号機：格納容器スプレイポンプ室	SE41, GE41	—	—	○
		3号機：格納容器スプレイ冷却器室				
2次系除熱機能	電動補助給水ポンプ	3号機：電動補助給水ポンプ室	AL24, SE24, GE24	—	—	○
	タービン動補助給水ポンプ	3号機：タービン動補助給水ポンプ室	AL24, SE24, GE24	—	—	○
停止時除熱機能	余熱除去ポンプ (余熱除去冷却器含む)	3号機：余熱除去ポンプ室	AL29, SE29, GE29	—	—	○
		3号機：余熱除去冷却器室	AL29, SE29, GE29	—	—	○

別表 2-1-4 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表 (2/3)

要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機
停止時 炉心注入 機能	充てんポンプ	3号機：充てんポンプ室	GE29	—	—	○
	余熱除去ポンプ	3号機：余熱除去ポンプ室	GE29	—	—	○
	高圧注入ポンプ	3号機：高圧注入ポンプ室	GE29	—	—	○
	格納容器スプレイポンプ (B, 代替再循環配管使用)	3号機：格納容器スプレイポンプ室B	GE29	—	—	○
	代替格納容器スプレイポンプ	3号機：代替格納容器スプレイポンプエリア	GE29	—	—	○
	燃料取替用水タンク	3号機：燃料取替用水タンク室	SE29, GE29	—	—	○
交流電源 機能	非常用ディーゼル発電機	3号機：非常用ディーゼル発電機室	AL25, SE25, GE25	—	—	○
	非常用ガスタービン発電機	3号機：非常用ガスタービン発電機室	AL25, SE25, GE25	—	—	○
	空冷式非常用発電装置	3号機：屋外32m	AL25, SE25, GE25	—	—	○
	特定重大事故等対処施設に属する交流電源設備	3号機：特定重大事故等対処施設に属する区域	AL25, SE25, GE25	—	—	○
	変圧器 所内変圧器	3号機：変圧器エリア	AL25, SE25, GE25	—	—	○
	予備変圧器	3号機：変圧器エリア	AL25, SE25, GE25	—	—	○
	非常用交流母線	3号機：安全補機開閉器室	AL25, SE25, GE25	—	—	○

別表 2-1-4 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表（3／3）

要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL区分	1号機	2号機	3号機
直流電源機能（充電器）	直流電源装置	3号機：直流電源室	SE27, GE27	—	—	○
直流電源機能（蓄電器）	蓄電池（非常用）	3号機：蓄電池室	SE27, GE27	—	—	○
	蓄電池（重大事故等対処用）	3号機：蓄電池室	SE27, GE27	—	—	○
	蓄電池（3系統目）	3号機：第3蓄電池室	SE27, GE27	—	—	○
使用済燃料冷却機能	使用済燃料ピットポンプ	3号機：使用済燃料ピットポンプ室	AL30, SE30, GE30	—	—	○
	使用済燃料ピット冷却器	3号機：使用済燃料ピットポンプ室	AL30, SE30, GE30	—	—	○
	使用済燃料ピット	3号機：使用済燃料ピットエリア	AL30, SE30, GE30	—	—	○
中央制御機能	中央制御室 主盤	3号機：3号中央制御室	AL51, SE51, GE51	—	—	○
	中央制御室 原子炉補助盤	3号機：3号中央制御室	AL51, SE51, GE51	—	—	○
	中央制御室外原子炉停止盤	(核物質防護の観点から非公開)	AL51, SE51, GE51	—	—	○

別表4－1 緊急事態応急対策活動における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材および資料等の貸与		備 考
原子力災害現地対策本部における業務に関する事項	報道班	2名	配管系統線図	1冊	
	技術支援班	4名	機器配置図	1冊	
	情報連絡班	2名	設備関係資料（必要な資料のみ）	1部	
	オフサイトセンター派遣	7名	業務車	2台	
			広報車（スピーカー搭載車）	1台	
			マイクロバス	1台	
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	技術支援班 (伊方サービスおよび四国計測を含む)	16名	Na Iシンチレーションサーベイメータ	16台	※：モニタ車に搭載
			電離箱サーベイメータ	16台	
			中性子線測定用サーベイメータ	2台	
			汚染密度測定用サーベイメータ	16台	
			汚染密度測定用(α用)サーベイメータ	1台	
			蛍光ガラス線量計素子	70個	
			ガラスバッジ	120個	
			ダストサンプラー(ヨウ素用と兼用)	7台	
			車載用ヨウ素・ダストモニタ*	1台	
			モニタ車(普通車両を含む。)	5台	

別表4－2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（1／5）

「防災業務計画命令」第2条第4項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

法人の名称	伊方サービス株式会社
主たる事務所の所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町字浦安1番耕地1349番1
業務の範囲および実施方法	環境モニタリングの補助、緊急時対策活動の現場での復旧作業および発電所の警備であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。
業務の範囲	実施方法
環境モニタリング業務	<ul style="list-style-type: none"> ・線量率測定 ・積算線量測定 ・空気中放射性物質濃度測定 ・環境試料の採取および測定
緊急時対策活動の現場での復旧作業	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における代替設備等を使用した配管接続活動、水源確保活動^{※1}、補機冷却海水通水活動^{※1}、使用済燃料ピットへの注水活動^{※1}、ポンプ車等への燃料補給活動、アクセスルート確保活動（重大事故対応時）等 ・消防自動車等を使用した消火活動 ・瓦礫等の障害物の撤去
発電所の警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・守衛所における入退所管理 ・発電所の警備

※1：2025年12月1日から適用する。

別表4－2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（2／5）

「防災業務計画命令」第2条第4項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

法人の名称	四国計測工業株式会社
主たる事務所の所在地	香川県仲多度郡多度津町南鴨200番地1
業務の範囲および実施方法	環境モニタリングの補助および緊急時対策活動の現場での復旧作業であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。
業務の範囲	実施方法
環境モニタリング業務	<ul style="list-style-type: none"> ・線量率測定 ・積算線量測定 ・空気中放射性物質濃度測定 ・環境試料の採取および測定
緊急時対策活動の現場での復旧作業	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における代替設備等を使用した電源確保活動、主蒸気逃がし弁の機能回復（代替空気供給）活動、計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合の手順等の活動等

別表4－2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（3／5）

「防災業務計画命令」第2条第4項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

法人の名称	四電エンジニアリング株式会社
主たる事務所の所在地	香川県高松市上之町3丁目1-4
業務の範囲および実施方法	緊急時対策活動の現場での復旧作業であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。
業務の範囲	実施方法
緊急時対策活動の現場での復旧作業	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における代替設備等を使用した水源確保活動、電源確保活動、海水取水用水中ポンプによる補機冷却海水通水活動、中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水活動、使用済燃料ピットからの漏えい抑制活動、海洋への拡散抑制活動、専用配電線による代替電源（交流）からの給電等

別表4－2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（4／5）※1

「防災業務計画命令」第2条第4項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

法人の名称	株式会社アトックス
主たる事務所の所在地	東京都港区芝四丁目11番3号
業務の範囲および実施方法	緊急時対策活動の現場での復旧作業であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。
業務の範囲	実施方法
緊急時対策活動の現場での復旧作業	<ul style="list-style-type: none">緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における代替設備等を使用した水源確保活動、補機冷却海水通水活動、使用済燃料ピットへの注水活動等

※1：2025年12月1日から適用する。

別表4－2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（5／5）

「防災業務計画命令」第2条第4項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

法人の名称	日本原子力発電株式会社
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目2番1号
業務の範囲および実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が実施する支援組織要員派遣、放射線量等の環境情報収集支援、アクセスルート確保作業支援および除染作業支援であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。
業務の範囲	実施方法
支援組織要員派遣	・支援組織要員の派遣
放射線量等の環境情報収集支援	・遠隔操作資機材等を使用した放射線量測定等による環境情報収集の支援
アクセスルート確保作業支援	・遠隔操作資機材等を使用したがれきの撤去作業等によるアクセスルートの確保作業の支援
除染作業支援	・遠隔操作資機材等を使用した放射性物質の除去等の除染作業の支援

別表5－1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材および資料等の貸与	備 考
広報活動に関する事項	報道班	2名		
	技術支援班	4名		
	情報連絡班	2名		
	その他要員	7名		
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	技術支援班 (伊方サービスおよび四国計測を含む)	17名	Na Iシンチレーションサーベイメータ	16台
			電離箱サーベイメータ	16台
			中性子線測定用サーベイメータ	2台
			汚染密度測定用サーベイメータ	16台
			汚染密度測定用(α用)サーベイメータ	1台
			蛍光ガラス線量計素子	70個
			ガラスバッジ	120個
			ダストサンプラー(ヨウ素用と兼用)	7台
			車載用ヨウ素・ダストモニタ*	1台
			モニタ車(普通車両を含む。)	5台

*: モニタ車に搭載

別表 6－1 他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

項目	協力要員派遣準備人数・ 資機材貸与準備数	備考
協力要員 (人)	1 5	
G M汚染サーベイメーター (台)	1 8	
N a I シンチレーションサーベイメーター (台)	1	
電離箱サーベイメーター (台)	1	
ダストサンプラー (台)	3	
個人線量計 (ポケット線量計) (個)	5 0	
高線量対応防護服 (着)	1 0	
全面マスク (個)	5 0	
タイベックスーツ (着)	1, 5 0 0	
ゴム手袋 (双)	3, 0 0 0	
遮へい材 (枚)	1 0 0	
放射能測定用車両 (台)	1	
ホールボディカウンタ	1	
G e 半導体試料放射能測定装置	1	
可搬型モニタリングポスト (台)	2	保有台数を記載

- 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。
- 準備数量については、全て程度とする。
- 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。
- 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。

様式集

様式集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	1
様式 2	原子力防災要員現況届出書	2
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	3
様式 4	放射線測定設備現況届出書	4
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	5
様式 6	防災訓練実施結果報告書	6
様式 7	非常準備体制の発令基準に至った場合の通報様式	7
様式 8	警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡	8
様式 9	特定事象発生通報（原子炉施設）	9
様式 10	特定事象発生通報（事業所外運搬）	10
様式 11	異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）	11
様式 12	異常事態連絡様式（第2報以降）（事業所外運搬）	13

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年　　月　　日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 <u>住所</u> <u>氏名</u> <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u>	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年　　月　　日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年　　月　　日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
業務の種別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名以上
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上
広 報		名以上
放射線量の測定その他の状況の把握		名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上
放射性物質による汚染の除去		名以上
医 療 に 関 す る 措 置		名以上
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 3

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
区分		選任	解任
正	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																	
届出者 住所 _____ 氏名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)																	
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。																	
<table border="1"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table>			原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3		原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法	
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3																
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式															
	設置場所																
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																
	設置場所																
	検出される数値の把握方法																

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個
	フィルター付防護マスク	個
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線
	ファクシミリ	台
	携帯電話等	台
計測器等	排気筒モニタリング	台
	設備その他の固定式測定器	台
	Ge式多重波高分析装置 (廃棄物処理設備排水モニタを含む)	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台
	中性子線測定用サーベイメータ	台
	空間放射線積算線量計	個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台
	可搬式ダスト測定関連機器	台
	サンプラ 測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	台
	サンプラ 測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器	台
その他	エリアモニタリング設備	台
	モニタリングカー	台
その他資機材	ヨウ素剤	錠
	担架	台
	除染用具	式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

様式 6

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地 40の3
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

非常準備体制の発令基準に至った場合の通報様式

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3 番耕地 40 の 3	
警戒事態該当事象の発生箇所	伊方発電所 号機	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	AL11:原子炉停止機能の異常または異常のおそれ AL21:原子炉冷却材の漏えい AL24:蒸気発生器給水機能喪失のおそれ AL25:非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ AL29:停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 AL30:使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ AL42:単一障壁の喪失または喪失のおそれ AL51:原子炉制御室他の機能喪失のおそれ AL52:所内外通信連絡機能の一部喪失 AL53:重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 外的事象(自然災害)の発生(大地震の発生・大津波警報発表・その他) オンラインサイト総括が警戒を必要と認める故障等が発生した場合 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り(cpm → cpm) モニタリングステーション/ポストの指示値 変化無し、変化有り(最大値: μSv/h → μSv/h, No.) その他
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	伊方町において震度6弱以上の地震が発生した場合、または震度6弱未満でも当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合 [発生時刻 年 月 日 時 分頃 (24 時間表示)] 観測用地震計(原子炉補助建屋基礎上端)における観測値 確認中、感知せず、感知あり(水平方向: Gal、垂直方向: Gal) 参考: 観測用地震計とは異なる制御用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値 3号機 水平方向(EL-4.5m): 190Gal 以下、垂直方向(EL-4.5m): 90Gal 以下、 水平方向(EL24.0m): 390Gal 以下	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象
連絡後の状況連絡

連絡者名

連絡先

原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の 名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3 番耕地 40 の 3
警戒事態該当事象の 発生箇所 (注 1)	伊方発電所 号機
警戒事態該当事象の 発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
警戒事態該当事象の 種類 (注 1)	
発生事象と対応の概 要 (注 2) (注 3)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注 4)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 伊方町において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、または震度 6 弱未満でも警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生時刻と観測用地震計(原子炉補助建屋基礎上端)の水平方向および垂直方向最大加速度を記載する。

参考：観測用地震計とは異なる制御用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値

3 号機 水平方向 (EL-4.5m) : 190Gal 以下、垂直方向 (EL-4.5m) : 90Gal 以下

水平方向 (EL24.0m) : 390Gal 以下

(注 4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条 通 報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
特定事象の発生箇所	伊方発電所 号機	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	<p>特定事象の種類</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>※SE01: 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※SE04: 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出</p> <p>※SE05: 火災、爆発等による管理区域外での放射性生物質の放出</p> <p>※SE06: 原子炉外臨界事故のおそれ</p> <p>SE21: 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能</p> <p>SE24: 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>SE25: 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>SE27: 直流電源の部分喪失</p> <p>※SE29: 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>※SE30: 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>SE41: 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>※SE42: 2つの障壁の喪失または喪失のおそれ</p> <p>SE43: 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>※SE51: 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>SE52: 所内外通信聯絡機能の全ての喪失</p> <p>SE53: 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>※SE55: 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記: ※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>※GE01: 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※SE02・GE02: 通常放出経路での気体放射性生物質の放出</p> <p>※SE03・GE03: 通常放出経路での液体放射性生物質の放出</p> <p>※GE04: 火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出</p> <p>※GE05: 火災、爆発等による管理区域外での放射性生物質の異常放出</p> <p>※GE06: 原子炉外での臨界事故</p> <p>※GE11: 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>※GE21: 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能</p> <p>※GE24: 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能</p> <p>※GE25: 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>※GE27: 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>※GE28: 炉心損傷の検出</p> <p>※GE29: 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>※GE30: 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>※GE41: 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>※GE42: 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ</p> <p>※GE51: 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>※GE55: 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()	
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主要な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗	排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り (cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 変化無し、変化有り (最大値: $\mu\text{Sv}/\text{h}$ → $\mu\text{Sv}/\text{h}$, No.) その他
その他特定事象の把握に参考となる情報	<p>伊方町において震度6弱以上の地震が発生した場合、または震度6弱未満でも当該特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合</p> <p>[発生時刻 年 月 日 時 分頃 (24時間表示)]</p> <p>観測用地震計(原子炉補助建屋基礎上端)における観測値</p> <p>確認中、感知せず、感知あり (水平方向: Gal, 垂直方向: Gal)</p> <p>参考: 観測用地震計とは異なる制御用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値 3号機 水平方向 (EL-4.5m) : 190Gal 以下、水平方向 (EL24.0m) : 390Gal 以下、垂直方向 (EL-4.5m) : 90Gal 以下</p>	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条 通 報

通報者名

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>※XSE61:事業所外運搬での放射線量率の上昇 ※XSE62:事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>特定事象の種類</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>※XGE61:事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 ※XGE62:事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: ※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> <p>想定される原因</p> <p>火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、 その他 ()</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

応急措置の概要（原子炉施設）

様式 1 1

（第 報）

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第 2 5 条 報 告		報告者名 連絡先
原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。		
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
特定事象の発生箇所 (注1)	伊方発電所 号機	
特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
特定事象の種類 (注1)		
発生事象と対応の概要 (注2) (注3)	(対応日時、対応の概要)	
※添付の有・無		
その他の事項の対応 (注4)		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 伊方町において震度6弱以上の地震が発生した場合、または震度6弱未満でも警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生時刻と観測用地震計(原子炉補助建屋基礎上端)の水平方向および垂直方向最大加速度を記載する。

参考：観測用地震計とは異なる制御用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値

3号機 水平方向 (EL-4.5m) : 190Gal 以下、垂直方向 (EL-4.5m) : 90Gal 以下
水平方向 (EL24.0m) : 390Gal 以下

(注4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 1-1 添付

応急措置の概要 (伊方発電所第 号機状況)

1. プラントの状況

(確認時刻： 月 日 時 分)

原子炉出力 (中性子束)	%	外部電源受電	<input type="checkbox"/> 有, <input type="checkbox"/> 無
1 次冷却材 圧力	MPa [gage] <input type="checkbox"/> 上昇, <input type="checkbox"/> 下降, <input type="checkbox"/> 安定	非常用交流 発電機受電	<input type="checkbox"/> 有, <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 不要
(加圧器・原子炉) 水位	%	蒸気発生器 による冷却	<input type="checkbox"/> 有, <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 不要
格納容器圧力	MPa [gage] <input type="checkbox"/> 上昇, <input type="checkbox"/> 下降, <input type="checkbox"/> 安定	原子炉容器 注水	<input type="checkbox"/> 有, <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 不要
炉心出口温度 (最高値)	°C	格納容器注水	<input type="checkbox"/> 有, <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 不要
格納容器内水素 濃度 (ドライ値)	vol%	炉心損傷	<input type="checkbox"/> 有, <input type="checkbox"/> 無
格納容器 最高使用圧力*	<input type="checkbox"/> 未満, <input type="checkbox"/> 以上, <input type="checkbox"/> 2倍以上 ※格納容器圧力の最高使用圧力に対する状況		

2. 放射性物質放出見通し

(確認時刻： 月 日 時 分)

放出開始予測時刻	月 日 時 分頃
特記事項	

3. 放射性物質の放出状況 (放出有の場合に記載) (確認時刻： 月 日 時 分)

放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ (地上高)	m
放出実績評価	評価時点での放出率		評価時刻までの放出量
希ガス			Bq
よう素			Bq
その他 (核種：)			Bq

4. モニタ・気象情報

(確認時刻： 月 日 時 分)

排気筒 ガスモニタ	格納容器 排気筒	cpm	補助建屋 排気筒	cpm
モニタリング ポスト	モニタリング ステーション	モニタリング ポスト No. 1	モニタリング ポスト No. 2	モニタリング ポスト No. 3
	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
気象情報	天候			風向
	風速	m/s	大気安定度	

5. その他

--

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 25 条 報 告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3 番耕地 40 の 3
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)
※ 添付の 有・無	
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（輸送容器状況）

1. 輸送容器状況

(確認時刻：月 日 時 分)

事故発生時 の状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	<input type="checkbox"/> 有, <input type="checkbox"/> 可能性有, <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 不明	爆発の有無	<input type="checkbox"/> 有, <input type="checkbox"/> 可能性有, <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 不明
	漏えいの有無	<input type="checkbox"/> 有, <input type="checkbox"/> 可能性有, <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 不明		
	特記事項			

2. 放射線量状況

(確認時刻：月 日 時 分)

距離・場所								
nSv/h μSv/h								

3. 放射性物質放出状況等(放出、漏えい有の場合に記載)(確認時刻：月 日 時 分)

放出、漏えい 開始時刻	月 日 時 分頃	放出、漏えい 停止時刻	月 日 時 分頃
放出、漏えい 箇所			

4. その他

--